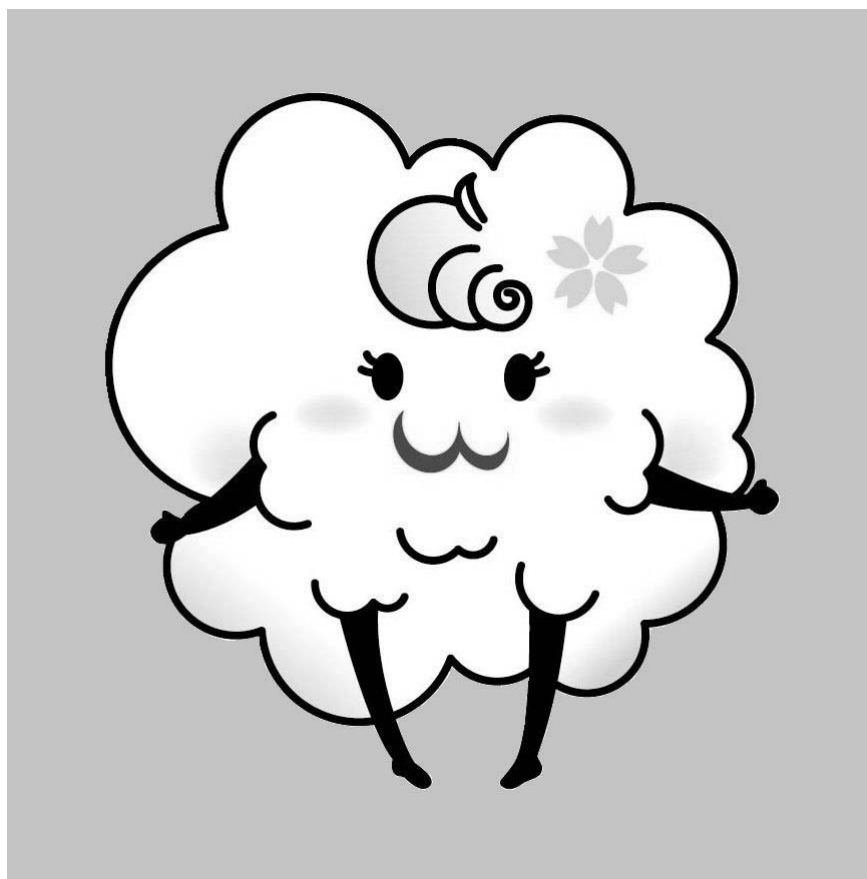


三次市障害者計画



平成27年3月



三次市

三次市障害者計画

第2期障害者福祉計画

(平成27年度～平成32年度)

第4期障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

三 次 市 障 害 者 計 画

(第 2 期障害者福祉計画・第 4 期障害福祉計画)

第 1 章	策定の背景と目的	1
第 1 節	障害者の福祉に関する動向	1
1	国の動向	
2	広島県の動向	
3	三次市の動向	
第 2 節	計画の目的	3
第 3 節	計画の位置づけ	3
第 4 節	計画期間	4
1	第 2 期障害者福祉計画（平成 27 年度～平成 32 年度）	
2	第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）	
第 5 節	計画の対象	4
第 6 節	計画の策定体制	4
第 2 章	三次市の現状と課題	6
第 1 節	障害者等の状況	6
1	障害者数（手帳所持者数）の推移	6
(1)	身体障害者の推移	
(2)	知的障害者の推移	
(3)	精神障害者の推移	
(4)	自立支援医療（精神通院）受給者の推移	
2	障害児等の状況	10
(1)	身体障害者手帳・療育手帳を所持する児童の推移	
(2)	こども発達支援センターを利用する児童の推移	
(3)	特別支援学級の児童・生徒の推移	
(4)	通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の推移	
(5)	特別支援学校在籍児童・生徒の推移	
3	障害者就労の状況	13
(1)	民間企業における障害者の実雇用率と目標達成企業の割合	
(2)	障害者雇用状況	
第 2 節	障害福祉サービスの利用状況	15
1	障害者総合支援法による障害福祉サービスの状況	15
(1)	障害支援区分認定者数の状況	
(2)	障害福祉サービスの利用実績	

第3節 アンケート調査結果	24
第4節 第3期障害福祉計画の重点事業の進捗状況	31
第3章 三次市障害者福祉計画(第2期)	34
第1節 計画の基本理念と計画の体系	34
1 基本理念とめざす将来像	34
めざす将来像	
“障害のある人が、地域でいきいきと、 自分らしく生きることのできるまち “	
2 基本目標	35
(1) 共生社会のまちづくり	
(2) 相談支援体制等の強化	
(3) 安心して生活できる支援体制の強化	
(4) いきいきと働ける仕組みと支援の充実	
(5) 相談から療育までの一貫した支援体制の整備	
3 計画の体系	36
第2節 施策の体系と重点施策の方向	37
1 啓発・広報活動の推進 ～共生社会のまちづくり～	37
(1) 障害に対する理解の促進	
(2) 福祉に関する教育・研修の推進	
(3) 民間団体等との協働	
(4) 地域で支える仕組みづくり	
2 相談支援体制の充実 ～相談支援体制等の強化～	46
(1) 福祉総合相談支援センターの設置	
(2) 相談から自己選択・決定への支援	
(3) (仮称) 障害者支援協議会の機能強化	
(4) 相談支援ネットワークの充実	
3 地域生活支援体制の充実 ～安心して生活できる支援体制の強化～	53
(1) 障害福祉サービス等の充実	
(2) 住まいの場の確保	
(3) 保健・医療体制の充実	
(4) 情報提供の充実・多様化	
(5) 権利擁護(虐待防止)ネットワークの充実	
(6) 災害時要援護者の支援体制の確立	
(7) 公共施設・住環境の整備の促進	

4	就労支援の充実　～いきいきと働ける仕組みと支援の充実～	72
(1)	障害者雇用・就労機会の拡大と推進	
(2)	多様な就労による生きがいつくり	
(3)	障害者就労支援施設等からの優先調達の推進強化	
5	療育・発達支援の充実　～相談から療育まで一貫した支援体制の整備～	79
(1)	早期発見・早期対応	
(2)	療育・発達支援体制の充実	
(3)	連携強化による一貫した支援	
第4章	三次市障害福祉計画（第4期）	88
第1節	サービス提供における基本的方針	88
第2節	平成29年度の目標値の設定	88
1	施設入所者の地域生活への移行	88
2	地域生活支援拠点施設等の整備	88
3	福祉施設から一般就労への移行	89
4	就労移行支援事業の利用者数	89
第3節	指定障害福祉サービス見込み量の設定	90
1	障害福祉サービス	90
(1)	訪問系サービス	
(2)	日中系サービス	
(3)	居住系サービス	
(4)	相談支援	
(5)	障害児通所支援	
(6)	各サービス提供事業所の状況	
2	地域生活支援事業	101
(1)	相談支援事業	
(2)	意志疎通支援事業	
(3)	日常生活用具給付等事業	
(4)	移動支援事業	
(5)	地域活動支援センター事業	
(6)	理解促進研修・啓発事業	
(7)	手話奉仕員養成研修事業	
(8)	その他の事業	
第5章	計画の推進体制	107
第1節	計画の総合的な推進体制	107
第2節	計画の点検・評価	107
第3節	コンプライアンスの重視	107

資料編

資料 1	用語解説	110
資料 2	三次市障害者計画策定委員会設置要綱	121
資料 3	三次市障害者計画策定委員会委員名簿	123
資料 4	三次市障害者計画策定連絡会議設置要綱	124
資料 5	三次市障害者計画策定体制	126
資料 6	三次市障害者計画の策定経過	127

第1章 策定の背景と目的

第1章 策定の背景と目的

第1節 障害者の福祉に関する動向

1 国の動向

我が国においては、昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されて以降、障害者に関する施策の充実が進められてきました。

平成2年には、いわゆる福祉関係8法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されるとともに、平成7年の「障害者プラン」では、障害者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成17年に、障害種別に関わらないサービスの提供や身近な市町による一元的なサービス提供などが盛り込まれた「障害者自立支援法」が成立し、平成18年の完全施行を経て、平成22年には利用者負担については応能負担を原則とすることなどの見直しが行われました。

平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、障害者の範囲に難病等が加えられるなどの制度改正が行われています。

また、「障害者の権利に関する条約」が平成18年に国連総会において採択され、我が国は同条約に平成19年に署名を行いました。条約の批准に向けて、障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障害者制度改革推進本部」が設置され、その議論の経過の中で、国内法の整備が進められてきています。

平成23年には、「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義が見直されるとともに、平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が成立されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

政府においては、国際社会の動向、これまでの国内における取組の進展等を踏まえ、障害者に関わる制度の改革や社会情勢の変化などに対応した障害者施策を展開するため、平成25年9月に、平成29年度までの向こう5年間の障害者施策の基本方針を定める「障害者基本計画」を策定しました。

2 広島県の動向

広島県における障害者施策は、昭和57年に「障害者に関する広島県長期計画」を策定後、平成6年に「障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現をめざす」ことを基本理念とした「障害者に関する第2次広島県長期行動計画」を、平成16年3月には平成25年度までの10年間を計

第1章 策定の背景と目的

画期間とする「広島県障害者プラン」を策定しました。

また、平成26年3月には、「障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて、平成30年までの向こう5年間障害者施策を総合的かつ長期的な視点で推進していくための「広島県障害者プラン（第3次広島県障害者計画）」を策定しています。

3 三次市の動向

(1) 障害者福祉施策の計画化

平成16年4月、市町村合併により「新三次市」が誕生しました。合併以降の本市の障害者福祉施策を計画的、総合的に推進するため、平成17年4月に「三次市障害者福祉計画 いきいきプラン」（計画期間：平成17年度～平成26年度）を策定し、「希望がもて、夢が語れるまちづくり」を施策の重点方針として、障害のある人が地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域で生活を送れるよう、日常生活の支援や就労支援など、多様な取組を推進してきました。

(2) 障害福祉計画の策定

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別によらない共通の制度とし、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元化に提供する制度がスタートしました。

これを受け、本市では、平成19年3月に障害者福祉計画（いきいきプラン）の重点施策の具体化を一体的に盛り込んだ、「第1期三次市障害福祉計画」（計画期間：平成18年度～平成20年度）を策定し、めざす将来像を「障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち」として、障害者の福祉施策を積極的に推進してきました。

引き続き、「第2期三次市障害福祉計画」（計画期間：平成21年度～平成23年度）及び「第3期三次市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）では6つの目標を基本に、4つの重点プロジェクトを柱に進めてきました。

6つの基本目標は、(1)相談支援体制の充実、(2)地域における暮らしの場を確保、(3)地域生活の支援体制づくり、(4)就労支援の強化、(5)地域の啓発や社会参加の促進、(6)療育・発達支援の充実とし、目標実現のための4つの重点プロジェクトとして、(1)相談支援プロジェクト、(2)地域で安心プロジェクト、(3)就労支援プロジェクト、(4)療育発達支援プロジェクトを設定し、推進しました。

現在、6つの基本目標と4つの重点プロジェクトは、障害者自立支援ネットワーク連絡会議の活性化とともに、各専門部会を中心とした連携強化と社会資源の活用取組へと発展してきています。

第 1 章 策定の背景と目的

第 2 節 計画の目的

障害のある人，一人ひとりが地域の一員として尊重され，自己選択と自己決定のもとに，安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現のために，本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め，必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

第 3 節 計画の位置づけ

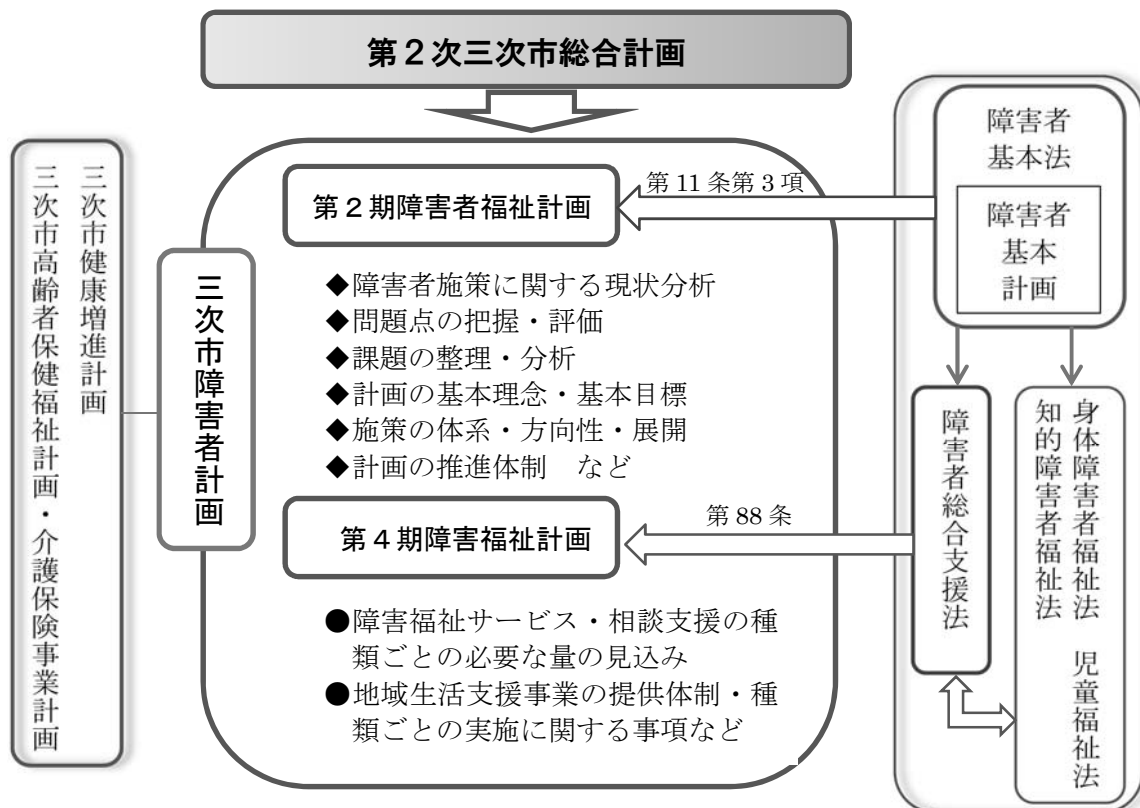
本計画は，本市のまちづくりの総合指針である「第 2 次三次市総合計画」（計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度）の個別計画であり，障害者基本法の理念や国の「障害者基本計画」などの上位計画を踏まえ，「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」，「三次市健康増進計画」等本市の関連する計画と連携し，障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。

「第 2 期障害者福祉計画」は，障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけます。

また，「第 4 期障害福祉計画」は，障害者総合支援法第 88 条に定める障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するとともに，第 2 期障害者計画の前期 3 年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

本市では，この二つの法定計画を，調和のとれた一体的な計画となるよう「三次市障害者計画」として策定します。

計画の位置づけ（イメージ図）



第1章 策定の背景と目的

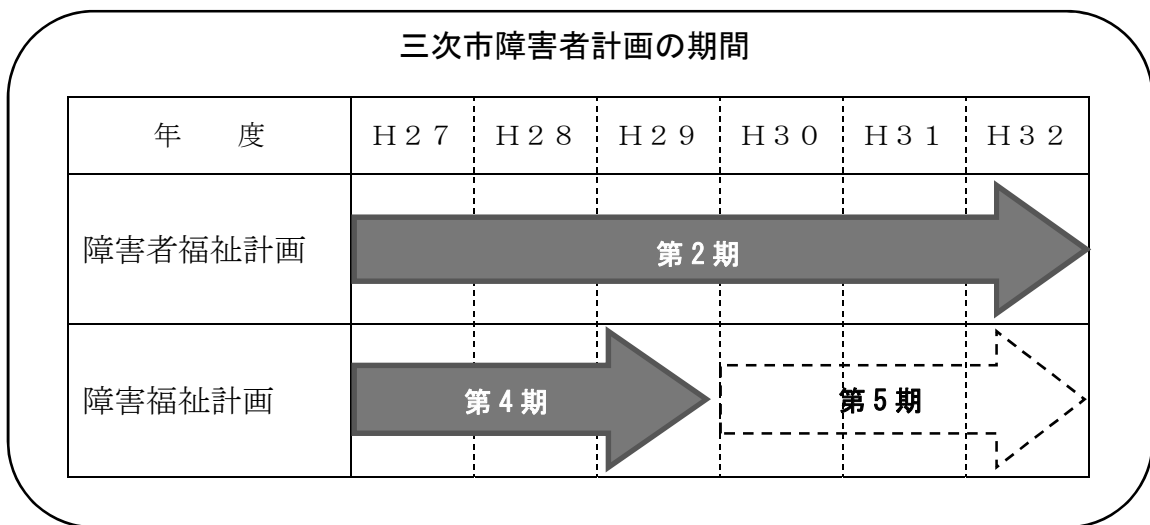
第4節 計画期間

1 第2期障害者福祉計画（平成27年度～平成32年度）

障害福祉計画の計画期間（3年ごとの策定）を考慮し、6年間の計画とします。ただし、社会経済情勢や国の障害者保健福祉制度の改革、本市の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要があると認めたときは見直しを行います。

2 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

障害者総合支援法に規定する基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、3年間の計画とします。



第5節 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象とします。

第6節 計画の策定体制

本計画の策定において、平成26年6月～7月に実施した障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を対象としたアンケート調査や、当事者や家族で構成する障害者福祉団体や家族会等との意見交換会での意見等を基礎資料として活用しました。

また、庁舎内関係部局担当者で構成するワーキング会議や障害者福祉関係機関等で構成するワーキング会議を設置・開催し、本計画素案の検討を行いました。

○ 三次市障害者計画策定連絡会議

庁内組織である「三次市障害者計画策定連絡会議」で審議し、本計画の原案を作成しました。

第 1 章 策定の背景と目的

○ 三次市障害者計画策定委員会（三次市障害者自立支援協議会）

本計画に専門的な意見を反映させていくため、「三次市障害者計画策定委員会」に計画案を諮りました。

○ パブリックコメントの実施

本計画素案について、市民意見の募集（パブリックコメント）を平成 27 年 1 月 29 日から平成 27 年 2 月 17 日までの期間、市のホームページ等にて実施し、寄せられた意見等を参考にして最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 三次市の現状と課題

第2章 三次市の現状と課題

第1節 障害者等の状況

1 障害者数（手帳所持者数）の推移

平成26年の身体障害者手帳所持者は3,263人、療育手帳所持者（知的障害者）は、566人、精神障害者保健福祉手帳所持者は421人でした。

身体障害者手帳所持者数の推移は、手帳所持者の死亡者数に比較し新規交付者数の方が少なくなっており、平成18年以降からは減少傾向にあります。知的障害者数は1.5倍、精神障害者数は1.6倍に増加しています。

表1 障害者手帳所持者数の推移（児童を含む） 各年3月末現在（単位：人）

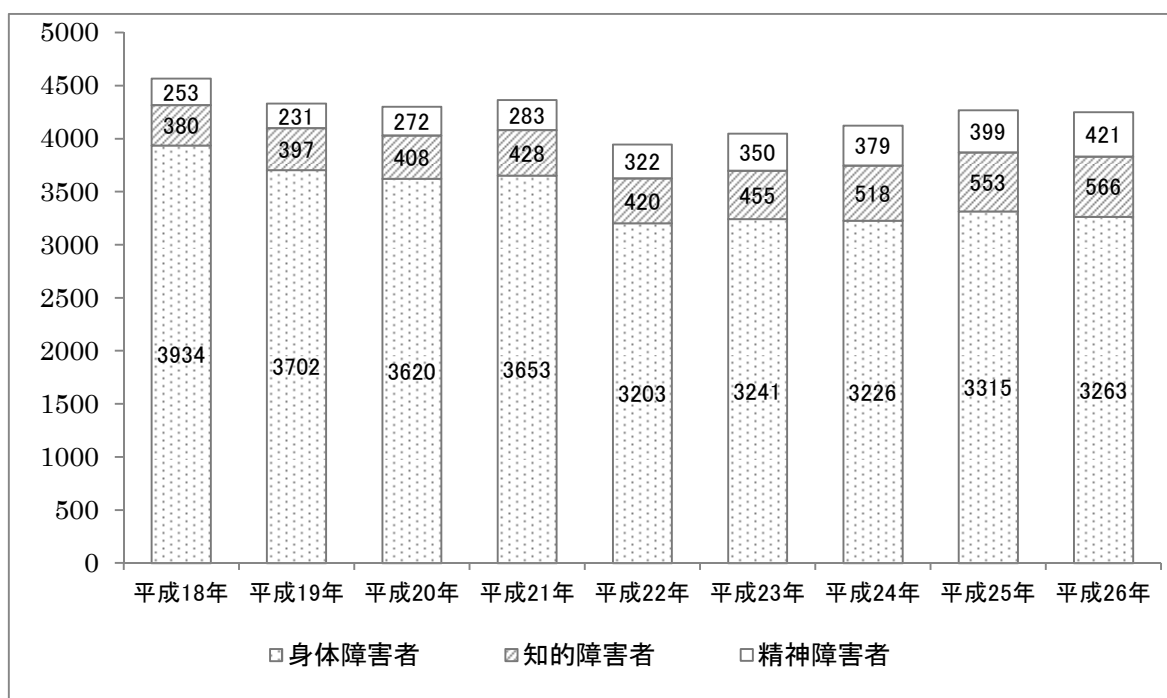
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者	3,934	3,702	3,620	3,653	3,203	3,241	3,226	3,315	3,263
知的障害者	380	397	408	428	420	455	518	553	566
精神障害者	253	231	272	283	322	350	379	399	421
人口	60,814	60,418	59,627	58,871	58,226	57,719	57,078	56,404	55,642

資料）三次市障害福祉計画（1期～3期）

※平成22年の減少は、台帳を精査し所持者数を整理したことによる要因が大きい。

グラフ1 障害者手帳の所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）



第2章 三次市の現状と課題

(1) 身体障害者の推移（身体障害者手帳所持者数の推移）

身体障害者の障害程度の構成は、重度者（1級・2級）が41%を占めており、重度者は緩やかな増加傾向です。

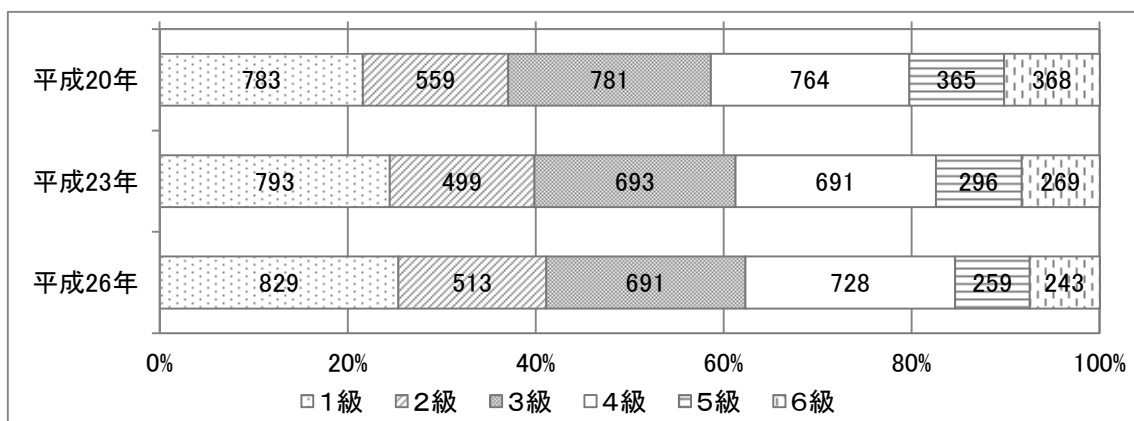
表2 身体障害者手帳所持者数の状況（児童を含む）

各年3月末現在（単位：人）

	平成20年	平成23年	平成26年
1級	783	793	829
2級	559	499	513
3級	781	693	691
4級	764	691	728
5級	365	296	259
6級	368	269	243
合計	3,620	3,241	3,263

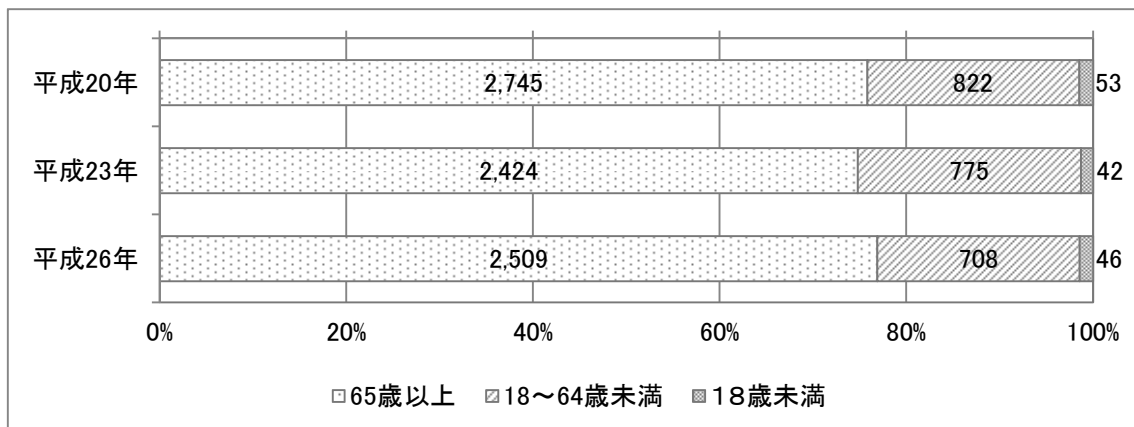
グラフ2 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）



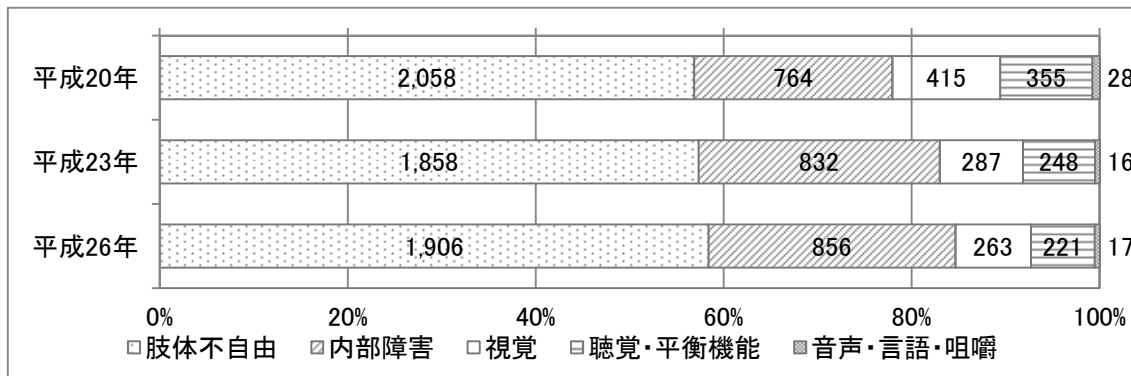
グラフ3 年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：%）



第2章 三次市の現状と課題

グラフ4 障害種別 身体障害者手帳所持者数の推移 各年3月末現在（単位：人）



(2) 知的障害者の推移（療育手帳所持者数の推移）

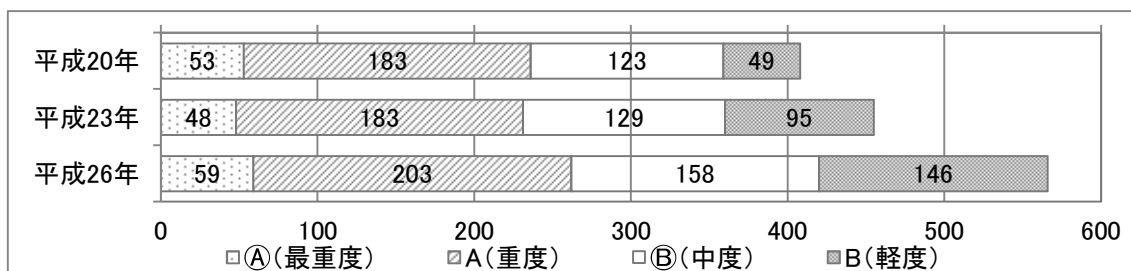
平成26年の療育手帳所持者数は566人で、平成20年に比べて1.4倍の増加となっています。特に、軽度な手帳所持者数は3倍と大きく増加しています。また、18歳未満の所持者数の伸びが大きくなっています。また、成人期になって手帳を取得される方も増加傾向となっています。

表3 等級別 療育手帳所持者数の推移 各年3月末現在（単位：人）

区分	㉠(最重度)	A(重度)	㉡(中度)	B(軽度)	合計
平成20年	53	183	123	49	408
平成23年	48	183	129	95	455
平成26年	59	203	158	146	566

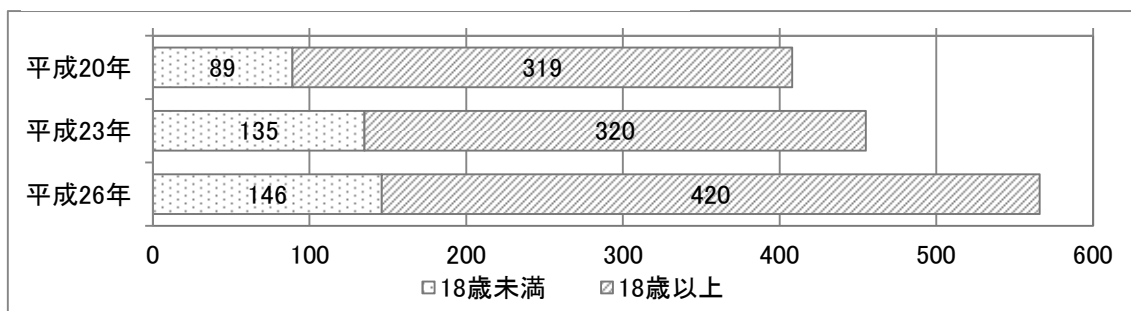
グラフ5 療育手帳 程度別所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）



グラフ6 療育手帳 児童・成人所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）



第2章 三次市の現状と課題

(3) 精神障害者の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）

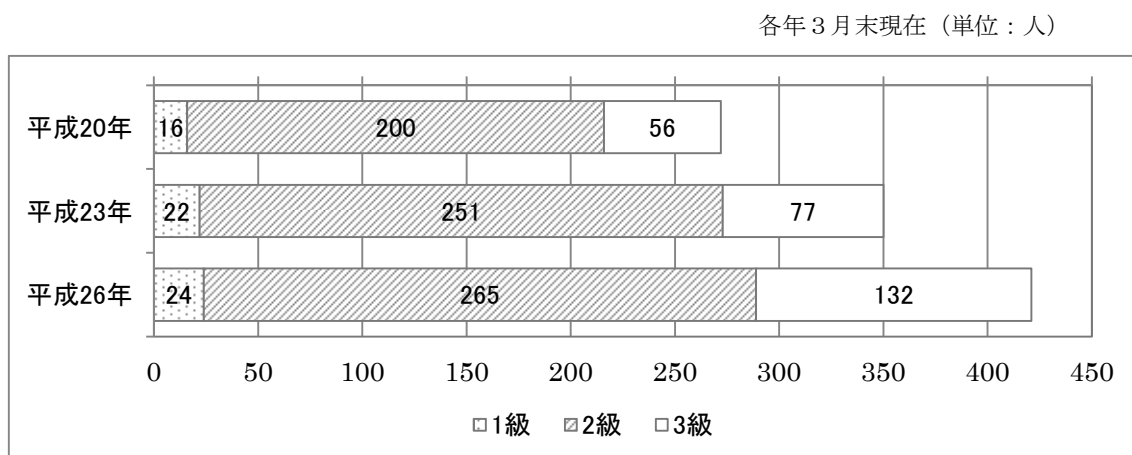
平成26年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は421人で、平成20年に比べて1.5倍と増加しています。特に、3級手帳所持者数が大きく増加しています。

表4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	1級	2級	3級	合計
平成20年	16	200	56	272
平成23年	22	251	77	350
平成26年	24	265	132	421

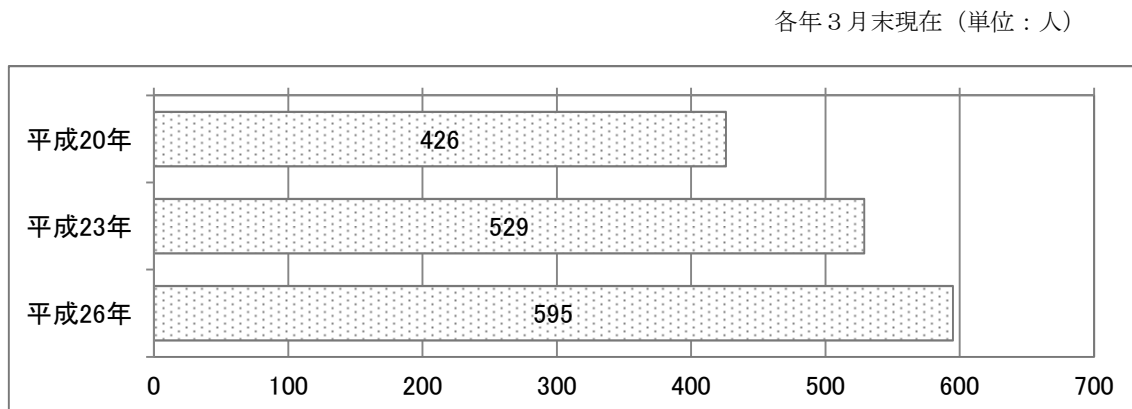
グラフ7 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(4) 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

平成26年の自立支援医療受給者は555人で、平成20年に比べて1.3倍となっています。

グラフ8 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移



第2章 三次市の現状と課題

2 障害児等の状況

(1) 身体障害者手帳・療育手帳を所持する児童の推移

(単位：人)

区分	身体障害者手帳	療育手帳
平成20年度	53	89
平成23年度	42	135
平成26年度	46	146

※各年度 4月1日現在の18歳未満の手帳所持者数

(2) こども発達支援センターを利用する児童の推移

(単位：人)

区分		在籍者	利用日以外の過ごし方				相談 (実人数)
			保育所・ 幼稚園	療育施設	在宅	小学校	
平成23年度	前期	59	38	2	7	12	58
	後期	65	36	1	16	12	81
平成24年度	前期	50	41	0	9	0	66
	後期	65	51	0	14	0	18
平成25年度	前期	65	57	0	8	0	67
	後期	76	59	0	17	0	85
平成26年度	前期	55	49	0	6	0	78
	後期	67	54	0	13	0	97

※前期とは4月～9月，後期とは10月～3月です。

【現状と評価】

- 就学前の子どもを対象に支援しています。
- 保護者も教室での経験を通して、わが子の良さやしんどさを含めた理解が進むような支援を行っています。そのことが子どもにとっても生きやすさにつながっています。
- 保護者間のつながりができ、子育てにおける悩みや不安の軽減に結びついています。

第2章 三次市の現状と課題

(3) 特別支援学級の児童・生徒の推移

特別支援学級数及び在籍児童・生徒数（平成26年11月現在）

（単位：人）

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	在籍者数	学校数	学級数	在籍者数
知的障害	13	14	34	11	11	16
肢体不自由	1	1	2	1	1	1
病弱・身体虚弱	1	1	1	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	1	1	1	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	10	10	17	4	4	8
合計	26(18)	27	55	16(11)	16	25

※合計は延数（内数：実質学校数）

【現状と評価】

- 特別支援学級の在籍児童・生徒数は、平成24年度77名（小学校51名、中学校26名）、平成25年度77名（小学校57名、中学校20名）、平成26年度80名（小学校55名、中学校25名）と、大きな変動はなく推移しています。
- 各学校においては、児童・生徒の実態や保護者、専門家の意見や判断に基づき、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう、個別の指導計画を作成し、特別支援教育に取り組んでいます。

(4) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の推移

通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒数

	小学校		中学校		全体	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
平成24年度	125	4.4	54	3.7	179	4.1
平成25年度	110	3.9	46	3.2	156	3.7
平成26年度	130	4.7	52	3.8	182	4.4

【現状と評価】

- 通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は、4%前後と、大きな変動はなく推移しています。

第2章 三次市の現状と課題

- 教育委員会では、通常の学級において生活及び学習上の困難を有する児童・生徒に対し、学習活動における指導の援助や、学校生活を送る上での援助を行えるよう、学校支援員を配置するなどして、指導の充実を図っています。

(5) 特別支援学校在籍児童・生徒の推移

県立庄原特別支援学校の在籍児童・生徒の通学状況は次の通りです。

①在籍者の推移

(単位：人)

区 分	在 籍 者 数			
	総数	小学部	中学部	高等部
平成 24 年度 (内 三次市)	81 (48)	14 (11)	10 (6)	57 (31)
平成 25 年度 (内 三次市)	79 (43)	17 (11)	10 (5)	52 (27)
平成 26 年度 (内 三次市)	80 (44)	14 (10)	12 (5)	54 (29)

※各年度 5 月現在

- 在籍者数は横ばいです。

②通学状況 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

(単位：人)

区 分	自宅より	施設より
小学部 (内 三次市)	13 (10)	1 (0)
中学部 (内 三次市)	9 (5)	3 (0)
高等部 (内 三次市)	49 (29)	5 (0)
合 計 (内 三次市)	71 (44)	9 (0)

- 本市の在籍者は、全員自宅から通学しています。

- 通学手段としては、公共交通機関を利用した自力通学をめざすとともに、スクールバス利用もあります。

③進路状況

(単位：人)

区 分	一般就労	生活介護	就労継続B型	非雇用型	就労移行支援	自立訓練	日中一時支援	合 計
平成 23 年度	4	2	4	1	0	0	0	11
平成 24 年度	6	4	3	0	5	1	2	21
平成 25 年度	3	2	3	1	0	0	1	10
平成 26 年度	15	5	3	0	3	0	0	26

※平成 26 年度は見込み数

- 高等部 1 年生時からの就労経験も含めた作業学習への取組成果により、一般就労に繋がっています。

第2章 三次市の現状と課題

3 障害者就労の状況

(1) 民間企業における障害者の実雇用率と目標達成企業の割合

障害者の雇用率は依然として低く、法定雇用率2.0%の目標未達成企業が多くあり、関係機関や企業等とのネットワークの構築により障害者の雇用の推進を図る必要があります。

平成26年6月1日現在(単位:%)

区 分	実雇用率	目標達成企業の割合
三次公共職業安定所管内	1.62 (1.86)	60.0 (58.3)
広 島 県	1.90 (1.84)	45.1 (44.2)
全 国	1.82 (1.76)	44.7 (42.7)

※ () 内は平成25年6月1日現在の数値

(2) 障害者雇用状況 (三次公共職業安定所資料)

区 分	企 業 数	雇 用 状 況							
		算定基礎 労働者数	障 害 者 数			実雇用率	雇用率 達成 企業数	雇用率 達成 企業割合	
			A 重度 障害者数	B A以外の 障害者数	C 合計 A×2+B				
社	人	人	人	人	%	企業	%		
全 企 業	35	4,672.0	11	53.5	75.5	1.62	21	60.0	
	36	4,592.0	12	61.5	85.5	1.86	21	58.3	
規 模	50~99 人	20	1,438.5	0	13.0	13.0	0.90	13	65.0
		21	1414.5	1	14.5	16.5	1.17	13	61.9
	100人~299人	12	2,033.5	7	31.5	45.5	2.24	7	58.3
		12	1,984.0	7	36.0	50.0	2.52	6	50.0
	300人~999人	3	1,200.0	4	9.0	17.0	1.42	1	33.3
		3	1,193.5	4	11.0	19.0	1.59	2	66.7
1,000人以上	0								
	0								
産 業	農・林・漁業	1	101.0	1	1.0	3.0	2.97	1	100.0
	建設業	1	95.0	1	1.0	3.0	3.16	1	100.0
	製造業	9	1,534.5	4	13.0	21.0	1.37	6	66.7
		8	1,451.0	4	12.0	20.0	1.38	5	62.5

第2章 三次市の現状と課題

運輸業、郵便業	5	501.5	0	3.5	3.5	0.70	1	20.0
	卸売・小売業	6	523.5	0	7.5	7.5	1.43	3
不動産業、物品 賃貸業	14	1,854.5	5	30.0	40.0	2.16	10	71.4
	医療、福祉	13	1,707.5	6	33.0	45.0	2.64	8
サービス業	6	680.5	1	6.0	8.0	1.18	3	50.0
その他	8	814.5	1	8.0	10.0	1.23	4	50.0

- ※
1. 障害者数のA欄「重度障害者数」には短時間労働者である重度障害者の数は含まれていない。
 2. 短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者数はB欄に含まれている。
 3. A欄の障害者数は、重度身体障害者及び重度知的障害者を法律上1人を2人に相当するものとして、合計においてダブルカウントを行っている。
 4. 短時間労働者である精神障害者については法律上1人を0.5人に相当するものとしてB欄でカウントしている。
 5. 下段は前年の数値である。

【現状と評価】

- ハローワーク三次管内の従業員数50人以上の企業35社における平成26年6月1日現在の障害者の雇用状況は、算定基礎労働者数が4,672.0人と対前年比で80.0人の増加となりましたが、雇用障害者数は75.5人と対前年比で10.0人の減少となりました。結果として実雇用率は1.62%と対前年度比で0.24ポイントの減少となりました。民間企業における法定雇用率である2.0%には達していません。
- 雇用率達成企業割合については60.0%と対前年度比で1.7ポイントの増加となりましたが、35社中14社が法定雇用率を達成していない状況です。
- 広島県及び全国との比較では、広島県・全国ともに達成企業割合・実雇用率とも増加しているのに対し、ハローワーク三次管内では達成企業割合は増加しているものの、実雇用率は低下しています。

第2章 三次市の現状と課題

第2節 障害福祉サービスの利用状況

1 障害者総合支援法による障害福祉サービスの状況

(1) 障害支援（程度）区分認定者数の状況

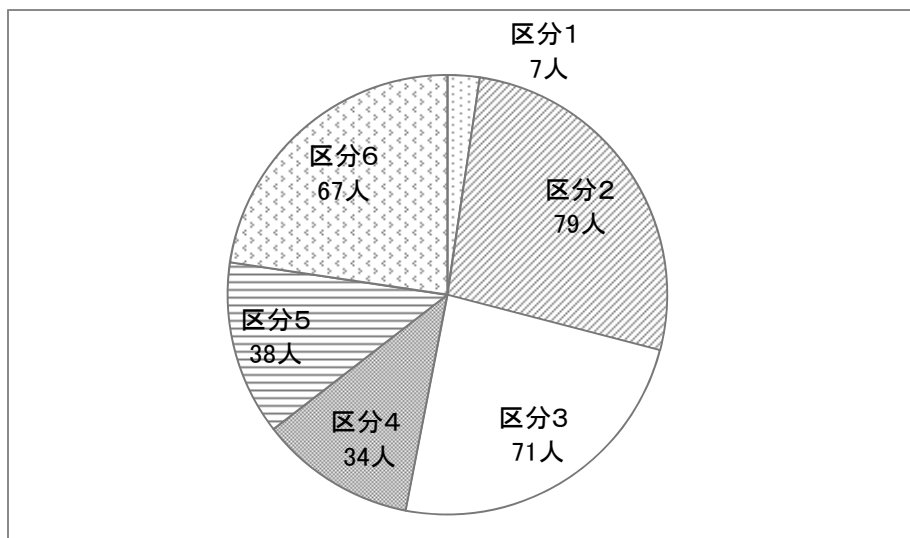
平成26年度から、「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更され、障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な区分の認定を行っています。

障害福祉サービス障害支援区分の認定者数の推移 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区分1	8	8	7
区分2	59	75	79
区分3	49	65	71
区分4	22	29	34
区分5	29	35	38
区分6	43	57	67
合計	210	269	296

※平成26年度数値は9月末現在（平成25年度までは「障害程度区分」）

□平成26年9月末 障害支援区分認定者の割合



第2章 三次市の現状と課題

(2) 障害福祉サービスの利用実績 *各サービスの内容は56頁からの「主な施策」を参照

① 訪問系サービス

(単位：人・時間/月)

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
訪問系サービス 合計	計画	58	1,383	68	1,406	77	1,869
	実績	51	538	58	1,138	56	1,066
居宅介護	計画	49	1,127	57	1,131	64	1,472
	実績	50	525	54	995	53	906
同行援護	計画	5	50	6	60	7	70
	実績	1	13	1	1	2	7
重度 訪問介護	計画	2	188	2	188	2	188
	実績	-	-	3	142	1	153
行動援護	計画	2	18	3	27	4	139
	実績	-	-	-	-	-	-
重度障害者 等包括支援	計画	-	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	-	-

※3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

【現状と評価】

- 訪問系サービスは、計画数値を下回る利用状況です。
- 対象者となる障害者の高齢化が進んでいます。居宅介護など介護保険の利用が優先するサービスもありますが、継続して自立支援サービスを利用されている方もあります。実態に応じた制度の利用の促進が引き続き課題です。

第2章 三次市の現状と課題

② 日中活動系サービス

(単位：人・時間/月)

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
生活介護	計画	83	1,743	84	1,764	85	1,785
	実績	127	2,543	143	3,289	137	2,752
自立訓練 (機能訓練)	計画	1	20	2	40	2	40
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画	10	130	10	130	10	130
	実績	4	70	3	69	1	3
宿泊型 自立訓練	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	1	22	1	22	1	4
就労移行支援	計画	36	648	44	792	52	936
	実績	24	452	15	345	11	181
就労継続支援 A 型	計画	30	540	32	576	34	612
	実績	29	481	29	667	29	598
就労継続支援 B 型	計画	75	1,350	76	1,368	77	1,386
	実績	118	2,114	135	3,105	145	2,685
療養介護	計画	1	-	1	-	1	-
	実績	14	434	15	465	15	450
短期入所	計画	20	220	25	275	30	330
	実績	25	316	25	375	27	231

※3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

【現状と評価】

- 生活介護は、事業所の増設等により増加しています。
- 就労移行支援、自立訓練(生活訓練)の標準利用期間(1年6か月から2年)満了や、継続利用(最大1年)の満了に伴い、就労継続支援B型等の利用が増加しています。
- 療養介護は、平成24年度の児童福祉法の改正により、18才以上の入所者については障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用することになり、利用者が増

第2章 三次市の現状と課題

加しています。

- 短期入所は、施設入所待機のための長期利用の実態があり、人数に対しての日数の実績数値が多く、在宅支援を含めた他の制度利用の検討が引き続きの課題です。

③ 居住系サービス

(単位：人/月)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		利用人数	利用人数	利用人数	
共同生活援助 (グループホーム)	計画	20	24	30	
	実績	20	24	67	
				介護サービス 包括型	43
外部サービス 利用型	24				
共同生活介護 (ケアホーム)	計画	38	45	45	
	実績	42	45	-	
施設入所支援	計画	99	97	96	
	実績	96	97	99	

※ 3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

【現状と評価】

- 平成26年4月から、ケアホームがグループホームに一元化されました。
- 介護者の高齢化とともに、グループホームの利用希望者は増加していますが、施設が不足していることが課題となっています。

④ 相談支援サービス

(単位：人/年間)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
		利用人数	利用人数	利用人数		
計画相談支援	計画	185	195	205		
	実績	計	18	116	88	
		障害者	16	67	82	
		障害児	2	49	6	
地域移行支援	計画	10	12	16		
	実績	-	-	-		
地域定着支援	計画	-	11	19		
	実績	-	-	-		

※ 3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

第2章 三次市の現状と課題

【現状と評価】

- 平成24年度から、障害福祉サービス利用を前提としてサービス等利用計画の作成が開始されたことにより計画作成に当たっての整備等を行い、更新を迎える利用者と新規サービス利用者のサービス等利用計画の作成を行いました。
- 市内の相談支援事業所は、現在7事業所あります。
- サービス等利用計画は、専門の相談員が、障害者のニーズに合わせて計画を作成し、定期的にモニタリングを行うため、障害者がいつでも気軽に相談できる体制となっています。
- 地域移行支援と地域定着支援は実績がなく、支援が出来る体制を整えることが課題です。

⑤ 障害児通所支援サービス

(単位：人・日/月)

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
旧児童 デイサービス	計画	36	140	36	140	36	140
児童発達支援	実績	32	134	13	67	13	105
医療型 児童発達支援	実績	1	7	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	実績	21	198	49	333	39	290
保育所等 訪問支援	実績	-	-	-	-	-	-

※3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

【現状と評価】

- 児童発達支援は、未就学児を対象としており、発達等に課題のある子どもや家庭への支援を行っています。
- 放課後等デイサービスは、就学児を対象としていますが、定員を超えたニーズがあり、事業所等の充実が必要となっています。

第2章 三次市の現状と課題

⑥ コミュニケーション支援事業

(単位：年間利用件数)

コミュニケーション支援事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者等派遣 事業(年間)	計画	45	50	60
	実績	57	37	(19)
要約筆記奉仕員等 派遣事業(年間)	計画	50	60	70
	実績	45	32	(33)

※平成 26 年度利用状況は、4 月～9 月分を () 書きで掲載

【現状と評価】

- 手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業と併せて三次市社会福祉協議会に委託し、ボランティアグループの協力を得て実施しています。
- 手話通訳者派遣件数減の要因の一つに、平成 25 年度から毎週水曜日に手話通訳者を設置したことがあげられます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

(単位：年間給付件数)

日常生活用具給付等事業			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
			給付件数	給付件数	給付件数
日常生活用具給付事業 (年間)	介護・訓練等 支援用具	計画	5	5	5
		実績	2	2	(1)
	自立生活 支援用具	計画	20	20	20
		実績	12	14	(6)
	在宅療養等 支援用具	計画	20	20	20
		実績	28	20	(9)
	情報・意思疎 通支援用具	計画	10	10	10
		実績	10	7	(7)
	排泄管理 支援用具	計画	1,450	1,550	1550
		実績	1,470	1,487	(925)
	住宅改修費	計画	5	5	5
		実績	4	5	(1)

※平成 26 年度利用状況は、4 月～9 月分を () 書きで掲載

【現状と評価】

- 平成 20 年 7 月から本市独自の利用者負担上限額を設定し、更なる障害児と低所得者世帯の費用負担の軽減措置を実施しています。

第2章 三次市の現状と課題

- 平成25年4月からの障害者の範囲に難病患者等が含まれることに伴い、日常生活用具給付等事業の対象者に難病患者等を追加して給付を行っています。

⑧ 移動支援事業

(単位：件・時間/月)

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用件数	利用時間	利用件数	利用時間	利用件数	利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	計画	12	100	20	200	30	300
	実績	10	34	9	28	9	28

※3月の利用実績(平成26年度は9月の利用実績)

【現状と評価】

- 視覚障害者の同行援護への移行が進んでおらず、引き続き移行をしていく必要があります。
- 平成24年度から、児童を持つ家庭からのニーズにより、夏休みのプール利用の際の移動支援を行いサービスの拡大を図りました。
- 平成20年7月から本市独自の利用者負担上限額を設定し、更なる障害児と低所得者世帯の費用負担の軽減措置を実施しています。

⑨ 地域活動支援センター事業

(単位：人・月/年)

地域活動支援センター事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中活動支援型	箇所	6	6	6
	延利用者数	571	677	(349)

※平成26年度利用状況は、4月～9月分()書きで掲載

【現状と評価】

- 市内4箇所と市外2箇所の利用があります。

⑩ 福祉ホーム事業

(単位：人/年)

福祉ホーム事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		利用者数	利用者数	利用者数
福祉ホーム事業	計画	5	5	5
	実績	4	4	4

【現状と評価】

- 市内に福祉ホームはなく、隣接市にある知的障害者福祉ホームの利用があります。

第2章 三次市の現状と課題

- 通所支援施設等へ通勤が困難な方の住居提供サービスとして、市外の福祉ホームの利用があります。

⑪ 生活支援事業

(単位：人)

生活支援事業	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児生活訓練事業	計画	30	30	30
	実績	34	33	(31)
福祉機器リサイクル事業	計画	180	180	180
	実績	156	142	(45)

※平成26年度利用状況は、4月～9月分（ ）書きで掲載

【現状と評価】

- 障害児生活訓練事業は、小中学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした春休みや夏休み等の長期休業中の日中預かり支援事業で、保護者からのニーズが高い事業となっています。
- 福祉機器リサイクル事業については、三次市社会福祉協議会への委託により効率的な運用が図られています。

⑬ 日中一時支援事業

(単位：人/月)

サービス種別			平成24年度	平成25年度	平成26年度
			利用者数	利用者数	利用者数
日中一時支援	短期入所型	計画	30	30	30
		実績	24	15	18
日中一時支援	放課後一時支援型	計画	20	20	20
		実績	7	5	10

※3月の利用実績（平成26年度は9月の利用実績）

【現状と評価】

- 短期入所型事業については、保護者や家庭の就労支援及び一時的な休息等のニーズに対応するサービスとしており、利用希望者は増加していますが、受け入れできる事業所数や定員、地域により利用が出来ない状況があります。引き続き新規事業所の確保が課題です。
- 日中活動系サービスを利用した後から、家族が帰宅するまでの時間の利用の希望があり、新規事業所の確保が課題です。

第2章 三次市の現状と課題

- 放課後一時支援型事業については、特別支援学校へ通学している児童・生徒への支援としてスタートしましたが、市内小・中学校からの利用要望もあり多様な事業所の確保が課題です。

⑭ 社会参加促進事業

(単位：人/年)

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		利用者数	利用者数	利用者数
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画	200	200	200
	実績	124	131	(127)
点字・声の広報等発行事業	計画	20	20	20
	実績	20	19	(19)
手話奉仕員養成事業	計画	15	15	15
	実績	24	13	(14)
要約筆記奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	3	7	(0)
点訳奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	3	1	(4)
朗読奉仕員養成事業	計画	20	20	20
	実績	10	3	(15)
自動車運転免許取得費助成事業	計画	2	2	2
	実績	1	-	(0)
自動車改造費助成事業	計画	4	4	4
	実績	2	1	(1)
福祉車両購入助成事業	計画	5	5	5
	実績	3	4	(3)

※平成26年度利用状況は、4月～9月分を（ ）書きで掲載

【現状と評価】

- 障害のある人もない人気軽楽しめるスポーツとして、市民ボランティアと一体となった障害者フライングディスク競技大会を毎年開催し、障害者の社会参加促進と市民や学生ボランティアの養成機会となっています。
- 各種福祉奉仕員養成事業については、三次市社会福祉協議会へ委託し、地域福祉のボランティア活動と一体的な運営により、効果的な事業推進を行っています。

第2章 三次市の現状と課題

第3節 アンケート調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的

障害者計画（障害者福祉計画・障害福祉計画）策定のため、障害者の生活状況やサービス利用意向、障害者施策についてのニーズ等を把握することを目的に、65才未満の障害者（身体・知的・精神）を対象に実施しました。

(2) 調査方法

郵送配布－郵送回収

(3) 調査期間

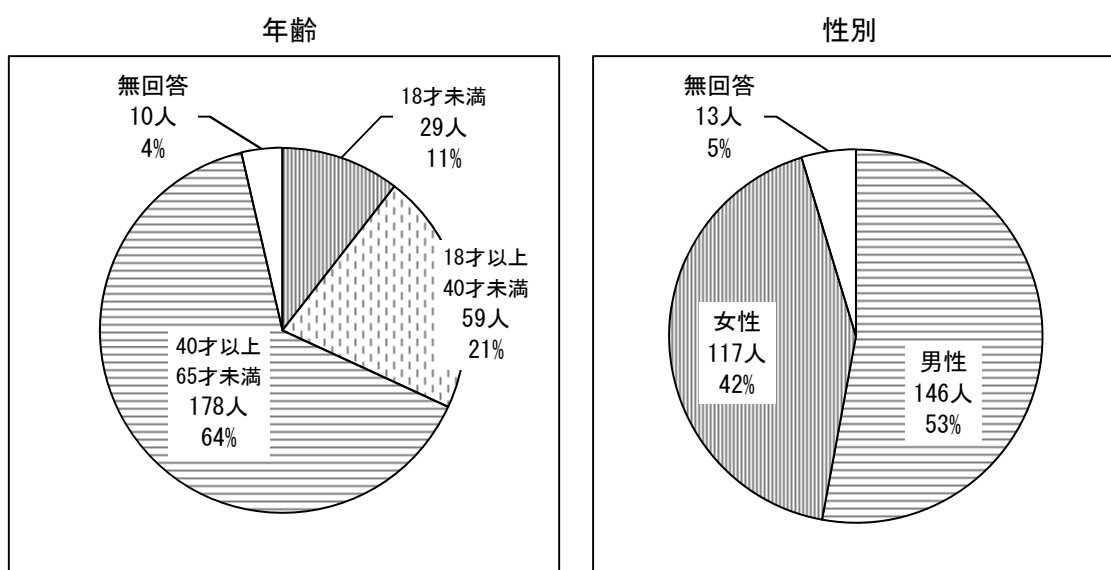
平成26年6月10日（発送日）～平成26年7月15日

(4) 送付件数と回収状況

区 分	送付数（A）	回収数（B）	回収率（B/A）
身体障害者（児）	300	194	64.6%
知的障害者（児）	100	64	64.0%
精神障害者	100	59	59.0%
合 計	500	276	55.2%

※障害種別ごとの回収数は、調査票内の設問において各種障害手帳の等級を回答した人としており、身体・知的・精神障害者の回収数を足しても合計と一致しません。

(5) 回答者の属性



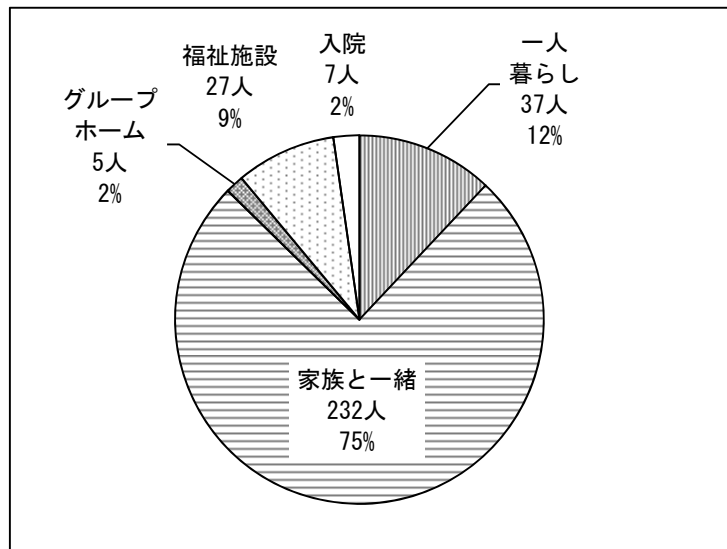
第2章 三次市の現状と課題

2 調査結果（抜粋）

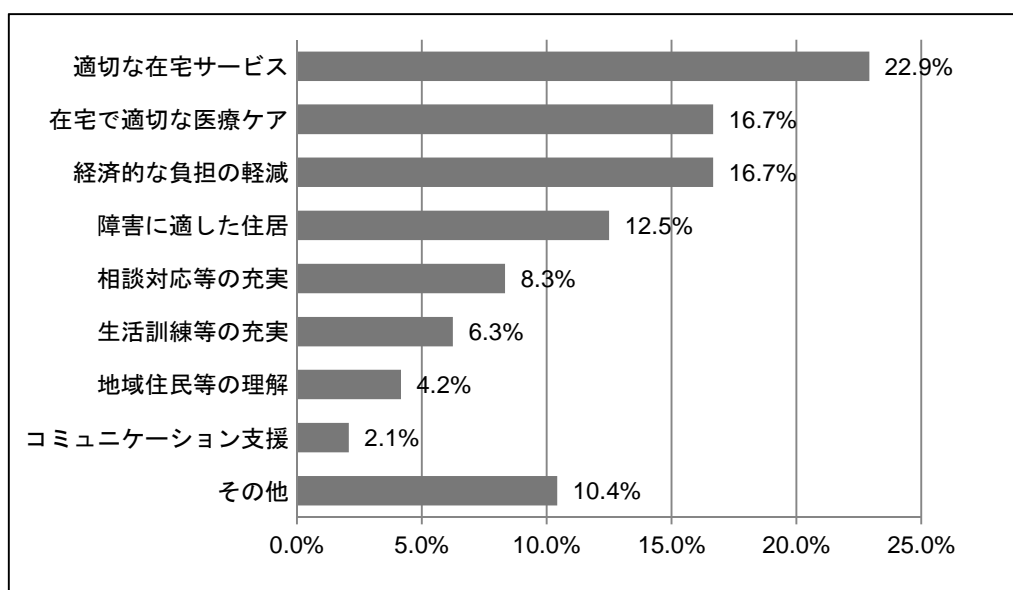
(1) 住まいや暮らし

回答者の7割以上が家族と暮らしています。施設入所者・病院入院者が地域で生活するにはどのような支援があればよいかについては、在宅サービスや医療ケアなどが適切に利用できることへの割合が高くなっています。

現在どのように暮らしていますか



地域で生活するにはどのような支援があればよいと思いますか

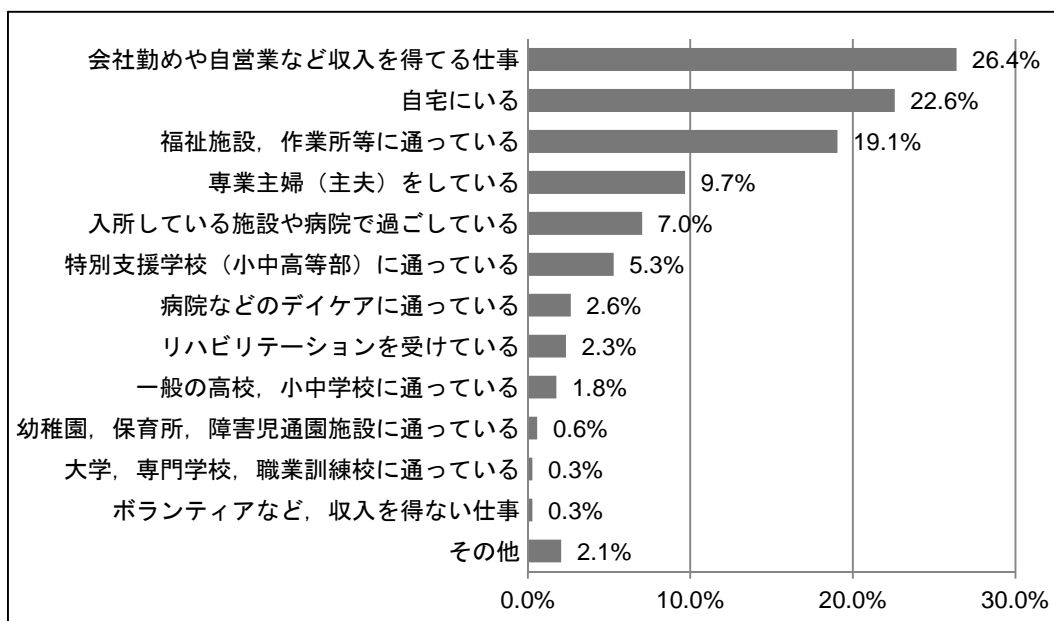


第2章 三次市の現状と課題

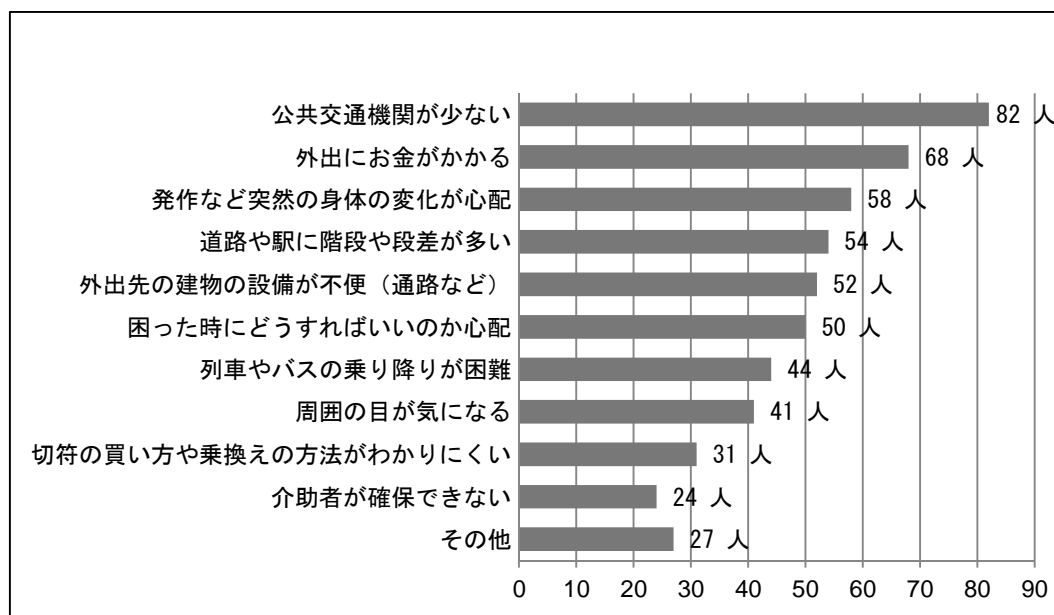
(2) 日中活動や外出

平日の日中の過ごし方として、自宅にいる人も多く、昼間の居場所の確保が課題となっています。外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」や「外出にお金がかかる」「発作など突然の身体の変化が心配」と回答した人が多い結果となっています。

平日の日中を主にどのように過ごしていますか



外出する時に困ることは何ですか（複数回答）

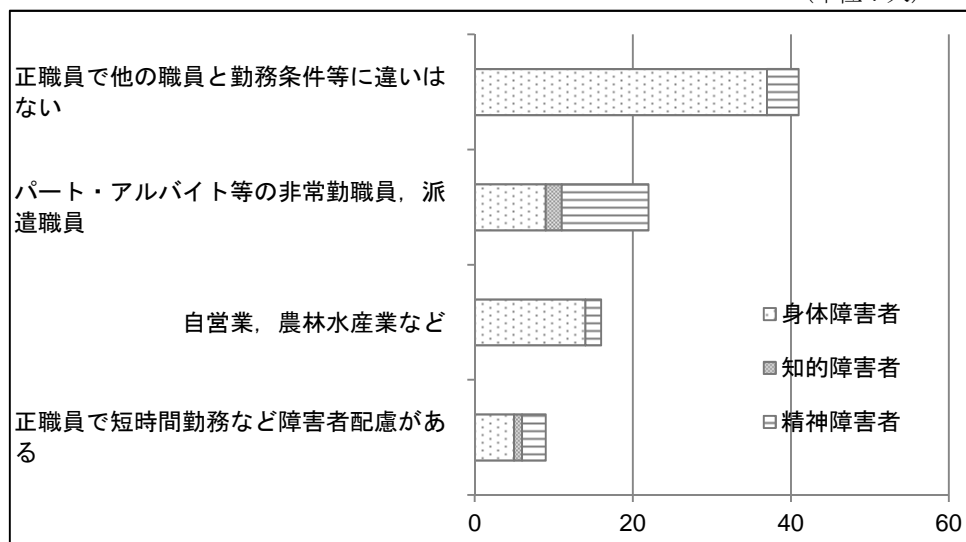


第2章 三次市の現状と課題

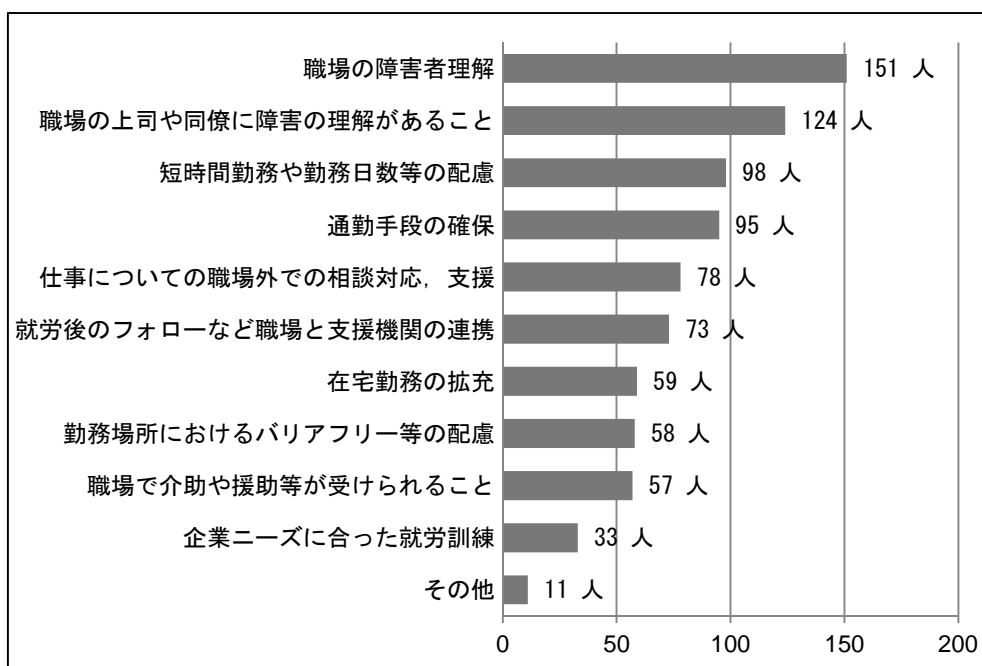
(3) 就労について

身体障害者は正職員での就労の比率が高く、知的障害者・精神障害者は非常勤職員・派遣職員の比率が高い結果となっています。就労に必要なこととして、職場の障害者理解や配慮、通勤手段の確保などを望む人が多い結果となっています。

どのような勤務形態ですか（収入を得ている方）（単位：人）



障害者の就労支援としてどのようなことが必要ですか（複数回答）

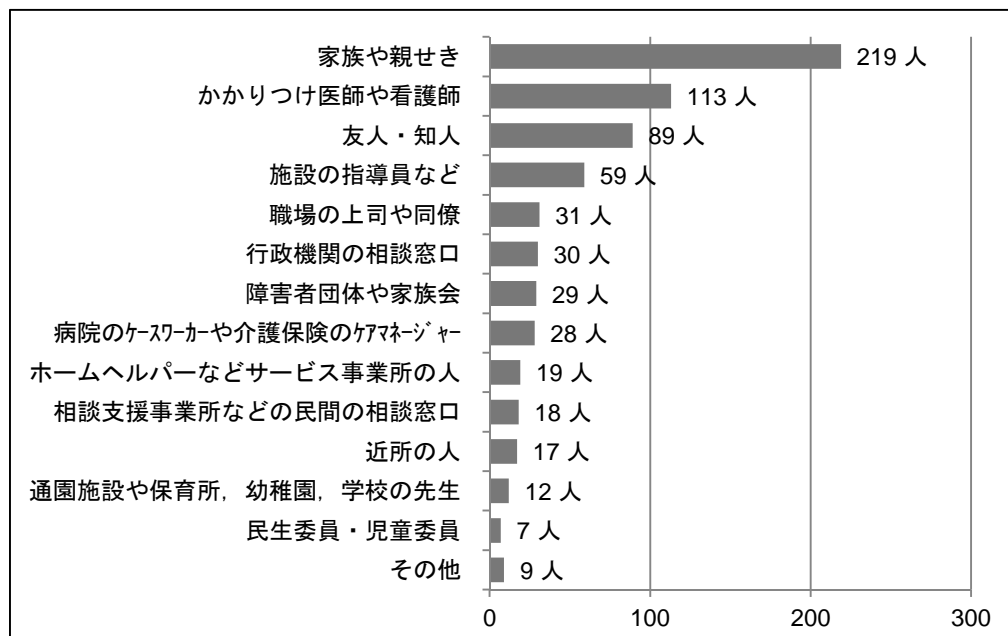


第2章 三次市の現状と課題

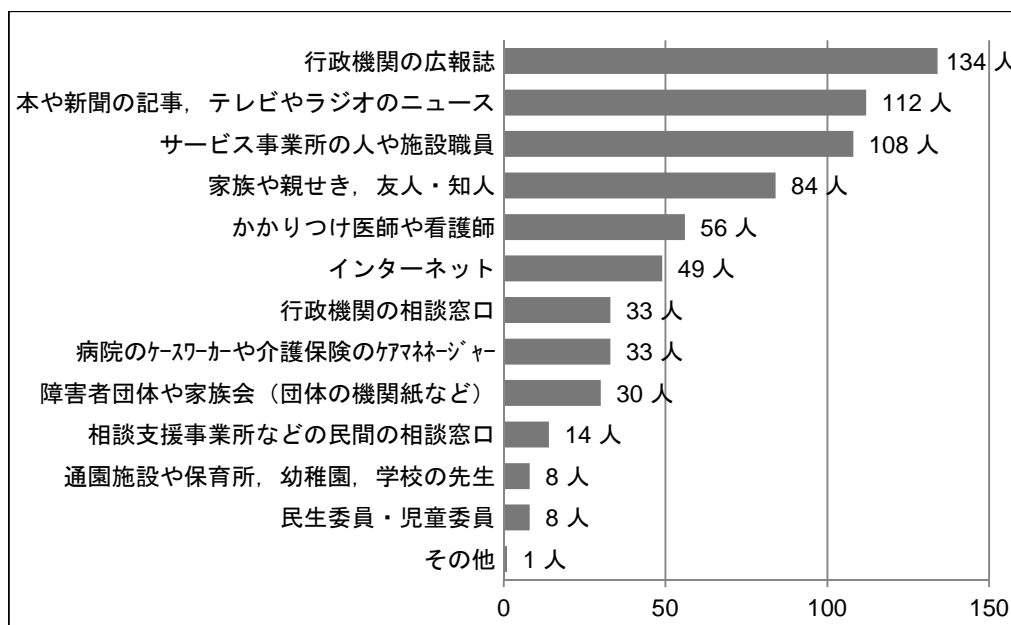
(4) 相談や情報収集について

悩みや困ったことの相談先は家族や親せきが最も多く、続いて医師や看護師、友人や知人となっています。福祉サービスなどの情報の入手先としては、行政機関の広報誌や新聞、テレビなどが重要な情報源となっています。

普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか（複数回答）



障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか（複数回答）

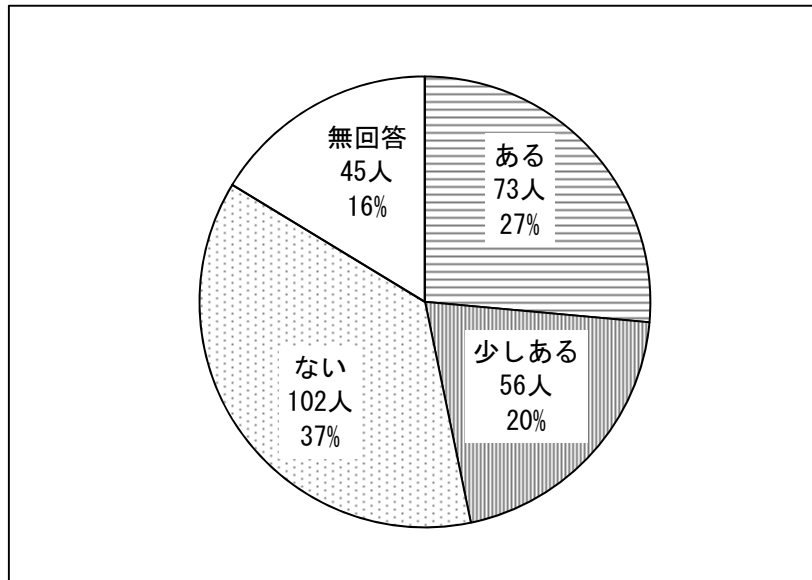


第2章 三次市の現状と課題

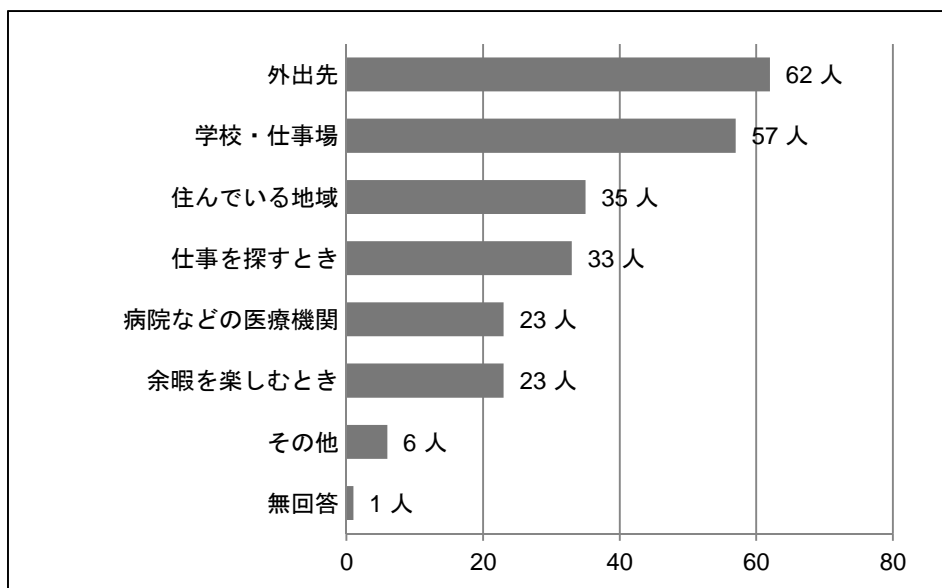
(5) 権利擁護について

障害があることで差別や嫌な思いをすることが「ある」「少しある」と回答した人が5割近くとなっており、差別や偏見を感じている人の割合が多くなっています。外出先や学校、仕事場で差別を感じる人の割合が高くなっています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか



どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか（複数回答）

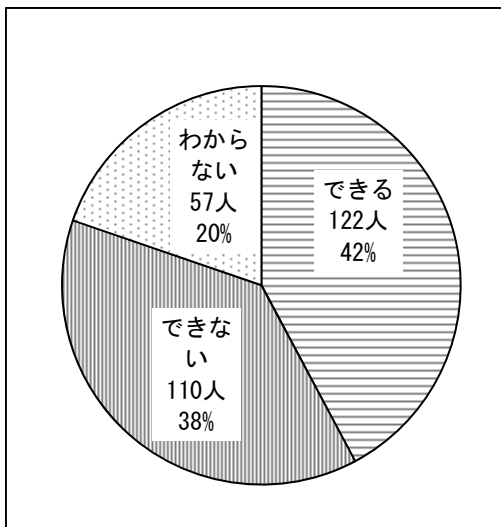


第2章 三次市の現状と課題

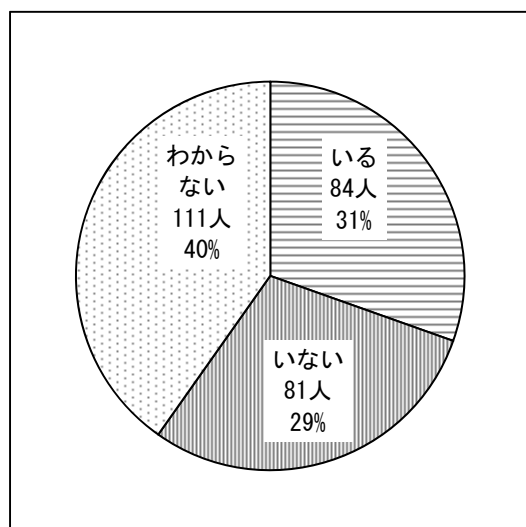
(6) 災害時の避難について

災害時に一人で避難できますかについて「できない」または「わからない」と回答した人が6割近くとなっており、支援の必要性が伺えます。災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」「避難設備の不安」「迅速に非難することができるかどうか」が多くなっています。

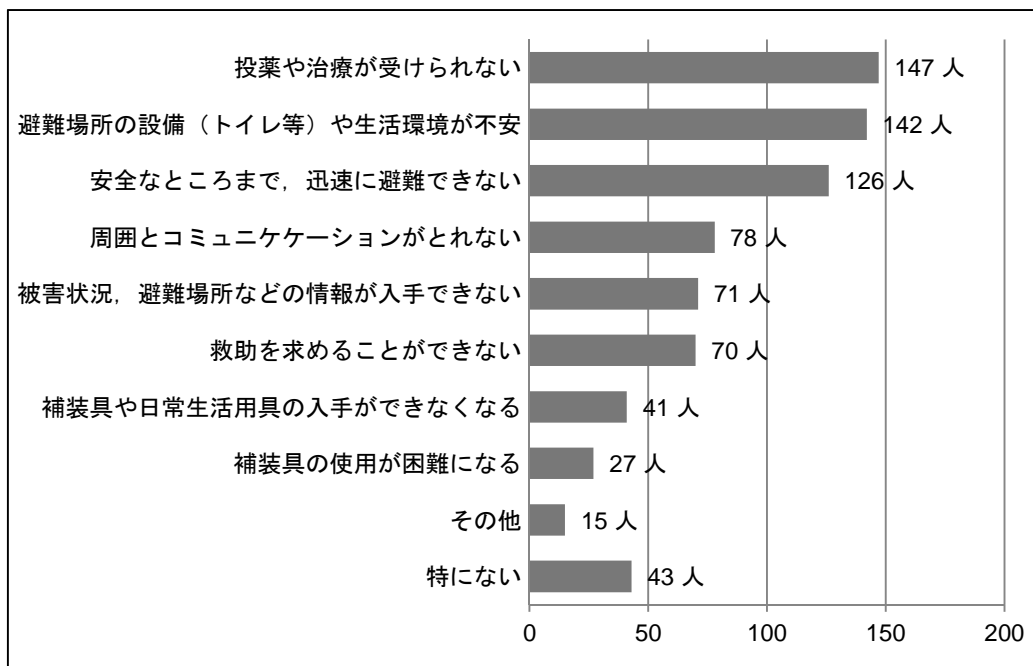
災害時に一人で避難できますか



近所にあなたを助けてくれる人はいますか



火事や地震等の災害時に困ることはなんですか(複数回答)



第2章 三次市の現状と課題

第4節 第3期障害福祉計画の重点事業の進捗状況

1 相談支援体制の機能強化

「三次市障害者支援センター」へ社会福祉士，精神保健福祉士を配置するとともに，サービス等利用計画作成に対応するため，「相談支援専門員」の確保を行いました。

市内指定相談支援事業所連絡会議の月1回開催や定期的な研修会の開催など，相談支援ネットワークの強化により，情報交換と支援困難ケースへの対応を行いました。

2 虐待防止の取組の推進

平成24年10月「障害者虐待防止センター」を立ち上げ，虐待の未然防止や早期発見，迅速な対応，その後の適切な支援を行うため，関係機関との協力体制の整備や支援体制の強化を図りました。

虐待発見時には，「三次市権利擁護ネットワーク」を招集し，関係機関との連携により早期対応を行いました。

3 多様な在宅サービスの支援の充実

「みよし障害者福祉サービスガイドブック」を作成し，毎年更新しながら希望者に配付しました。

移動支援事業の運用の整理と，利用ガイドブックの作成を行いました。

ガイドヘルパーによる障害児の夏季期間のプール利用の支援を行いました。

4 暮らしの場の確保・居住継続のための支援

家賃債務保証制度の創設を計画しましたが，実施できませんでした。入居にあたっての手続き等については，障害者支援センターや備北障害者就業・生活支援センターが支援を行いました。

5 障害児への支援体制の充実

補装具給付事業や移動支援事業・日中一時支援事業・日常生活用具給付事業など地域生活支援事業の利用者負担について，本市独自の軽減施策を継続して実施しました。また，放課後支援や日中一時支援による日中活動の場の確保に努め，保護者の就労保障を図りました。

第2章 三次市の現状と課題

6 工賃アップへ向けた取組

三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会で、工賃アップ、共同受注窓口の取り組みなどを協議しましたが、実施にまでは至りませんでした。

障害者支援センターが障害者人材活用センターを試行し、公共施設の草刈業務を実施しましたが、就労可能な障害者が限られ、当初期待した効果が得られませんでした。

7 就労支援ネットワークの強化

備北障害者就労・生活支援センターを中心に、事業所や企業、行政を対象に、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の取組についての研修を行う中で、グループ討議を取り入れる等、就労支援ネットワークの強化を行いました。

8 発達障害等の早期発見と早期支援

保育所における早期発見と早期対応ができるよう発達支援専門員を配置し、保育士のスキルアップを図るため保育所等巡回相談を行いました。

9 療育・発達支援体制の充実

こども発達支援センターやこども応援センター、障害者支援センター、子鹿医療療育センターと連携した療育支援を行いました。

10 連携強化による一貫した支援

三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の療育発達支援部会で関係機関との連携強化に努め、また、すべてのライフステージにおいて必要な支援が途切れず安心して支援が受けられるよう、サポートファイルの活用の周知や研修を行いました。

第2期 三次市障害者福祉計画

(平成27年度～平成32年度)

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

第1節 計画の基本理念と計画の体系

1 基本理念とめざす将来像

「三次市障害者福祉計画」は、障害者施策を通じて、長期的に追及していくべき姿を「基本理念」として位置づけます。

本計画では、障害者基本法の理念、三次市総合計画、国の障害者基本計画、広島県障害者プランなどの上位計画、三次市健康増進計画など関連計画の方向性及び前計画策定以降の障害者福祉行政の動向を踏まえ、次のように、「基本理念」と「めざす将来像」をかかげます。

基本理念

障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現

めざす将来像

**障害のある人が、地域でいきいきと、
自分らしく生きることのできるまち**

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと、その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で、障害のある人もない人も、ともに支え合い、認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまちを市民ぐるみでつくっていきます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

2 基本目標

(1) 基本目標1 共生社会のまちづくり

障害の有無に関わらず互いに理解し合い、ともに支え合う共生社会の実現のために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障害に対する誤解や理解不足の解消を図ります。

また、障害者団体等が行う自主的社会活動と連携し、障害者の自立した地域生活や社会参加を促進するための協働の取組を進めます。

(2) 基本目標2 相談支援体制等の強化

相談支援の中核的役割を担う「三次市障害者支援センター」の相談支援体制の強化を図るとともに、「福祉総合相談支援センター」の設置により、多様なニーズに応じたワンストップ機能の充実を図ります。

また、「(仮称)障害者支援協議会」などにおいて、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所などの連携強化を図ります。

(3) 基本目標3 安心して生活できる支援体制の強化

地域での暮らしを支える障害福祉サービスや生活支援事業の充実、居住の場の確保等、生活支援体制の整備・充実をめざします。

さらには、地域における安全で快適な生活環境や情報提供体制を整備するとともに、災害時要援護者への支援や権利擁護の推進に努めます。

(4) 基本目標4 いきいきと働ける仕組みと支援の充実

適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障害者への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の拡大と定着を図ります。

また、「三次市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（三次市障害者優先調達方針）に基づき、関係機関や事業所に対する障害者就労支援施設等からの受注機会の拡大を推進します。

(5) 基本目標5 相談から療育までの一貫した支援体制の整備

発達の課題や障害を早期に発見することにより、適切な時期に発達支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促します。

乳幼児期から、一貫して支援する環境づくりを推進するとともに、成人後も一人ひとりが適切な支援を受けられる体制整備をめざします。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

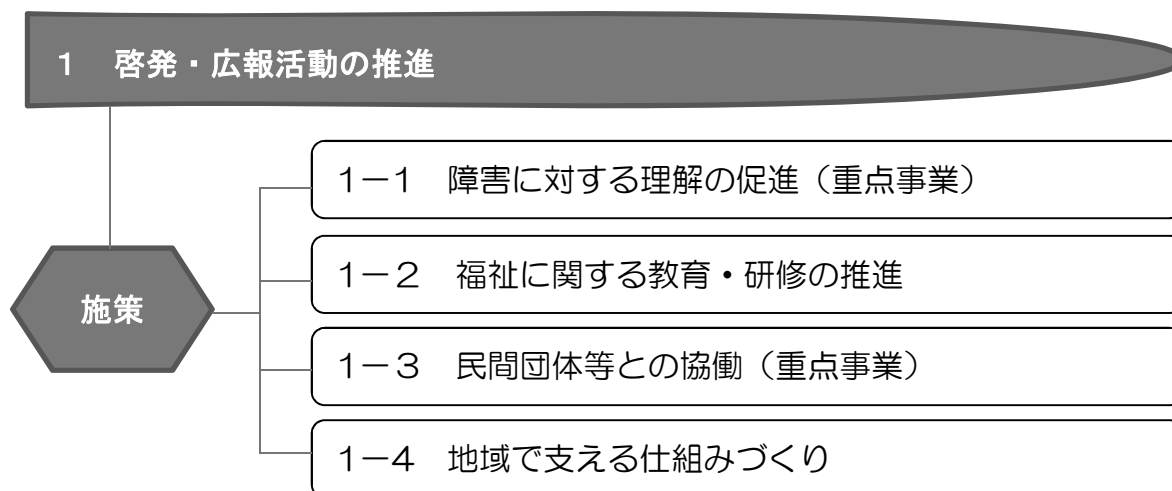
3 計画の体系



第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

第2節 施策の体系と重点施策の方向

基本目標1 共生社会のまちづくり



障害のある人もない人も、お互いの生き方や人権を尊重し、差別や偏見のない共生の地域社会を創ることが必要です。

1-1 障害に対する理解の促進

施策の背景と方向性

現状と課題

- 障害のある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、一人ひとりの市民が障害への理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。
- 障害をひとまとめに考えるのではなく、多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、高次脳機能障害など見た目ではわからない障害も多く、こうした障害への理解も進めていく必要があります。

本市の主な取組

- 本市では、広報紙、ホームページ、障害者週間等の機会などに障害者への理解を促す啓発活動や保育所、小・中学校において、障害者への理解を深める教育を推進しています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）広報・啓発活動の推進

- ◆ 市広報紙等の発行を通じ、障害への理解やノーマライゼーションに関する特集を組み啓発活動を進めていきます。
- ◆ インターネットは情報の入手手段の重要なツールのひとつであることから、情報提供手段として市ホームページの活用を進めます。
- ◆ 障害のある人への理解を深めるため、市内で開催される各種イベント等を通じて啓発事業を推進します。
- ◆ 人権意識の向上を図るための講演会など、各種啓発事業を積極的に展開し、幅広い市民の参加を呼びかけ普及啓発に努めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
人権啓発事業	人権尊重の重要性を認識してもらい、人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会等を行います。	地域振興課	継続実施
人権相談支援事業	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により人権相談を行います。	地域振興課	継続実施
「障害者週間」 「世界自閉症啓発デー」等による啓発事業	それぞれの期間を契機にパネル展示やイベントの実施、広報紙やCATV等の活用により、障害に対する理解や意識啓発、取組等の周知を図ります。	社会福祉課 健康推進課	継続実施
精神保健に関する普及啓発事業	障害者支援センターや広島県北部保健所等の関係機関と連携し、こころの健康講座やゲートキーパー養成講座、家族教室の開催、広報紙による啓発を行い、精神障害に対する正しい知識の普及、啓発を図ります。	健康推進課	継続実施
発達障害の理解に関する普及啓発事業	こども発達支援センターや障害者支援センターと連携し、発達障害の理解に関する研修会の開催や各種イベントでの啓発を行います。	子育て支援課 健康推進課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

障害者施設での地域交流	障害者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座などの地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	社会福祉課	継続実施
障害者就労支援施設等の製品PR	障害者就労支援施設等の製品をPRするため、公共施設内での展示や販売を行うとともに、各種イベントでの記念品等に活用されるよう支援します。	社会福祉課	継続実施
車いすや擬似体験セット等の貸し出し	障害の擬似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。	社会福祉協議会	継続実施
障害者スポーツを通じたボランティア交流	高校生や大学生、ボランティア団体等の参加による障害者フライングディスク競技大会の開催を通じ、障害者への理解と関心を深め、ノーマライゼーションの推進と「福祉の心」の醸成を図ります。	社会福祉課	継続実施
思いやり駐車場推進事業	障害者用駐車場の不正利用防止や、障害の理解の推進をめざします。	社会福祉課	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・一般家庭や普通学級の学校にも、障害についての理解を広げてもらえるような工夫をもつとしてほしい。(当事者)
- ・障害者専用駐車場に対する若者の理解が浸透していない。(当事者)
- ・外出先や学校、仕事場で障害に対する差別や偏見を感じる人の割合が高い。(アンケート)
- ・外的に見えない障害に対して理解がない。(当事者)
- ・啓発に力を入れて欲しい。CATVを活用したPR的な番組、広報紙への継続的な掲載
(保護者)

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

1-2 福祉に関する教育・研修の推進

施策の背景と方向性

現状と課題

- 福祉のまちづくりを推進するためには、幼児から高齢者まで年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。特に、次代を担う子どもたちに対する教育は積極的に取り組んでいく必要があります。
- 市内小中学校では、児童・生徒の福祉の心を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域への啓発を行うことを目的とし、それぞれ独自に特色ある福祉教育を実践しています。

本市の主な取組

○学校での取組

各小・中学校では、道徳の時間や総合的な学習の時間等の学習において、福祉に関する教育を実践しています。道徳の時間に障害のある人とのかかわりについて考えたり、総合的な学習の時間に福祉関係機関と連携を図り、福祉に関する話を聞いて理解を深めたり、地域の高齢者福祉施設を訪問して施設利用者と交流したりする学習活動などを通して、福祉の心を育てています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）学校教育における福祉教育の推進

- ◆ 障害のある人に対する理解を深め、やさしい思いやりのある福祉の心を育てるための活動を通して、ボランティアの心を育成します。
- ◆ 地域福祉活動を行う福祉教育を推進し、ボランティア活動を通して、福祉意識の高揚を図ります。

（2）ライフステージに応じた福祉教育の推進

- ◆ 障害理解について、すべて市民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場での学習会を積極的に活用します。
- ◆ 障害のある人の家族に対し、関係機関における専門家の一貫した相談・指導や研修などを通じて、社会参加することについて啓発します。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
福祉に関する教育の推進	保育所，小中学校において，障害者への理解を深める保育や教育のさらなる推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課	継続実施
福祉ボランティア体験学習の実施	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう，福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供します。	社会福祉協議会	継続実施
福祉教育講演会	講演会活動を通して，学校・地域・家庭が協同して子供たちの教育と一緒に考え，共通認識をもって実践へとつなげていきます。	社会福祉協議会	継続実施
市役所職員研修	市役所職員の研修を実施し，障害への理解と，特性に応じた対応につとめます。	総務課 社会福祉課	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

・窓口職員に対する障害者への理解，対応の研修をしてもらいたい。（当事者）

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

1-3 民間団体等との協働

施策の背景と方向性

現状と課題

- 障害者の自立した地域生活や社会参加等の促進のため、障害者団体等の自主的社会活動を支援していく必要があります。
- 障害や障害者への理解は一定程度進んできているものの、いまだに障害や障害者への無関心、無理解、偏見などから、障害者自身が差別的扱いと感じる事例の発生や、障害者の社会活動の制限、就労が進んでいないなど課題があります。

本市の主な取組

- 障害者団体やNPO団体等が取り組む講演会やスポーツを通じた交流事業や競技大会等に対し、「連携と協働」の観点から行政としての後援等により、広がりのある自主活動支援に努めています。
- 平成23（2011）年から広島県が推進している「あいサポート運動」と連携し、市内関係団体等への研修や「あいサポーター」養成に努めました。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）障害者団体等との協働

- ◆ 障害のある人が、お互いの悩みを相談したり、話し合う場を持つことは、社会参加や自立の促進に非常に大きな効果があり、そうした中で、障害者団体や家族会等の果たす役割は大変重要です。そのため、障害のある人や家族等で構成される団体の活発な活動が行われるよう障害者団体等との協働をより一層進めるとともに、障害者団体等に関する情報提供に努めるなど、自主的社会活動を支援していきます。

（2）企業・団体等との協働

- ◆ 市民をはじめ、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を通じて、誰もが障害者等に自然に手助けをすることのできる「心のバリアフリー」を推進していきます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
障害者団体等支援事業	障害者団体の自主的な活動に対し、情報提供や後援、補助金の交付などの支援を行います。	社会福祉課 健康推進課	継続実施
あいサポート運動の推進	企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動テキストを利用した研修を行うとともに、受講者への「あいサポートバッジ」着用を推進します。	社会福祉課 障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

・あいサポート運動をしっかりと進める。バッジをつけて意思表示をしよう。（当事者）

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

1-4 地域で支える仕組みづくり

施策の背景と方向性

現状と課題

- 地域の中で障害のある人と住民が交流するうえで、ボランティアの役割が重要となります。しかし、本市の障害福祉事業に対するボランティア団体の活動は増加傾向にありますが、まだまだ十分なものとはいえません。
- ボランティア活動の充実のためには、市民へのボランティア意識を啓発するだけでなく、意欲ある人がボランティア活動に参加しやすい環境の整備が必要です。
- 障害者を正しく理解し地域社会で共に暮らしていくためには、障害者と地域住民が気軽に交流できる場の創出が不可欠です。しかし、地域で行われる各種イベントなどは、障害者の参加を前提とした企画・計画でないものが多いため、障害者が気軽に参加できる機会が少ない状況です。

本市の主な取組

- 障害者当事者団体や社会福祉協議会を中心とした交流会や障害者施設・地域共同作業所等による地域交流とともに、世界的組織のあるスペシャルオリンピックス日本・広島三次支部の設立により障害児（者）のスポーツ大会支援などを通じた地域交流が活発に行われています。
- 毎年、障害者フライングディスク競技大会を開催することにより、高校生や大学生をはじめ社会人ボランティア団体等の協力を得て、障害者（児）との地域交流を行っています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）ボランティア活動の充実

- ◆ 三次市ボランティアセンターとの連携により、障害者が抱える生活課題に対応できる基盤づくりを推進します。

（2）障害者スポーツの推進

- ◆ スポーツ課と連携し障害者スポーツの推進を図っていきます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

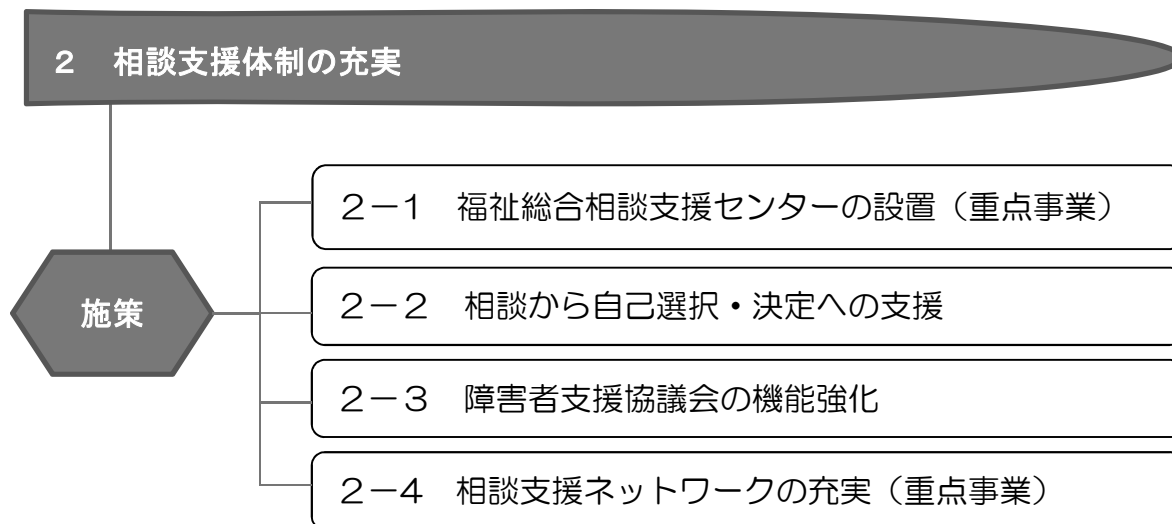
主な施策	内容	所管部局（課）	区分
障害者フライングディスク競技大会	スポーツを通じた社会参加と市民や学生、ボランティア団体との交流を図っていきます。	社会福祉課 障害者支援センター	継続実施
スペシャルオリンピックス日本・広島陸上競技大会	スペシャルオリンピックス活動に対する理解を深め、市内で開催される広島陸上競技大会への、市民ボランティア参加による地域交流活動を推進します。	社会福祉課	継続実施
ボランティアセンター登録団体交流会	市内各ボランティア団体の交流を行うことにより、人材を発掘しボランティア活動の幅を広げます。	社会福祉協議会	新規事業 H27年度～
ボランティア活動の支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続実施
障害者見守り活動	高齢者見守り隊事業の対象者を、一人住まいの障害者等に拡大します。	社会福祉課 高齢者福祉課	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

家族だけの支援では限りがあるので、地域での支援を受けやすくしてほしい。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

基本目標2 相談支援体制等の強化



障害のある人の自立を支援するためには、必要とされる情報や相談が的確に行われる必要があります。様々な情報提供や専門性の高い相談等への対応が望まれており、各関係機関との密接な連携や迅速に対応する強力な相談窓口の構築を推進します。

2-1 福祉総合相談支援センターの設置

施策の背景と方向性

現状や課題

- 障害者の地域生活を支援するためには、身近な地域における相談支援体制の充実が必要です。
- 社会福祉に対するニーズの多様化や個人情報保護に関する住民意識の高まり等により、民生委員・児童委員が活動していく上で、情報共有に関する連携体制の強化・充実が必要です。
- 今後の少子高齢化の進行に伴い、障害のある高齢者が利用できる法的制度間の調整や障害者世帯を取り巻く生活と福祉・介護等に関する様々な相談窓口が分散化している現状において、市民にとって分かりやすく利便性が高い福祉総合相談窓口体制の整備と各種相談支援機関の集約化が必要です。
- 夜間や災害等の緊急時に24時間対応可能な相談体制の整備が求められています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- 早い段階からの支援につながる（つなげる）ことのできる社会資源の構築や、体制整備が必要です。

本市の主な取組

- 平成18年10月、身体・知的・精神・発達障害の総合的相談支援の拠点として「三次市障害者支援センター」の設置以降、年々に専門職員の増員確保と支援事業の充実を図っています。また、平成25年度から指定特定相談支援事業所としてサービス等利用計画の策定を行っています。
- 「三次市障害者支援センター」へ社会福祉士、精神保健福祉士を配置しました。また、関係機関の連携により、支援困難ケースや家庭内における虐待等継続的な支援を必要とするケースに対応してきています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

- ◆ 平成27年4月市役所新庁舎の完成に伴い、既存の福祉保健センターを活用した「福祉」と「生活」に関する様々な相談窓口の再編整備を行い、相談内容を的確に把握・分析し、課題解決のための情報提供や助言を行うとともに、必要に応じ、適切な支援専門分野へ確実につなげていく「福祉コーディネート機能」とその仕組みを整備します。
- ◆ 障害者の生活・福祉・就労に関する相談支援機関の拠点を整備し、障害者支援センターをはじめ、障害者就業・生活支援センター等関係機関の連携を強化し、当事者や家族の利便性の向上と自立の促進を図ります。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
福祉総合相談支援センターの設置	障害者、高齢者、生活困窮者等の福祉に関する総合相談機能を有した総合窓口を整備し、福祉分野の相談のワンストップサービスを実現するとともに、素早く確実に適切な専門支援機関に「つなぎ」を行います。	社会福祉課 高齢者福祉課 障害者支援センター	新規事業 H27年度～
障害者支援センターの機能強化	地域包括支援センター業務との密接な連携体制を整備することにより、複雑多様な課題を抱える世帯に対する総合的な支援の調整や処遇困難ケース等への迅速な対応体制を強化するとともに、基幹センターをめざします。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

民生委員・児童委員との情報連携強化	障害者や高齢者等支援の必要な方のニーズや課題を把握するため、民生委員・児童委員との情報共有を図るための調整機能を整備します。	社会福祉課 高齢者福祉課	継続実施
-------------------	--	-----------------	------

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・相談窓口がわからない。窓口には行きづらい。(保護者)
- ・ひきこもり支援など、専門的な支援体制を整えて欲しい。(家族会)
- ・窓口へ行けない障害者や家族のことも考えてもらいたい。(家族会)
- ・一人暮らしの障害者にも民生委員の訪問をお願いしたい。ひとり暮らしの不安がある。(家族会)
- ・相談内容によっては、定期的な曜日や日にちを決めてあると相談しやすい。(家族会)

2-2 相談から自己選択・決定への支援

施策の背景と方向性

現状や課題

- 障害者やその家族が不安になったり、孤立感に陥らないようにするために、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約するためには、分かり易く的確な情報提供を行うとともに、個人ニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせるプランニングやケアマネジメントを含む相談体制が重要となります。
- 平成24年度から障害福祉サービスの支給決定のプロセスが見直され、平成26年度末までには原則サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画を作成することとされています。これらに対応するための指定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保が必要です。
- サービス等利用計画の作成対象者のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するために、計画の質的な充実が必要です。

本市の主な取組

- 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の方々の地域での生活を支えるため、「子鹿医療療育センター」との連携を深め、専門的な相談支援体制の充実に努めています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- 「こども発達支援センター」の設置により、発達に課題のある子どもと保護者を対象に相談や支援を行うとともに、障害の正しい理解と受容の促進のための研修等の充実に努めています。
- 平成27年度からの全ての障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画作成に対応するため、市内の指定相談支援事業所（7箇所）の確保と相談支援専門員の養成・確保に努めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

- ◆ 障害者における保健・医療・福祉、養護者なき後の生活、権利擁護、虐待など様々な問題への対応をより充実するため、相談支援の中核的な役割を担う基幹型としての障害者支援センターの位置づけを明確にし、既存の相談支援事業所との関係や役割などを含めた連携体制の整備を図るとともに、基幹センターをめざします。
- ◆ 障害者が抱える様々な問題に対し、その人に応じたきめ細やかな支援が行えるように、福祉サービスや成年後見制度などの総合的なケアマネジメントを行うための相談支援体制の強化を図ります。
また、障害者の日常生活を支えるための身近な相談相手として、身体障害者・知的障害者相談員、ピアカウンセラーの養成と活動を支援します。
- ◆ 障害児や発達に課題のある子どもと保護者の相談窓口の充実を図るとともに、乳幼児健診等に専門スタッフが参加して、親子に対する面接や行動観察などを通し必要な支援を行うなど、子育て支援の充実を図ります。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
精神障害者への相談体制の充実	障害者支援センターや関係機関が連携し、個々に応じた支援やサービスについて障害者（児）とその家族が選択・決定できる支援を行います。	健康推進課 障害者支援センター	継続実施
障害児等への相談体制の充実	こども発達支援センターや子鹿医療療育センターなど各関係機関が連携し、保護者へのケアも含めた専門的な相談支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 子鹿医療療育センター 障害者支援センター 健康推進課	継続実施
障害者サロン・ソーシャル事業	障害者の社会復帰をめざし、参加者の交流と仲間づくり、生活リズムの改善などを目的とし、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	障害者支援センター 健康推進課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

相談支援従事者スキルアップ研修支援事業	多様化した相談や複合的な相談に対応できるよう、スキルアップ研修を定期的に開催し、関係機関の連携を図ります。	障害者支援センター	継続実施
身体障害者・知的障害者相談員事業	相談員は、自身の障害や経験を踏まえ、様々な相談に応じます。	社会福祉課	継続実施
ピアカウンセラーによる相談事業	相談者の様々な要望に応えられるよう、性別・年齢別・障害別など、ピアカウンセラーの充実を図ります。	障害者支援センター	継続実施
ピアカウンセラー養成（スキルアップ研修）事業	ピアカウンセラー養成事業とスキルアップ研修を隔年で実施し、ピアカウンセラーの拡大とスキルアップに努めます。	障害者支援センター	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・親亡き後の負担が兄弟にかかることが不安。（保護者・家族会）
- ・障害者や障害児の親や兄弟が孤立している。（保護者・家族会）
- ・グリーゾーンへの対応の場所がない。（保護者・家族会）
- ・知的障害者相談員への相談件数等が増えて負担が大きい。（団体）
- ・一人暮らしの障害者にも民生委員の訪問をお願いしたい。（当事者）

2-3 （仮称）障害者支援協議会の機能強化

施策の背景と方向性

現状や課題

- 障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者・団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うため、三次市障害者自立支援協議会を設置しています。
- 地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、本市にあった取組がさらに求められています。
- 民間の関係団体や関係部署、当事者家族等との密接に連携した取組の強化を行うことが必要です。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

本市の主な取組

- 三次市障害者自立支援協議会では、関係機関との連携と活動の活性化を図るため、地域の問題に対する協議や調整を行うための専門部会を設置し、解決に向けての障害者自立支援ネットワーク連絡会議の構築により障害者福祉の向上に努めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

- ◆ 三次市障害者自立支援協議会を、三次市障害者支援協議会と名称変更するとともに、委員会のメンバーに、障害者支援ネットワーク連絡会議の代表等を加えることにより、ネットワークを強化し、地域の実態や課題等の情報共有を図ります。また、社会資源の改善・開発など、行政と団体・関係機関等が協働した障害福祉のシステムづくりを推進し、地域の課題解決に努めます。
- ◆ 三次市障害者支援ネットワーク連絡会議（専門部会）を、三次市障害者支援協議会の下部組織と位置付け、活性化を図り、協働支援ネットワークの構築により、具体的な課題や困難事例等への対応を行います。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
障害者支援協議会	協議会において、関係機関の情報共有、連携ネットワークの構築、困難ケースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行います。	社会福祉課	継続実施
障害者支援ネットワーク連絡会議 （専門部会）	相談支援、地域生活支援、就労支援、療育・発達支援の各専門部会を設置し、困難事例や課題等を解決するため協議や対応をしています。	社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 障害者支援センター	継続実施

2-4 相談支援ネットワークの充実

施策の背景と方向性

現状や課題

- 障害者が適切な支援を受けるための情報提供とコーディネートが一層重要な課題となっています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- 利用者主体のケアマネジメントが展開できる支援者の確保と養成，市民ボランティア・事業者等の連携・協働による相談支援体制のネットワーク化をさらに推進する必要があります。
- 支援困難や多様化した（虐待・DV・犯罪・養育支援等）相談業務が増大しています。これらの相談を支援に結びつけるためのスタッフの専門性の向上や，多職種間のチーム体制での連携が強く求められています。

本市の主な取組

- 市内指定相談支援事業所ネットワーク連絡会を設置し，障害福祉サービス等利用計画作成のための研修や情報交換等を行うとともに，事業所間の連携強化に努めています。
- ピアカウンセラー養成講座の開催を通し市民ボランティアの育成に努めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

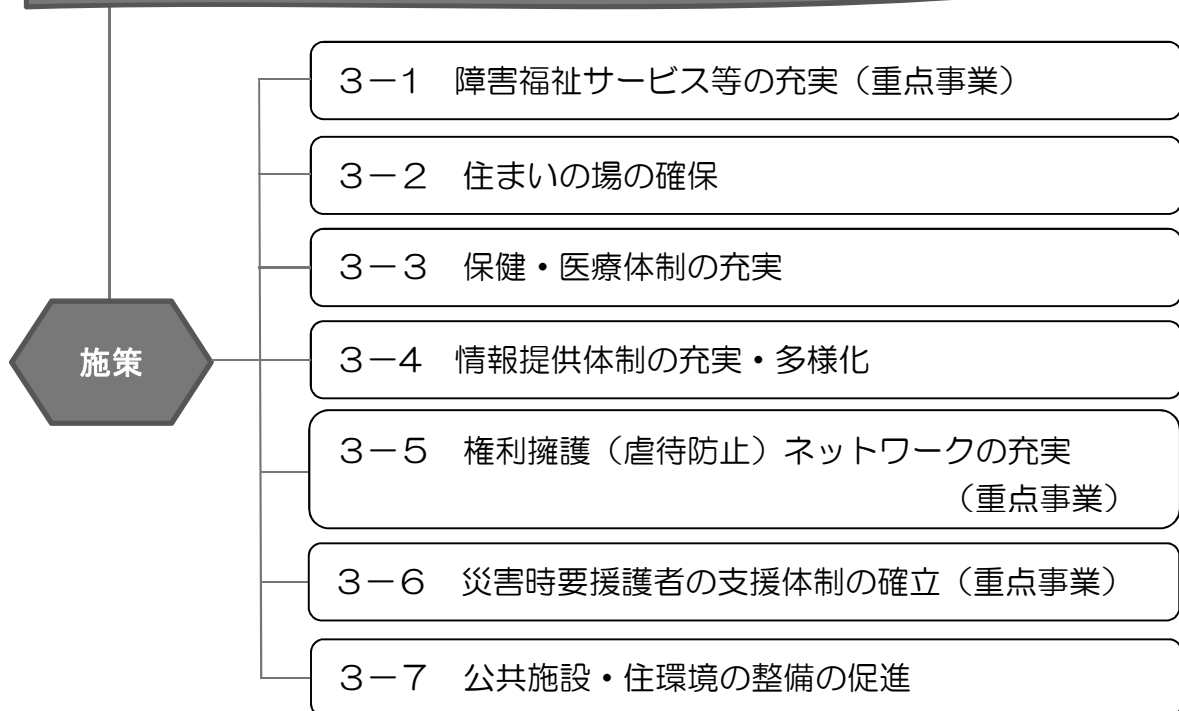
- ◆ 障害者支援センター・こども発達支援センターを中核とした関係機関，団体などと相談支援ネットワークの連携体制を強化し，定例連絡会議等の実施を通して情報の共有化と広く社会資源の活用を図ります。
- ◆ 支援困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保・充実に努めます。
- ◆ 身体障害者相談員，知的障害者相談員，ピアカウンセラー等との連携によるピア・サポートなど多様な相談体制を推進します。
- ◆ 家族会との連携した活動を取り組みます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
障害者支援センター定例連絡会	障害者支援センターを中心に障害者（児）支援に関する庁内関係機関との活動報告等情報を共有するとともに，施策を横断的に意見交換します。	社会福祉課 障害者支援センター	継続実施
個別支援会議	当事者・家族の困りごとや生活のしづらさを，必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する場です。決定した支援策を実施するため，その場で，当事者・家族を含めた具体的な役割分担を明確にします。	社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 女性活躍支援課	継続実施
支援困難ケース等への対応	相談支援ネットワークの連携強化を障害者支援センターが中心となって実施し，対応していきます。	社会福祉課 障害者支援センター	継続実施

基本目標3 安心して生活できる支援体制の強化

3 地域生活支援体制の充実



障害者の性別，年齢，障害の特性に配慮し，可能な限り生まれ育った地域において必要な日常生活や社会生活を営むことができるよう，多様なサービスが提供できる体制の充実を推進します。

3-1 障害福祉サービス等の充実

施策の背景と方向性

現状と課題

- 障害者が利用する福祉サービスについて本市は，障害者総合支援法に基づく介護給付，訓練等給付をはじめ，市町村の裁量に基づき実施できる地域生活支援事業についても，利用者からのニーズを把握して多様な事業を行っています。
- 広大な面積を有する本市にとって，周辺地域における交通アクセスや支援者側の移動時間等の問題により，非効率的な事業運営がネックとなり，居宅介護，重度訪問介護，行動援護等の訪問系サービス利用者のニーズに応え難い状況があります。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- 移動支援については、現在、制度として認められていない通学、通所での利用を希望する声があります。また、行動援護を行っている事業所は少ない現状です。
- 入所サービスは、ほとんどの施設が定員を超えているため、入所を希望する人がすぐに利用できず待機しています。
- グループホームは、利用希望者に対して施設数が不足しています。また、世話人・支援員等の人材確保に苦慮している事業所もあります。
- 難病患者等の障害福祉サービスの利用状況は低調な状況にあります。

本市の主な取組

- 障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援などの「介護給付」、就労支援やグループホームなどの「訓練等給付」、そして、日中一時支援、移動支援、日常生活用具の給付、意思疎通支援事業などの「地域生活支援事業」、また、紙おむつ購入費の助成や福祉タクシー等の助成などの「市単独事業」など、地域生活に関わる支援の充実に努めています。
- 障害児福祉サービス給付等に係る利用者負担の軽減を図るとともに、障害児の夏季プール利用等に係る実態把握と、ニーズに沿ったきめの細かい支援の充実に努めています。
- ガイドヘルパー養成講座や同行援護従事者研修等の実施により、サービス事業者の人材の確保と育成に努めました。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）地域生活支援拠点の整備

- ◆ 障害者（児）の地域生活支援推進のため、居住支援機能と地域支援機能を併せ持った地域生活拠点を整備し、包括的な地域生活支援を行います。

（2）福祉サービスの質の向上と人材確保

- ◆ 障害者が自分にあったサービスを選択できるよう具体的な情報提供を行うとともに、福祉サービスの幅を広げ、サービスの質を高めるための手段を検討します。
- ◆ 障害者支援ネットワーク連絡会議（地域生活支援部会）の機能を活かした情報交換やサービス利用調整を行い、周辺地域に不足するサービスの確保に取り組みます。
- ◆ 保護者の就労保障等のニーズに対応するため、放課後支援や日中一時支援による日中活動の場の確保とともに、通所施設等利用者に対する通所帰宅後の居場所づくり等支援の充実に図ります。
- ◆ 精神科病院への長期入院や施設入所者の中で、地域での生活が可能な人の地域移行を支援し、入所待機者数の減少を図ります。
- ◆ サービス提供事業者向けに、発達障害や精神障害などの障害特性等を正しく理解するための研修を実施することにより、サービス提供技術の向上を図るとともに、事業所による人材確保に向けた取組を支援します。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- ◆ 難病患者に対する相談支援等関係機関との連携を図り、福祉サービス等の制度周知と利用促進を図ります。

(3) 情報提供

- ◆ 障害者が利用する居宅、通所サービスの種類ごとに事業所を紹介するパンフレットを作成するなどにより、利用希望者のニーズにあった事業所や施設を選ぶ際の参考となる情報の提供を行い、自己決定の支援を進めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局 (課)	区分
地域生活支援拠点	居住支援機能と地域支援機能を併せ持った地域生活拠点を整備し包括的な地域生活支援を行います。	社会福祉課	新規事業 H29年度～
福祉サービスの周知	広報紙やホームページ、福祉保健サービスの冊子などを活用して、制度や福祉サービスを周知します。	社会福祉課 秘書広報課	継続実施
居宅介護	日常生活を営む上で支障のある身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者を対象に、居宅での入浴、排せつ、食事の介助など行うヘルパーを派遣します。	社会福祉課	継続実施
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の肢体不自由者を対象に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供します。	社会福祉課	継続実施
行動援護	常時介護が必要な知的障害者または精神障害者を対象に、危険を回避するために必要な援護や外出時及び外出前後の介護などを行います。	社会福祉課	継続実施
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に同行し、外出時における必要な支援を行います。	社会福祉課	継続実施
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い障害者を対象に、サービス利用計画に基づき、居宅介護その他複数のサービスを緊急のニーズに応じて提供します。	社会福祉課	継続実施
短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設等に宿泊を伴う短期間の入所が必要な障害者及び難病患者に、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護、宿泊等を行います。	社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

生活介護	常時介護を要する障害者を対象に、主として昼間、障害者施設等で入浴、排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持、向上をめざします。	社会福祉課	継続実施
療養介護	医療と常時介護をともに必要とする障害者（児童を除く）を対象に、主として昼間、病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、レクリエーション活動等の社会活動、声かけ・聴き取りなどのコミュニケーション支援や日常生活上の相談支援等を行います。また、これらを通じて身体能力、日常生活能力の維持、向上をめざします。	社会福祉課	継続実施
施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	社会福祉課	継続実施
自立訓練	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	社会福祉課	継続実施
就労移行支援	一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。	社会福祉課	継続実施
就労継続支援 「A型」 就労継続支援 「B型」	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。A型は最低賃金が保障されます。	社会福祉課	継続実施
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。 家賃に対する補助があります。	社会福祉課	継続実施
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。	社会福祉課	継続実施
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や必要な支援を行います。	社会福祉課	継続実施
計画相談支援	障害福祉サービスや障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。	社会福祉課	継続実施
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

医療型児童発達支援	児童発達支援及び必要な治療を行います。	社会福祉課	継続実施
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進，その他必要な支援を行います。	社会福祉課	継続実施
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	社会福祉課	継続実施
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行います。	社会福祉課	継続実施
日中一時支援事業	家族の就労支援及び一時的な休息等のために，障害者（児）を施設などで一時的に預かって，見守り等のサービスを行います。	社会福祉課	継続実施
障害児生活訓練事業	夏・冬・春休み期間中，障害児等の生活の安定を図るとともに，充実した日々が送れるよう日常生活上必要な訓練や指導を行います。	社会福祉課	継続実施
地域活動支援センター事業	一般企業で就労することが困難な障害者等に創作活動や生産活動の機会を提供することにより，社会参加を進め，地域生活の支援を図ります。	社会福祉課	継続実施
補装具費の支給 （購入又は修理）	身体機能を補完・代替し，長期間にわたり継続して使用されるもの（義肢・装具・車いす等）の給付や修理を行います。	社会福祉課	継続実施
日常生活用具の給付	在宅の障害者の方に，障害に応じた日常生活用具を給付します。種目ごとに障害の種類，障害の程度，年齢等に制限があります。	社会福祉課	継続実施
人工透析通院費の助成	じん臓機能障害のため人工透析治療を受けている方に，通院費を助成します。	社会福祉課	継続実施
福祉タクシー等助成事業	タクシーを利用する場合の乗車料金や，乗車している車への燃料給油を助成します。	社会福祉課	継続実施
ケーブルテレビ利用料助成	視覚障害または聴覚障害の方がおられるケーブルテレビ契約世帯の利用料基本月額（ライトプラン）の1/2を助成します。	社会福祉課	継続実施
紙おむつ購入費助成	3歳以上 65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で，下肢又は体幹機能障害1～3級の方，または療育手帳(A)，Aの方（児童は(B)，Bを含む。）の紙おむつの購入費の一部を助成します。	社会福祉課 女性活躍支援課	継続実施
障害児施設等利用者負担の助成	障害児通園施設・入所施設の利用者自己負担経費を助成します。	女性活躍支援課	拡大実施 H27年度～

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

市外の通園施設等への交通費助成	市外の障害児通園施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	女性活躍支援課	継続実施
就労支援施設への通所費助成	就労支援事業所等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	社会福祉課	継続実施
自動車運転免許取得費助成	教習を受けるために必要な経費の一部を助成します。	社会福祉課	継続実施
自動車改造費助成	就労等に伴い、自動車を改造する場合、改造費の一部を助成します。	社会福祉課	継続実施
福祉車両の購入・改造費助成	福祉車両を購入する経費または、現在お持ちの車を福祉車両に改造する経費の一部を助成します。	社会福祉課	継続実施
特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当	在宅の重度障害者（児）又は重度障害者（児）を扶養する者に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当が支給されます。	社会福祉課 女性活躍支援課	継続実施
地域生活支援ネットワーク連絡会議の活用	地域課題の解決や地域資源の掘り起しを行います。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施
人材確保と育成の取組	研修会の開催や市民への啓発等により、サービス事業者の人材確保と育成に努めます。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施
福祉・保健サービス冊子の作成	「高齢者と障害者のための福祉・保健サービス」の冊子を作成し、各戸配付することにより、情報提供を行います。	高齢者福祉課 社会福祉課	継続実施
みよし障害者福祉サービスガイドブックの作成	障害福祉サービスの利用申請方法や市内障害者福祉関連施設等を詳しく紹介した冊子を作成し、希望者に配付します。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・障害児の放課後、土日、余暇活動の対応がない。（保護者団体）
- ・移動支援にお金がかかるし使いにくい。有償ボランティア等でできないか。（保護者団体）
- ・障害のある中高生の居場所がない。（保護者団体）
- ・18歳以上の作業所等から帰ってきた後の居場所がない。（保護者団体）
- ・送迎で作業所から帰って、親が迎えに行く間待機できる場所があればいい。（家族会）
- ・タクシー券のガソリン使用できることは助かっている。親亡き後の本人の自立は課題であると思っている。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

3-2 住まいの場の確保

施策の背景と方向性

現状と課題

- 平成26年4月1日現在、市内の指定障害者支援施設（施設入所支援）は3施設、共同生活援助（グループホーム）は6事業所となっています。
- 指定障害者支援施設（施設入所支援）については、国の指針に沿って地域生活への移行を促進するため、施設入所者定員数等の増はなく、グループホーム等の増設による受入れが進んできていますが、利用希望に対して、施設数が不足しています。
- 障害の進行や親の高齢化等の不安から、住まい、仕事など地域や学校などが一体となった切れ目のない、親亡き後の安心できる支援体制の整備が求められています。
- 障害者がアパートなど賃貸住宅で暮らそうとする場合、障害があっても暮らすことのできる住宅の斡旋、手続の支援、保証人の確保などが課題となっています。

本市の主な取組

- 社会福祉法人等と連携し、地域生活の拠点となるグループホームの基盤の確保を進め支援の充実を図っています。
- 重度障害者（児）が自宅でより快適な生活を送るために、必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費についての助成を行っています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）グループホームの確保・支援

- ◆ 障害者が住み慣れた地域で生活することを支援するために、グループホームの設置の促進や入居及び入居後の生活支援を行います。

（2）賃貸住宅入居への支援

- ◆ 民間賃貸住宅を安心して借りられるよう支援体制の整備を進めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
グループホーム等施設整備助成事業	グループホームを新設設置する社会福祉法人等を対象に、施設整備費用の一部を助成します。	社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

あんしん賃貸支援事業	住宅の確保が困難な高齢者や障害者に、市、NPO 法人、不動産事業者等が連携し、民間賃貸住宅の登録や入居に関する各種サポートを行います。	社会福祉課	新規事業 H29 年度～
地域生活援助事業	障害者施設の入所者や精神障害などによる長期入院患者が、グループホーム入居による地域生活への移行がスムーズに行えるよう、対象者等に助成を行います。	社会福祉課	新規事業 H29 年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・障害の進行や親の高齢化などでいつまで見れるか不安。亡くなった後のことはさらに心配。たちまちすぐに入れるショート施設は必要である。(家族会)
- ・親亡き後の生活はグループホームをつくるだけでは解決しない。切れ目のない支援をお願いしたい。(家族会)
- ・精神に障害のある病院入院者で、将来、希望する地域生活の場は、「一般の住宅での一人暮らし」のニーズが高い。(当事者)

3-3 保健・医療体制の充実

施策の背景と方向性

現状と課題

- 本市では第2次三次市健康増進計画（健康みよし21）を策定し、「いきいき健康日本一のまち」をめざし健康寿命の延伸を基本目標に、たとえ病気や障害があっても、希望と生きがいをもって幸せに暮らせるよう総合的な健康づくりに取り組んでいます。今後も市民・関係機関・行政が一体となり健康づくりを広く推進していくことが重要です。
- 障害の要因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障害者が受診しやすい医療体制や医療ケアが必要な障害者への対応の充実が求められています。
- 脳血管疾病からくる身体障害者が増加していることから、生活習慣病対策の強化が重要です。
- 年齢や障害の程度にかかわらず機能訓練を行える場や機会が不足しています。効果的な社会復帰への支援やQOL（生活の質）を高めることが必要となります。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- うつ病などこころの病気や自殺に関する正しい知識についての普及啓発を図り，早期発見・早期治療につなげる相談体制等の充実が求められています。
- 発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援とともに，親への心のケアなど専門医や専門職の確保が不足しています。

本市の主な取組

- 障害の要因となる疾病や重度化を予防するために，健康管理のための相談や指導，健康教室等を行うとともに，障害者を対象に総合集団健診費用の無料化等受診しやすい健診体制に努めています。
- 本市では壮年期・高齢期の自殺率が高い傾向にあることから，高齢者への取組や職域への啓発等を図るため，市役所関係部署の庁内ネットワークを立上げ自殺予防ゲートキーパー養成講座と普及啓発に取り組んでいます。
- 早期発見と早期支援を行うため，各種乳幼児健診事業の充実を図るとともに，障害児や発達に課題がある子どもに対する相談支援機関との連携強化により，総合的な支援の充実に努めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）障害の要因となる疾病の予防

- ◆ 妊婦健康診査，乳幼児健康診査，がん検診，特定健診の受診率の向上を図るとともに，未受診者対策，市民への周知に努めます。
- ◆ 脳血管疾患などの生活習慣病は，生活習慣の見直しと取組で改善につながるため，運動習慣の定着と食生活改善の取組を強化します。

（2）精神障害者やその家族への支援

- ◆ こころの病を抱える人の病状の悪化や家族が疲弊するのを防ぐために，相談窓口の周知を十分行い，専門医などによる相談につなぐとともに，医療機関や相談支援事業所と連携して支援を行います。また，当事者教室や家族のつどいを通し，当事者や家族の対応能力の向上を図るとともに，ピアカウンセリングの推進に努めます。
- ◆ 関係部署などとの情報提供を図り，潜在するひきこもり者の実態を把握するとともに，「ひきこもり相談」を設け，支援体制づくりに取り組みます。
- ◆ 民生委員・児童委員をはじめ地域の関係者と連携しながら，精神障害者と家族の地域生活を支援します。

（3）適正な保健・医療サービスの提供

- ◆ 医療を必要とする人がいつでも安心して医療を受けられるように，医療体制の整備，充実に努めます。
- ◆ かかりつけ医や市立三次中央病院等との連携により，地域医療の充実を図ります。
- ◆ 疾病や障害に応じた専門的な医療機関の情報を把握し，周知を図ります。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- ◆ 障害者が地域へ復帰した後の身近な場所でのリハビリテーション（アフターケア）への支援体制の検討とともに、高次脳機能障害など新たな障害へのリハビリテーションや支援のあり方についても検討を進めます。
- ◆ 精神科患者の救急医療については、広島県精神科救急情報センターや県内広域ブロック精神科救急医療施設との連携を図り、24時間対応の相談や診療体制について情報提供を行います。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
母子保健事業の充実 母子健康手帳の交付 妊産婦・乳幼児訪問事業 パパ・ママ教室 乳幼児健診 赤ちゃん教室	妊娠出産、乳幼児期の健康管理を促し、健やかな子どもの育成を目的に正しい知識の普及や保健指導を実施します。 子どもの発達や育児に悩む親と子どもを対象とした教室や相談事業を行います。	健康推進課	継続実施
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診の未受診者の把握を徹底し、発達時期に応じた確実なスクリーニングが行えるよう継続して取り組みます。 発達障害に関する知識や理解が深まるよう啓発を行います。	健康推進課	継続実施
乳幼児健診後のフォロー教室	関係機関と連携し、健診後のフォロー教室を実施します。	健康推進課 子育て支援課	継続実施
成人保健 がん検診 特定健診 特定保健指導	健康増進と病気の早期発見・早期治療につなげることを目的に各種健（検）診を実施します。 また、生活習慣病対策として特定保健指導や健康教室、健康相談事業を充実させ、疾病の改善を図り、健康な状態を維持できるよう継続した指導を行います。 障害者手帳の提示により、健診負担額は無料とし負担軽減を行います。	健康推進課	継続実施
予防接種事業	60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方に、高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。	健康推進課	継続実施
自立支援医療等給付事業 (更生医療・育成医療)	指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除くための医療の給付を行います。	社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

自立支援医療等給付事業 (精神通院医療)	精神疾患で通院治療を継続的に必要とする状態の方に、通院医療費の自己負担を軽減する制度です。	健康推進課	
統合失調症等家族支援事業	統合失調症の家族の会の学習会を定期的に開催し、家族への支援を行います。	障害者支援センター 健康推進課	継続実施
障害者（児）歯科保健事業	関係機関と連携し、歯科保健事業を実施します。	健康推進課	継続実施
医療費の公費負担制度 (重度心身障害者医療費公費負担制度)	制度に該当する障害者手帳の交付を受けている方の医療費の自己負担部分の一部を公費で負担します。	市民生活課	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・ 県北（三次市）に24時間救急対応可能な精神科病院が必要（家族会）
- ・ 精神疾患は長い時間付き合うことになる病気、向き合う家族への支援（学習会やリフレッシュ）が必要（家族会）

3-4 情報提供の充実・多様化

施策の背景と方向性

現状と課題

- 平成23年8月に障害者基本法が改正され、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることとされました。
- 障害者が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要であり、障害の特性に配慮した一層の工夫と細やかな情報提供が求められています。
- 国は障害者総合支援法の施行後3年を目処に「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」及び「障害者の意思決定支援の在り方」等についての見直しを行う予定であり、県・市としても検討していくこととなります。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

本市の主な取組

- 市広報紙については、朗読・点訳ボランティアサークルの活動を通じて、希望者にテープを送付するとともに、ケーブルテレビを通じた「声の広報」を放送しています。
- 聴覚障害者の意志疎通支援については、市政懇談会や各種研修会等の会場に手話通訳者、要約筆記者の配置や派遣を行うとともに、市内の登録通訳者等では対応できない場合や市外・県外派遣に対応するための派遣ネットワーク事業を実施しています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）障害の特性に配慮した多様な情報提供体制

- ◆ 障害者の社会参加の促進を図るため、情報通信技術の活用を促進するなど情報バリアフリー化や日常生活における意志疎通支援体制を充実していきます。
- ◆ 点字・声の広報発行や手話通訳者、要約筆記者（奉仕員）等の派遣が安定的に実施できるよう、人材養成・確保に努めます。
- ◆ 市の行政文書等のうち可能なものから逐次音声コードの貼付を推進するため、各部署の認識を高めていきます。
- ◆ 市の行政文書を発送する場合、視覚障害者の方で登録申請等をされた方に対し、発行者が分かるよう点字シールの貼付けを推進します。
- ◆ 情報技術（IT）に関しては、日々発展を続けており、広島県障害者サポートセンター等との連携により、常に最新の情報を把握して講習会・体験会等の開催に努めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
各種情報の提供	障害者支援センターを中心に、総合的な情報提供を行います。	社会福祉課 障害者支援センター	継続実施
広報紙やインターネット等による障害者福祉情報の提供	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載、点字・声の広報などの提供を行います。	社会福祉課	継続実施
情報提供を行うボランティア活動への支援	点訳サークル、朗読サークル、手話サークル、要約筆記サークルなどのボランティア団体等の活性化のため、社会福祉協議会と連携し育成・支援に努めます。	社会福祉課	継続実施
意思疎通支援事業	聴覚障害者、中途失聴・難聴者、音声言語機能障害者等への情報提供や相談体制の充実を図るため、手話通訳者の窓口設置や、手話通訳者・要約筆記者（奉仕員）の派遣を行います。	社会福祉課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

日常生活用具給付等事業	在宅の障害者の日常生活の利便性の向上を図るための用具の給付を行います。	社会福祉課	継続実施
音声コードの貼付	相手が視覚障害者の方であることが特定できる場合や登録申請等をされた方を対象に、福祉関係文書等への音声コードの貼り付けを推進します。	社会福祉課ほか全部署	新規事業 H27年度～
点字シールの活用	視覚障害者の方で登録申請等をされた方を対象に、福祉関係文書等を発送する場合、発行者が分かるよう点字シールの貼り付けを推進します。	社会福祉課ほか全部署	新規事業 H27年度～
情報技術（IT）体験講習会の実施	広島県障害者サポートセンター等との連携により、常に最新の情報を把握して市内での講習会・体験会等の実施に努めます。	社会福祉課	新規事業 H27年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・最新の情報技術等を活用した情報伝達手段を教えてください。（当事者）
- ・手話奉仕員や要約筆記奉仕員への活動登録者が増えない。（ボランティア団体）

3-5 権利擁護（虐待防止）ネットワークの充実

施策の背景と方向性

現状と課題

- ヒアリングによる意識調査では、養護者が高齢化している状況から、養護者亡き後の本人の生活方法や財産管理などに不安を感じるとの意見が多くありました。障害者の基本的人権や財産保護など様々な権利を守るために、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの制度の充実が求められています。
- 今後、認知症高齢者や知的障害のある人の成年後見制度の利用の増加が見込まれていますが、市内や備北圏域では弁護士や社会福祉士等の数が限られ後見人の確保に課題があります。
- 平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行以降、本市では、障害者に対する家族内暴力行為や金銭の搾取、地域地縁者等による性的虐待の通報など、障害者に対する潜在的な事案が表面化してきています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

本市の主な取組

- 本市では、審判を申し立てることのできない障害者の成年後見開始審判の市長申し立てを行うとともに、金銭管理や支払い手続きと援助など日常生活に係る権利擁護について、高齢者の権利擁護事業との一体的な取組を行っています。
- 障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月に三次市障害者虐待防止センターを設置しました。虐待の内容、通報義務の周知や三次市権利擁護ネットワークを通じた虐待の早期発見、早期対応を図るための協力体制の確保とともに、具体的な虐待通報事案について、障害者支援センターや社会福祉課職員、保健師等による虐待対応チームを編成し必要な措置を講じています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）権利擁護の推進

- ◆ 成年後見制度の審判申し立てや福祉サービス利用援助事業「かけはし」のさらなる推進を図るとともに、障害者支援センターや社会福祉協議会による相談など、身近な場所での相談体制の充実を図り、きめ細やかなサポート体制を整えます。

（2）虐待防止とネットワークの強化

- ◆ 障害者虐待の通報義務等に係る広報・啓発や関係者への研修を実施するとともに、障害者虐待防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速な体制づくりと、その後の適切な支援に努めます。
- ◆ 三次市権利擁護ネットワークによる関係機関との情報共有を図るとともに、協力体制の強化に努めます。

（3）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）への対応

- ◆ 障害者差別解消法が平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されます。この法では、障害を理由とした差別的な取扱や権利侵害の禁止、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の義務化（行政機関は義務、民間事業所は努力義務）などがあります。

今後、国が定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、地方公共団体等においても「地方公共団体等職員対応要領」を定めるよう努めます。

（4）障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）への対応

- ◆ 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等法律の一部改正がされ、平成28年4月から（一部は、本年6月または平成30年4月から）施行されます。

今後は、関係機関と連携し、障害者の職業の安定を図ることを目的に積極的な啓発活動に努めます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
成年後見利用支援事業	成年後見制度は、原則として、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所で、本人の家族などが申立てを行うこととされていますが、申立てする親族がいない人について、市長が申立てを行うとともに、その費用の一部を助成します。	社会福祉課 高齢者福祉課	継続実施
後見人の確保に向けた体制整備	ひとり暮らしや後見人として適切な親族がいないなど、親族以外の第三者による後見人の需要も高まっており、不足が見込まれる社会福祉士等専門職の確保に努めます。	社会福祉課 高齢者福祉課	新規事業 H27年度～
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手や、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人）などに、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの援助を行うことで、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援します。	社会福祉協議会	継続実施
権利擁護ネットワークによる権利擁護の推進	三次市権利擁護ネットワークによる関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じ、虐待対応チームを招集して、事例検証等を実施し協力体制の強化に努めます。	社会福祉課 高齢者福祉課	継続実施
合理的配慮の推進	「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、市役所内での障壁を取り除くための合理的配慮を行います。また、市内事業所に対して合理的配慮の実施にむけた啓発を行います。	社会福祉課 ほか全部署	新規事業 H27年度～
差別解消支援のための協議会の設置	障害者差別に関する相談や紛争の防止、解決を進めるための障害者差別解消支援地域協議会を設置します。	社会福祉課	新規事業 H28年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・成年後見制度について知っている方は26.1%（当事者・家族）
- ・お金の管理、食事等の生活の全てに援助が必要。親の高齢化などでいつまで見てやれるか不安である。亡くなった後のことはさらに心配。（家族）

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

3-6 災害時要援護者の支援体制の確立

施策の背景と方向性

現状と課題

- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、障害に配慮した避難場所の周知が求められるとともに、防災関係機関の連携体制を整えておくことが必要です。日頃から災害に備え、情報の共有を図ると同時に、災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、要援護者と地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

本市の主な取組

- 被災した障害者等要援護者の迅速かつ的確な避難支援を行うため、三次市地域防災計画に基づく災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を作成しています。
- 市内障害者福祉施設及び高齢者福祉施設との災害協定を締結し、障害の特性に配慮し福祉的な視点に立った福祉避難所を確保しています。
- 災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、平成25年度において避難に支援の必要な障害者等要援護者の個別調査を実施し、情報提供の同意や支援の必要性等についての台帳づくりを進めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）要援護者避難支援体制の構築

- ◆ 自主防災組織（地域の住民自治組織）、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団などと要援護者の情報を共有し、要援護者の円滑な安否確認や避難誘導など、地域の助け合いによる避難体制構築のために、要援護者マップや災害時の個別支援プランの作成を進めるなど要援護者避難支援体制の構築を促進します。
- ◆ 自主防災組織や消防団等と連携し、障害の特性に応じた避難誘導のための支援マニュアル等を作成するとともに、障害のある方の防災訓練等への参加を促進します。

（2）緊急時情報提供体制と避難所支援体制

- ◆ 各種障害者団体等と連携し、障害の特性に配慮した避難準備情報等伝達方法の整備や避難誘導體制の確保とともに、一般の避難所での支援体制についての検討を進めます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
避難行動要支援者名簿の整備・更新	民生委員児童委員協議会や住民自治組織・自主防災組織等との協働を進め、定期的な実態把握・調査を実施し、避難に支援の必要な障害者等要援護者名簿の整備・更新に努めます。	危機管理課 社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課	新規事業 H27年度～
要援護者マップと災害時要援護者個別支援プランの作成	自主防災組織（地域の住民自治組織）、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団などと要援護者の情報を共有し、要援護者の円滑な安否確認や避難誘導など、地域の助け合いによる避難体制構築のために、要援護者マップや災害時の個別支援プランの作成を進めます。	危機管理課	新規事業 H27年度～
防災訓練の実施	障害の特性に応じた防災訓練を実施し、障害者の訓練への参加を促進します。	危機管理課 社会福祉課	新規事業 H27年度～
防災情報メールシステムの利用拡大の推進	各種障害者団体等と連携し、市防災一斉メールの登録システム活用の推進と同時に、県の視覚障害者向け防災情報メールシステムの利用拡大の推進を図ります。	危機管理課 社会福祉課	新規事業 H27年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・ 障害者の災害支援について、災害弱者の視点での対応が必要（当事者団体）
- ・ 夜間の災害避難など聴覚障害者、視覚障害者へどう情報を伝えてくれるのか。災害が起きる際の自然の変化は解らない（当事者団体）
- ・ 災害時の障害者への情報提供を障害者支援センターが行うべき（当事者団体）
- ・ 障害者の災害時の対応については、障害別に協議会を設置して訓練も含めすべき（当事者団体）

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

3-7 公共施設・住環境の整備の促進

施策の背景と方向性

現状と課題

- 障害をはじめとする全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。
- 公共施設については、障害者や高齢者等の移動に係る利便性や安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進める必要があります。
- 自宅で暮らしている障害者の多くが、将来的にも住み慣れた自宅で暮らし続けたいと願っています。しかし、高齢化した介護者の負担を軽減するためには、また、自分にあった快適な生活を送るためには、住環境の整備（リフォームなど）が必要ですが、必要な工事をすべて行うと多額な費用がかかるため、十分な住宅改修ができない人が多いです。

本市の主な取組

- 「バリアフリー新法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいた、公共交通機関・道路・公共施設等の整備を進め、障害者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上に努めています。
- 自立した在宅生活の継続や介護者の負担軽減を図るため、住宅改修費助成事業や日常生活用具給付等で障害者における住環境整備に努めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ◆ 全ての人々が安心して快適に利用できるよう、公共施設や歩道等のユニバーサルデザイン化を進め、総合的な福祉のまちづくりを進めます。
- ◆ 公園や緑地などについては、障害のあるなしにかかわらず、誰でも利用しやすい施設内容や環境にするため、車イス専用トイレ、水飲み場の設置、障害者専用駐車場スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
- ◆ 公衆用トイレについては、新設する場合や老朽化による改修工事を行う場合には、ユニバーサルデザインに配慮した多目的トイレを設置します。

（2）地域生活支援の住環境整備（リフォームの促進）

- ◆ 本市は、障害者や障害児が自宅で快適に暮らせるよう、住宅改修に係る費用を助成しています。こうした制度の周知を図り、より安全で快適な住環境の整備に努めます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- ◆ 社会福祉協議会と連携を図り、独立自活に必要な資金の貸付制度等の周知を図ります。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
公共建築物における案内，サイン計画	見やすさを考慮して，公共建築物の案内，サイン等を設置します。	関係各課	継続実施
公共施設の整備・改善	「バリアフリー新法」「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき，公共施設や公園など誰もが使いやすいように計画的な整備・改善を図ります。	関係各課	継続実施
民間建築物のバリアフリー審査事務	公共的施設を建築しようとする事業者に対し，障害者・高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう，指導・助言・協議書の審査等を行います。	建築住宅課	継続実施
障害者住宅改修費助成事業	65歳未満の方で，下肢・体幹機能障害3級以上，療育手帳④，Aの方，またはストマ用装具を使用する障害4級以上の人が居住する住宅を障害者のために改造する場合，その費用を助成します。	社会福祉課	継続実施
障害児住宅改修費助成事業	3歳以上18歳未満の障害のある児童で，下肢・体幹機能障害3級以上，または療育手帳の交付を受けている児童が居住する住宅を改修する場合，その費用を助成します。	女性活躍支援課	継続実施
生活福祉資金の貸付	住宅増改築，補修などに必要な経費を貸し付けます。	社会福祉協議会	継続実施

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・道路や駅に階段や段差が多い。（当事者）
- ・外出先の建物のトイレやエレベーターなどの設備が不便である。（当事者）

基本目標4 いきいきと働ける仕組みと支援の充実

4 就労支援の充実

施策

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進（重点事業）

4-2 多様な就労による生きがいづくり

4-3 障害者就労支援施設等からの優先調達の推進強化

障害者が地域の中で自立した社会生活を送るために就労は重要な要素です。「障害者年金と就労支援事業所の工賃が多少あれば生活は成り立つ」との安易な考えを改め、就労収入の不足分を年金で保障するとの考えに立ち、健康状態に合わせた働き方、障害の特性に適した仕事、職場の中での理解や適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就業機会の拡大と雇用促進を推進します。

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進

施策の背景と方向性

現状と課題

- ハローワーク三次管内の障害者雇用率は依然として低く、法定雇用率の2.0%の目標未達成企業が多く見られます。
- 障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を推進するためには、企業経営者をはじめ企業の従業員が障害の特性や配慮の仕方等を正しく理解することが必要です。そのための広報や啓発や理解の促進が大切です。
- 障害者雇用率は全国的に上昇傾向にありますが、精神障害者の雇用は身体障害者や知的障害者の雇用に比べ大きく下回っています。平成30年から精神障害者の雇用が義務づけられます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

本市の主な取組

- 市内公共施設内に備北障害者就業・生活支援センターを確保し、障害者支援センター及びハローワークとの密接な連携のもと、就職や職場復帰をめざす障害のある方、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援をしています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

(1)障害者雇用に対する雇用者への理解の促進

- ◆ 障害者就労支援ネットワーク（障害者支援協議会、障害者支援センター、障害者就労支援施設、ハローワーク、備北障害者就業・生活支援センター、商工会議所、広域商工会等の事業所団体や関係機関との連携による）を構築し、一般就労への支援体制を整備するとともに企業への働きかけを行います。
- ◆ 企業等への障害者理解の促進のため、あいサポート運動を通じて、障害者の特性を理解し、従業員個々の配慮や支援を検討する契機として、雇用への不安を軽減する取組を促進します。
- ◆ 企業からの受注拡大の取組を推進します。

(2)就業後の定着支援（フォローアップ）の充実強化

- ◆ 広島県障害者職業センター及び備北障害者就業・生活支援センターの活用促進を図り、ジョブコーチ等が定期的に職場を訪問し、採用後の離職者の減少に努めます。
また、就労支援機関と協力し、障害特性に配慮した作業面や生活面を一体的に支援するスタッフの養成に努めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
事業所に対する障害者雇用の啓発	あいサポート運動の推進を通じて、障害者の雇用促進について事業主の意識高揚を図るとともに、障害者雇用促進月間（9月）を中心とした障害者の雇用を促す活動を行います。	社会福祉課	新規事業 H27年度～
雇用環境の整備	備北障害者就業・生活支援センターと連携し、事業主に対して障害者の雇用に関する相談と助言を行い、障害者の雇用環境の整備を促進します。 障害者差別解消法に基づき、民間事業所での合理的配慮の推進のため、研修会等を実施します。	社会福祉課	継続実施 新規事業 H28年度～

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

就労支援の充実	備北障害者就業・生活支援センター及び障害者支援センターと連携し、企業見学や職場体験実習等を行い障害者の一般就労支援を推進します。	社会福祉課	継続実施
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者を対象に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、関係機関と連携し、求職活動や職場定着のための支援を行います。	社会福祉課	継続実施
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な訓練等を行い就業能力の向上をめざします。	社会福祉課	継続実施
企業からの受注拡大の取組	市内企業に障害者就労支援施設の理解を推進するとともに、受注拡大の取組を推進します。	社会福祉課 障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター	新規事業 H27年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・障害者の約50%は、今後、収入を得る仕事をしたいと思っている。(当事者)
- ・収入を得るために31.4%の障害者が職業訓練を受けたいと思っている。(当事者)
- ・就労支援としてのアンケート結果で、「職場の障害者理解」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」への回答率が高い。(当事者)

4-2 多様な就労による生きがいつくり

施策の背景と方向性

現状と課題

- 地域活動支援センター等小規模な福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃底上げが課題となっています。また、これまで日中活動としての就労を充実してきましたが、今後は、さらにその機能の充実を図るとともに、本人の状況にあわせ、就労を視野に入れたきめの細やかな支援が望まれます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

- 担い手不足に悩む農林業への障害者の就業を期待する動きがあるものの、園芸福祉活動を通じた農業分野への就労支援は進んでいません。
- 今まで培ったノウハウをもとに施設が安定した仕事を受託していくことも重要ですが、工賃を上げるためには新たな分野へ踏み込むことも必要と考えられます。
- 平成26年度、障害者人材活用センターを試行し、公共施設の草刈業務を受託しましたが、就労可能な障害者の確保が困難な状況があります。課題を整理し、今後につなげていく必要があります。

本市の主な取組

- 障害者自立支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会を中心に、工賃アップのための先進地視察や各事業所間交流や情報交換を行い、市内における就労支援に対する課題等の共通認識を図りました。
- 障害者人材活用センターを試行しました。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）就労に対する相談体制等の充実

- ◆ 福祉総合相談支援センター体制の整備により、障害者支援センターと備北障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、ワンストップの就労（福祉的就労・一般就労）相談体制の充実に努めます。

（2）多様な就労の場と魅力ある就労活動の提供

- ◆ 障害者支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会を中心とした、工賃アップに向けた取組を推進します。また、確実に工賃アップにつながると判断できる設備投資には、助成を行うことを検討します。
- ◆ 地域活動支援センターの運営強化を図るとともに、より本人の状況にあったきめ細やかな支援を実施し、日中活動としての機能の充実と就労に向けた取組を促進します。
- ◆ 障害者人材活用センター事業内容を見直し、障害のある方により魅力的な事業を進めます。

（3）新分野への取組

- ◆ 農業活性化及び環境保全の推進と併せ、障害がある人の就労支援の視点による市役所内の組織横断的な取組により、植物工場など農業分野への参入支援に取り組みます。
- ◆ 市内農業法人と連携し、障害者のある方が農業で収入を得るような仕組みを研究します。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

主な施策

主な施策	内容	所管部局(課)	区分
福祉総合相談支援センター体制整備	福祉総合相談支援センター体制の整備により、障害者に関する生活・福祉・就労に関する相談支援機関の拠点化を整備し、就労（福祉的就労・一般就労）に関するワンストップによる相談体制の充実をめざします。	社会福祉課	新規事業 H27年度～
植物工場への参入支援	農業活性化及び環境保全の推進と併せ、障害がある人の就労支援の視点による植物工場等施設整備を行い、年間を通し安定した障害者雇用の場を創設します。	社会福祉課 農政課 環境政策課	新規事業 H27年度～
地域活動支援センターの充実	地域活動支援センター事業の充実により、創作活動又は生産的活動の機会の提供と社会との交流を促進します。	社会福祉課	継続実施
情報提供、情報収集の充実	一人ひとりの障害特性にあった日中活動の場を提供できるよう、各事業所の特徴や活動メニューなどを網羅した「障害者施設ガイドブック（みよし障害者サービスガイドブック）」の作成など情報提供に努めます。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施
障害者人材活用センター	作業所と連携する中で、事業内容を見直すとともに、在宅の障害者等にも広く呼びかけて事業を展開していきます。	障害者支援センター 社会福祉課	継続実施
共同受注窓口の設置と就労支援事業所間の分業の仕組みづくり	共同受注窓口を設置し、就労支援事業所間の分業により、大量受注に対応できる仕組みづくりを研究します。	障害者支援協議会 障害者支援センター	新規事業 H27年度～

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

4-3 障害者就労支援施設等からの優先調達推進強化

施策の背景と方向性

現状と課題

- 障害者就労支援施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体など公共機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成25年4月、障害者優先調達推進法が施行になりました。
- 一般に障害者施設利用者が施設から受け取る工賃は少額で、これにより施設利用者が経済的に自立するのは難しい状況です。工賃を上げるためには継続して製品や仕事を受注できる仕組みづくりとともに、施設で作った製品等の品質の向上や販路の拡大などにより売り上げを伸ばす必要があります。

本市の主な取組

- 庁内に三次市障害者優先調達方針策定会議を設置し、各年度の物品や業務の調達方針を策定し、全庁的に障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に努めています。
- 障害者自立支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会を中心に、各市内障害者就労支援施設等における物品や業務等の提供体制の実態調査を行うとともに、今後の課題を整理し、三次市障害者優先調達方針に反映しています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）優先調達等の推進

- ◆ 三次市障害者優先調達方針に基づき、関係機関や事業者に対して障害者就労支援施設等の製品や価格などの情報を提供することにより受注機会の拡大を図るとともに、市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績の公表などにより、全庁的に取り組みます。

（2）販売促進のための仕組みづくり

- ◆ 障害者就労支援施設等の製品の販売促進のため、市内観光交流施設や市役所、市立病院等の売店コーナーで、積極的に製品の取扱いを行うとともに、店舗を活用した就労支援事業の創設等の取組を進めます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

（3）新たな販路拡大の推進

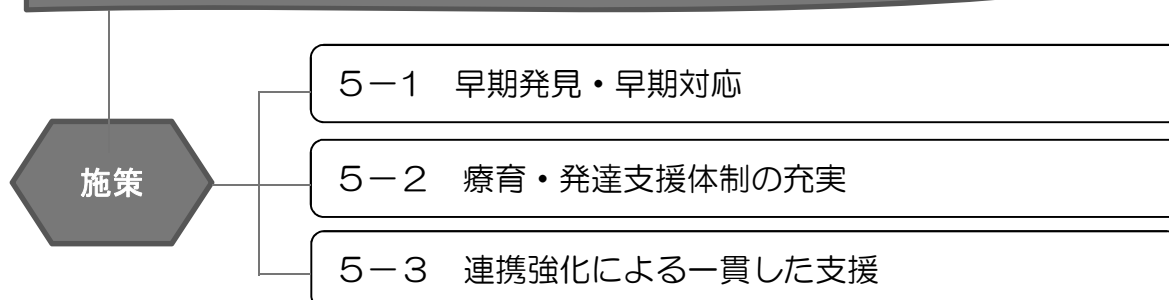
- ◆ 施設などへのアドバイザーやデザイナーの派遣などにより、製品の品質アップを図ります。
- ◆ 施設が受注できる役務や生産している製品のカタログを作成し、企業へ製品の購入や役務の受注の協力を要請します。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
優先調達推進強化	三次市障害者優先調達方針を策定し、関係機関や事業者に対して障害者就労支援施設等の製品や価格などの情報を提供することにより受注機会の拡大を図るとともに、市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績の公表などにより、全庁的に取り組みます。	社会福祉課	継続実施
資源ごみリサイクル活動の推進	障害者福祉施設等資源ごみ回収助成事業により、資源ごみリサイクル活動を行う事業所を支援します。	社会福祉課	継続実施
公共施設内売店等との連携による販売促進	障害者就労施設等の製品の販売促進のため、市内観光交流施設や市役所、市立病院等の売店コーナーでの積極的な製品の取扱いを推進します。	社会福祉課	継続実施

基本目標5 相談から療育まで一貫した支援体制の整備

5 療育・発達支援の充実



発達に課題のある子どもや障害を早期に発見することにより、適切な時期に必要な療育等の発達支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促します。また、一貫した支援体制の確立を通じて、成人後も一人ひとりが適切な支援を受けられる体制整備をめざします。

5-1 早期発見・早期対応

施策の背景と方向性

現状と課題

- 乳幼児健診での早期発見から相談・療育などにつながる乳幼児期の発達支援体制は、一定の流れができましたが、早期に発見しても支援につながりにくいケースや何らかの原因により、支援が途切れてしまうケースもあり、よりきめ細かで一貫した発達支援体制づくりが必要です。
- 早期発見、早期支援には、専門的スキルが必要であり、保健師、保育士等の専門職を対象とした発達支援専門研修会等を実施していますが、ニーズに対応するためには、さらなるスキルアップが必要です。また、療育スタッフ、心理士等の専門スタッフの安定的確保などが今後の課題です。
- 乳幼児の早期から、保育所等で生活の大半を過ごす子どもが増加傾向にあり、保育所等での発達支援の充実が求められる中、平成26年度から保育所巡回相談を実施しています。今後もさらに民間の保育施設も含めた保育所等における発達支援体制の充実と保育士のスキルアップが求められています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

本市の主な取組

- 乳幼児健診での早期発見から相談・療育などにつながる乳幼児期の発達支援については、関係機関との連携体制強化により、つながる仕組みが整いつつあります。
- 平成26年度からこども発達支援センターに、主任こども発達支援専門員及び保育士を増員配置するなど、人員体制の充実と人材育成に努めています。
- 平成26年度から保育所巡回相談事業を実施し、保育所における発達支援の充実と保育の質の向上をめざし、保育士のスキルアップに努めています。
- 発達支援専門研修会等を実施し、専門職員のスキルアップ及び人材育成に努めています。
- 保護者や地域の支援者を対象に講演会等を開催し、気になる子どもへの理解と発達支援についての知識を深める研修の取組を進めています。

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）発達障害の早期発見と早期療育

- ◆ 1歳6か月児健診や3歳児健診などにより、また、こども発達支援センター、保育所等への相談等との連携により、発達に課題のある子どもの早期発見に努めます。
- ◆ 保健師、保育士、教員、療育機関のスタッフ等の研修の充実を図り、専門知識と発達支援技術を備えた専門スタッフの育成を行います。
- ◆ 同じ年代の発達に課題のある子どもを持つ保護者が集まり、専門家からの指導を受けたり、保護者同士の情報交換を行ったりする「保護者の集い」を実施します。
- ◆ 保育所等において、早期発見、早期支援ができるよう保育における発達支援の充実と保育士のスキルアップに努めます。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
母子保健事業の充実 （乳幼児健診・相談）	各発達段階に応じた乳幼児健診や相談を実施し、発達障害等の早期発見に努めます。また、心理士を安定的に確保し、専門職員のスキルアップを行います。	健康推進課	継続実施
健診事後教室 （赤ちゃん教室） （わくわく教室）	健診等で発達に課題のある子どもの発達や子育てに悩む親と子どもを対象とした事後教室を行います。	健康推進課	継続実施
発達に関する相談事業 （個別相談など）	子どもの発達や子育てに悩む親と子どもを対象とした相談事業を行います。	子育て支援課	継続実施
親子通所教室 （こぐま教室）	健診事後教室からつながるフォローアップ教室を行います。	子育て支援課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

発達支援専門研修	子どもに携わる専門職員，支援者のスキルアップのための研修会を開催します。	子育て支援課	継続実施
----------	--------------------------------------	--------	------

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

・グレーゾーンの方への対応

5-2 療育・発達支援体制の充実

施策の背景と方向性

現状と課題

- 発達障害にかかわる支援には，福祉，教育，保健，医療，労働等の多様な機関の協力が求められます。これらの機関は，目的別，年齢別に専門分化しており各機関での支援の成果や情報が他の機関に引き継がれにくく，総合的な支援を展開していくことに課題があります。また，本人や保護者にとって，これらの社会資源の内容や利用方法も複雑で分かりにくい状況があります。
- 障害者自立支援協議会の療育発達支援部会におけるネットワークを通じ，一定の個別継続的な支援が部分的になされていますが，システムとしては確立していません。
- 早期支援の役割を担う，こども発達支援センターにおいては，平成26年度から主任こども発達支援専門員及び保育士を増員配置し，体制の充実を図っていますが，増加傾向にあるニーズに対応した支援を安定的に行うためには，さらに職員の育成，体制の強化が必要です。
- 多様化し増加するニーズに対応するためには，関係機関のより緊密な連携や相談窓口の明確化など，市民が分かりやすく，利用しやすい相談支援体制づくりが必要です。
- 発達障害に対する正しい理解の広がりが必要です。
- 専門機関の受診について，予約から受診まで長期間を要したり，遠距離のため受診しにくい現状があります。

本市の主な取組

- ライフステージの移り変わり時における支援情報の引き継ぎについては，平成22年度より「サポートファイル」を導入し，サポートファイル学習会等の開催を通して，当事者及び支援者の理解と利用促進を図っています。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）療育・発達支援体制の充実

- ◆ すべての人が人生のどのステージにおいても健やかに成長し、親子共にしあわせに過ごせるよう、充実した支援を行います。
 - ①専門職員の育成及び、心理士等の安定的確保など、人員体制の強化
 - ②増加傾向にある発達に課題ある子どもと保護者への支援ニーズに対応するため、子ども発達支援センターの充実に努めます。
 - ③保育所における発達支援の充実に向け、保育士のスキルアップと保育の質の向上のための取組を強化します。
 - ④障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して支援が受けられるよう、サポートファイルの周知や学習会を継続して行います。
 - ⑤保健、福祉、医療、保育、教育、療育などの各関係機関及び支援者がつながりあって支援を行うための支援体制づくりと連携強化を行います。

（2）個別的継続支援と支援における保護者の参画

- ◆ すべてのライフステージにおいて、必要な支援が途切れないよう、個別の支援内容や支援情報が引き継がれ継続するように関係機関の連携体制づくりに努めます。
 - ①必要な時に必要な支援が受けられるように、個別的に支援をコーディネートする体制づくりをします。
 - ②発達障害に関する理解促進、支援に携わる人材の育成、保育所等などの関係機関への支援を通じて地域支援基盤づくりを行います。

（3）成人期の対応体制の充実

- ◆ 就労が長続きしない、金銭管理ができない、対人関係がうまくいかない等、成人期に顕著となる状況へ、関係機関の細かな連携と研修などによる職員のスキルアップで継続した支援を行います。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
親子通所教室	発達に課題のある子どもと保護者を対象とした療育教室を行います。	子育て支援課	継続実施
個別相談	発達面での不安や心配に関する相談を行います。	子育て支援課	継続実施
保育所職員専門研修会	講座、視察研修、体験実習等、保育士のスキルアップのための多様な研修会を行います。	子育て支援課	継続実施
保育所訪問支援	子ども発達支援センターの専門スタッフ（保育士・保健師）が保育所・幼稚園を訪問し連携を図ります。	子育て支援課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

保育所等巡回相談	専門スタッフ（保育士）が保育所を巡回し、保育の中での発達支援及び、集団づくり等についてアドバイスを行います。	子育て支援課	継続実施
成人期の対応体制の充実	（仮称）障害者支援ネットワークに、成人期の支援に対応するプロジェクトチームを立ち上げ、支援体制の充実を図ります。	社会福祉課ほか関係各部署	新規事業 H27年度～

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・主治医からアドバイスがもらえると助かる。
- ・手帳交付時、団体の紹介をすれば孤立する親は少なくなる。

5-3 連携強化による一貫した支援

施策の背景と方向性

現状と課題

- 教育委員会では、適正な就学及びその後の一貫した支援を実現するための体制整備や相談業務、小・中学校教職員を対象とする研修会や巡回相談の派遣、学校支援員や障害児介助指導員の配置などを行っています。乳幼児期から就学期への相談体制のスムーズな接続を図る必要があります。また、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童・生徒への指導・支援など、小・中学校における教育的ニーズがますます高まっています。
- 発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援とともに、親への心のケアなど専門医や専門職の確保が不足しています。
- 早期に発見しても何らかの理由により支援につながらなかったり、支援が途中で途切れてしまうこともあります。生まれてから成人するまでの一貫した発達支援体制づくりのために、関係機関の連携を強化します。

本市の主な取組

- サポートファイル学習会を定期的を開催しています。
- 療育発達支援部会において、関係機関が連携を図っています。
- 特別支援学級はもとより、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の個別の指導計画を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな対応を進めていきます。

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

今後の施策の方向性（6年間の目標）

（1）療育発達相談支援システムの確立

- ◆ 乳幼児期から成人にいたるまでの一貫した療育支援ネットワーク体制を整備し、こども発達支援センターやこども応援センター、福祉総合相談支援センター、子鹿医療療育センターと連携した療育支援を行います。
- ◆ 療育発達支援部会における乳幼児期から学童期、成人期にいたるまでの一貫した療育・発達支援ネットワーク体制整備及び、福祉・保健・教育・医療の連携を図ります。
- ◆ 心理士を安定的に確保することにより、支援困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保を図ります。
- ◆ 乳幼児期から成人まで継続した支援が行えるようにサポートファイルの活用の周知や研修、見直しを行います。
- ◆ 各相談窓口間の情報共有と一元化による相談支援体制の充実を図り、個々に応じた支援を行います。
- ◆ 支援を必要とするすべての親子に支援がもれなく、とぎれなく届くよう、よりきめ細やかな発達支援ができるよう関係機関の連携強化を図ります。

主な施策

主な施策	内容	所管部局（課）	区分
発達外来	子育てに関する悩みや、心身に障害や遅れのある子どもの発達に関する適切な支援と各種相談を行います。 （県からの委託事業）	広島県 子鹿医療療育センター	継続実施
障害児等相談支援事業	知的障害児・者の方を対象に、暮らしの中での困りごとや悩みごとなど、生活全般に関する総合相談を行います。 （市からの委託事業）	社会福祉課 子鹿医療療育センター	継続実施
児童発達支援事業所	発達に課題を持つ子どもの将来の自立を考えながら、少人数の活動の場で療育を行うとともに、児童発達支援センターの設立もめざします。	子鹿医療療育センター	継続実施
こども発達支援センター	保育・保健・福祉・医療等の関係機関との連携体制づくりを行い、つながり合いの中でより充実した発達支援に取り組みます。	子育て支援課	継続実施

第3章 三次市障害者福祉計画（第2期）

教育委員会	<p>児童・生徒の適正な就学及びその後の一貫した支援に関する指導体制を整備するとともに、小・中学校における特別支援教育の充実に向けた取組を進めていきます。</p> <p>①教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させるため、県教育委員会、大学、関係機関、特別支援学校等と連携し、小・中学校教員を対象とする特別支援教育研修会や巡回相談事業の充実を図ります。</p> <p>②発達障害がある児童・生徒等への支援・指導など、通常学級における特別支援教育の充実がますます求められていることから、個別の指導計画を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな指導を行うとともに、学校支援員を配置するなど、個別の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう取り組みます。</p> <p>③教育・福祉・医療等の諸機関と連携し、専門的かつ総合的に、就学等に関する指導を行います。</p> <p>④こども応援センターによる教育相談、就学相談を実施します。</p>	教育委員会	継続実施
-------	--	-------	------

◆アンケート調査・ヒアリング調査の意見から

- ・生まれてからの連携した対応が重要（保護者）
- ・教育部門と福祉部門の連携を密にとってほしい。（保護者）

第4期 三次市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

第4章 障害者総合支援法によるサービス目標量

第1節 サービス提供における基本的方針

障害者総合支援法による福祉サービスの提供にあたっては、「三次市障害者福祉計画」の基本理念である「障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現」を踏まえ、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

第2節 平成29年度の目標値の設定

障害者総合支援法で規定している障害福祉サービスの平成29年度末における目標量の設定については、前期3年間の利用実績を踏まえ、第4期障害福祉計画において、次のとおり目標量の設定を行います。

1 施設入所者の地域生活への移行

■ 地域生活移行の目標数

項目	数値	備考
現入所者数（A）	97人	平成25年度末の値
目標年度入所者数（B）	93人	平成29年度末の見込（目標値）
退所目標値（C）	4人	$(A) - (B) / A$ の値 ← <u>(A)の4%以上</u>
地域生活移行目標数	12人	(A)のうち、地域移行目標数 ← <u>(A)の12%以上</u>

※施設入所者の地域移行は、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。

■ 目標設定の考え方（県の方針）

- ① 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域移行
- ② 平成25年度末時点の現施設入所者の4%以上の削減

■ 目標達成のための方策

今期の目標に向けて、入所施設・相談支援事業所等と連携をとり、個別の実態に合った支援により移行を推進していきます。

2. 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	平成29年度末の数値

■ 目標設定の考え方（県の方針）

平成29年度末時までに1箇所以上の整備

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

■ 目標達成のための方策

居住支援機能(グループホーム等)と地域支援機能(相談支援等)の一体的な整備を行っていきます。

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	4人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■ 目標設定の考え方（県の方針）

平成24年度の一般就労への移行実績の2倍

■ 目標達成のための方策

一般就労希望者のニーズに基づき、備北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、三次市障害者支援センター、就労移行支援事業所と連携しながら、個別の実態に合った支援を行い、一般就労を進めていきます。

また、一般企業へ障害者雇用についての働きかけを、連携機関と連携して行います。

4. 就労移行支援事業の利用者数

■ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	15人	平成25年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	24人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数
就労移行支援事業所の数	2事業所	平成29年度末の就労移行支援事業所の数
【目標値】 就労移行率が3割以上の事業所数	1事業所	平成29年度末で就労移行率が3割以上の事業所の数

■ 目標設定の考え方（県の方針）

平成25年度末就労移行支援事業の利用者数の6割増

平成29年度の就労移行支援事業所数の5割以上

■ 目標達成のための方策

就労継続支援B型を利用する場合、原則就労移行支援事業の利用が求められており、今後就労移行支援事業利用者は増加が見込まれますが、市内には1事業所しかないので、新規事

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

業所の開設等の対応が必要と思われます。就労移行支援事業は、限られた期間の中で、一般就労をめざすこととなるため、サービス提供事業者、市外の事業所やハローワーク、備北障害者就業・生活支援センター、三次市障害者支援センターなどと連携し、移行へ向けた支援を行います。

第3節 指定障害福祉サービス見込み量の設定

1 障害福祉サービス

1ヶ月間の障害福祉サービス（自立支援給付のサービス）必要量の見込みは次のとおりです。

（1）訪問系サービス

（1箇月あたり）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス合計	60人 1,285時間	60人 1,285時間	60人 1,285時間
居宅介護	55人 1,100時間	55人 1,100時間	55人 1,100時間
同行援護	3人 15時間	3人 15時間	3人 15時間
重度訪問介護	1人 160時間	1人 160時間	1人 160時間
行動援護	1人 10時間	1人 10時間	1人 10時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 平成24年度から平成26年度までの訪問系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成24年度から平成26年度までの一人あたり平均利用時間を求め、予測した各年度の利用者に掛け合わせて見込み時間を算定しました。

（2）日中系サービス

（1箇月あたり）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	3,450日分 150人	3,450日分 150人	3,450日分 150人
自立訓練（機能訓練）	0日分 0人	0日分 0人	0日分 0人
自立訓練（生活訓練）	10日分 1人	10日分 1人	10日分 1人

第 4 章 三次市障害福祉計画（第 4 期）

就 労 移 行 支 援	180 日分 10 人	180 日分 10 人	432 日分 24 人
就 労 継 続 支 援（A 型）	1,080 日分 60 人	1,080 日分 60 人	1,080 日分 60 人
就 労 継 続 支 援（B 型）	2,800 日分 140 人	3,000 日分 145 人	3,000 日分 145 人
療 養 介 護	15 人分	15 人分	15 人分
短 期 入 所	324 日分 27 人	336 日分 28 人	348 日分 39 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 平成24年度から平成26年度までの日中活動系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成27年度以降で市内に新規事業所の開設計画が把握できているものについては、更にその利用見込数を加えて算定しました。

（3）居住系サービス

（1 箇月あたり）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	71 人	71 人	76 人
施 設 入 所 支 援	95 人	94 人	93 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 共同生活援助の利用者数については、平成26年度の利用者数をもとに、平成27年度から平成29年度の間地域生活移行者数と、市内新規事業所の開設に伴う在宅障害者及び本計画の地域移行者を予測して算定しました。共同生活介護は平成26年度から共同生活援助へ一元化されました。

イ 施設入所支援については、平成26年度の現在の利用者数をもとに算定しました。平成29年度までに地域移行者を増やして行く予定です。

（4）相談支援

（1 箇月あたり）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計 画 相 談 支 援	70 人	75 人	80 人
地 域 移 行 支 援	4 人	8 人	12 人
地 域 定 着 支 援	0 人	4 人	6 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 計画相談支援の利用者数については、平成26年度の障害福祉サービス受給者数をもとに、地域移行支援、地域定着支援の利用者数については、地域生活へ移行可能な精神障害者数

第 4 章 三次市障害福祉計画（第 4 期）

をもとに算定しました。

（5）障害児通所支援

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日/月	105	130	150
	人/月	15	20	25
放課後等デイサービス	人日/月	368	398	433
	人/月	45	50	55
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	10	15	20

※「人」：月間の実利用人数，「人日」：月間の実利用人数×1人あたりの平均利用日数

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 障害児通所支援の利用者数については，平成26年の障害福祉サービス受給者数をもとに算定しました。

（6）各サービス提供事業者の状況

介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で，入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

現在，9箇所の事業所がサービスを提供しています。

平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三吉舎町吉舎723番地1	実施
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号	実施
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施
ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	H28 予定

② 同行援護

視覚障害の方が移動に著しい困難があるとき、外出時に同行し移動に必要な情報などの提供や外出の際に必要な支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、4箇所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1	実施
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	H28 予定

③ 重度訪問介護

障害支援区分が区分4以上の方で、2肢以上に麻痺があるといった、常に介護が必要な重度の肢体不自由の方が対象となります。自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、8箇所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三吉舎町吉舎723番地1	実施
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	H28 予定

④ 行動援護

障害支援区分が区分3以上の方で、知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、1箇所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所	所在地	備考
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	H28 予定

⑤ 重度障害者等包括支援

障害支援区分が区分6の方のうち、常に介護を必要とする方が対象者となり、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

⑥ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、7箇所の事業所がサービスを行っています。平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所名	所在地	備考
短期入所生活介護事業所花の里	三次市十日市東四丁目3番10号	実施
子鹿短期入所事業所	三次市粟屋町1664番地	実施
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1	実施
あらくさ短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1584番地	実施

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

にじ色短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
さくら短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1583番地	実施
コージーガーデン	三次市大田幸町266番地4	H28 予定

⑦ 療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練・療養上の管理・看護・医学的な管理の下の介護および日常生活上の世話をを行います。

医療および常時の介護を必要とする人（①障害程度区分が区分6の筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている人、または②障害程度区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者）が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1箇所の事業所がサービスを行っています。

事業所名	所在地	備考
子鹿医療療育センター	三次市栗屋町1664番地	実施

⑧ 生活介護

昼間に障害者支援施設等で、食事・入浴・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、施設入所では、区分4以上、50歳以上の場合は区分3（要介護2程度）以上の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、4箇所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市栗屋町1664番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施
あらくさ	三次市甲奴町本郷1584番地	実施

⑨ 施設入所支援

施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等をおこないます。

生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人、50歳以上の場合は、区分3以上の人を対象となります。また、自立訓練や就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人が対象となります。

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

■ サービス提供事業者の現状

市内では、2箇所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施

訓練等給付

① 自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「機能訓練」の対象者は次の通りです。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活に移行する場合、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業した人が、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

② 自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「生活訓練」の対象者は、次の通りです。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活へ移行するときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定しているが、地域生活を送る際、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

③ 就労移行支援

一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等（雇用または在宅就労等）が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1箇所の事業所が現在サービスを提供しています。

事業者名	所在地	備考
ゆうしゃいん三次	三次市島敷町238番地	実施

④ 就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「A型」では、一般企業等での就労が困難な方で、必要な訓練等を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な（利用開始時に60歳未満の）方が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した方で企業等の雇用に結びつかなかった方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に結びつかなかった方
- 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係の状態にない方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1箇所の事業所がサービスを提供しています。

平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号	実施
コーギーガーデン	三次市大田幸町266番地4	H28 予定

⑤ 就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「B型」では、一般企業等での就労が困難で、就労移行支援事業等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などで必要な訓練等を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される方が対象となります。

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

- 企業等や就労継続支援「A型」での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- 就労移行支援事業を利用した方で、企業等または就労継続支援「A型」の雇用に結びつかなかった方
- 50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援「A型」の利用が困難と判断された方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、6箇所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
コージーガーデン	三次市大田幸町266番地4	実施
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号	実施

⑥ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。地域において共同生活を行うのに支障のない方、また、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者が地域において自立した日常生活を送るときに、相談等の日常生活の援助が必要な方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、6箇所の事業所がサービスを提供しています。

平成28年度で1箇所の事業所が開設予定です

事業所名	所在地	備考
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
ゆうしゃいん笑花	三次市十日市東五丁目13番10号	実施
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
さくらホーム	三次市甲奴町本郷1583番地2	実施
コージーガーデン	三次市大田幸町266番地4	H28 予定

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

児童通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導，知識技術の付与，集団生活への適応訓練等，その他必要な支援を行います。療育の観点から集団療育，個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では，2箇所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	三次市栗屋町1664番地	実施
児童発達支援事業所 バンビ	三次市栗屋町1664番地	実施

② 医療型児童発達支援

児童発達支援及び必要な治療を行います。肢体不自由があり，理学療法等の機能訓練等または医療的理下での支援が必要であると認められた障害児等が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では，現在このサービスを提供している事業所はありません。

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進，その他必要な支援を行います。学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では，4箇所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	三次市栗屋町1664番地	実施
児童発達支援事業所 バンビ	三次市栗屋町1664番地	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
スマイルのお家 みよし	三次市十日市南七丁目9番地25	実施

④ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって，当該施設へ訪問し，専門的な支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

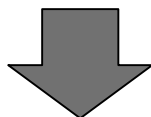
第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

2 地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するサービスとして、市町村の責任で、効果的かつ効率的な障害福祉サービスを地域の実情に応じて、柔軟に実施することができます。地域で自立した生活が行えるように、これまでに本市で独自に実施していた障害支援のサービスを基に、自立支援給付サービスを補完するさまざまな事業を展開していきます。

地域支援事業の目的（国の定めた地域生活支援事業実施要綱から抜粋）

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。



三次市における地域生活支援事業

必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 理解促進研修啓発事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業

任意事業

- ・ 福祉ホーム事業
- ・ 生活訓練事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 社会参加促進事業

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

（1）相談支援事業

相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

① 相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、障害福祉サービス利用の前提としてのサービス等利用計画の作成にあたり、利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画の作成を行います。

そのため、本市では、身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを拠点に、相談支援に関する評価や地域の障害者支援体制づくりの中核的役割を果たす協議の場としての障害者支援協議会の機能の充実を図りながら地域における障害福祉支援体制の推進に努めていきます。

利用者負担はありません。

② 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。利用者負担はありません。

③ 住宅入居等支援（住居サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援に努めます。利用者負担はありません。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

（単位：事業所数，年間利用件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	7箇所	7箇所	7箇所
相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所
障害児等相談支援事業	7箇所	7箇所	7箇所
住宅入居等支援（住居サポート）事業	1件	1件	1件
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	2件

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

（2）意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方について、手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ、点字・音訳等支援事業を行います。

本市では、コミュニケーション支援事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っています。

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、周知の徹底を図るとともに関係機関並びに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を今後も一層図っていきます。

利用者負担はありません。

（単位：利用人数）

意思疎通支援事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者等派遣事業	30	35	40
要約筆記者等派遣事業	40	45	50
手話通訳者設置事業（設置者数）	1	1	1

※手話通訳者設置事業：手話通訳者を毎週水曜日に障害者支援センター内に設置しています。

（3）日常生活用具給付等事業

在宅の身体障害、知的障害、精神障害のある方で、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

日常生活用具給付等事業の見込み量は、平成25年度の実績に基づいて算出しています。

原則、利用者負担を1割とします。日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

（単位：件/年）

日常生活用具給付等事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練等支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	20	20	20
在宅療養等支援用具	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,550	1,600	1,650
住宅改修費	2	2	2

（4）移動支援事業

障害により、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

本市では、介護給付費、介護保険等における移動サービスを受けられない障害者を対象に登録事業所からヘルパーを派遣します。（通院、院内介助は原則、対象とはなりません）

移動支援事業の見込み量は、現在のサービス水準の確保を前提とし、平成24年度から平成26年度の実績に基づいて算出しています。

原則、利用者負担を1割とします。移動支援事業の実施にあたっては、本市独自の負担上限月

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

（単位：年当たり）

移動支援事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
個別支援型	25人	1,500時間	25人	1,500時間	25人	1,500時間

（5）地域活動支援センター事業

創作的活動・生産活動の機会の提供の場、他の機関との連携による利用者への相談支援など、障害者の地域生活、日中活動の拠点として多様な形態の地域活動支援センターを設置することにより、地域生活支援の促進を図ります。

（単位：箇所）

地域活動支援センター事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内事業所	日中活動支援型	4	4	4

※運営要件等

- 1) 運営主体 法人又はNPO法人
- 2) 利用定員等 1日当りの実利用人員が、概ね10名以上
- 3) 職員体制 2名以上で内1名以上が専任で常勤

（6）理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害者等に対する理解を深める研修・啓発事業を進めます。

（7）手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の要請研修を図ります。

（単位：人/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	10	10	10

□ 必須事業における見込み量の確保の方策

① 事業者の参入促進

移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

② 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援事業が円滑に実施されるよう、介助従事者や障害支援区分認定調査員、相談支援従事者等サービス提供に関わる人材の育成と資質の向上を図るために必要な研修の場を確保します。

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

（8）その他の事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障害のある人につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

（単位：人/月）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホーム事業	4	4	4

・市内に福祉ホームはありません。隣接市にある知的障害者福祉ホームの利用があります。

② 生活支援事業

障害児への生活訓練の充実を図るため、長期休暇中の障害児等の見守りや日常的な生活訓練を実施するとともに、福祉機器のリサイクルを推進することにより、介護保険や自立支援給付の対象外となる虚弱な方の日常生活の便宜を図ります。

本市では、障害児生活訓練等事業及び福祉機器リサイクル事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っていきます。

（単位：人，件/年）

生活支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児生活訓練等事業	35 人	35 人	35 人
福祉機器リサイクル事業	150 件	150 件	150 件

③ 日中一時支援事業

日常生活に介護を必要とする障害者及び障害児を対象に、施設等で日中一時的に預かりを行うことで、家族の就労機会や一時的な休息時間の確保を図ることを目的として障害者支援施設等に委託し実施します。

本市では、市内在住で小・中学校または特別支援学校に通学する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者等で、介護や見守りが必要な障害児を対象とした「放課後一時支援」を日中一時支援事業として実施しています。

日中一時支援事業の見込み量は、現在のサービス水準の確保を前提とし、平成24年度から平成26年度の実績に基づいて算出しています。

原則、利用者負担を1割とします。日中一時支援事業の実施にあたっては、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

（単位：人/月）

日中一時支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所型	18	20	20
放課後一時支援型	10	10	12

第4章 三次市障害福祉計画（第4期）

④ 社会参加促進事業業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や朗読により、市の広報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造・購入にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により、社会参加を促進して行きます。

(単位：人/年)

社会参加促進事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	150	150	150
点字・声の広報等発行事業	20	20	20
要約筆記奉仕員養成事業	5	5	5
点訳奉仕員養成事業	5	5	5
朗読奉仕員養成事業	20	20	20
自動車運転免許取得費助成事業	2	2	2
自動車改造費助成事業	4	4	4
福祉車両購入費助成事業	5	5	5

□ その他の事業におけるサービスの見込み量の確保の方策

① 事業者の参入促進

日中一時支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、日中一時支援事業は今後の利用者の増加が見込まれるため、周辺市とも連携しながら、事業所の確保にも努めていきます。

② 人材育成とボランティア養成の促進

障害児に対する放課後一時支援や長期休暇中の活動を支援するため、介助従事者の資質の向上及び運営上の安全管理を図るための研修等を実施します。

また、精神障害者に対する理解と知識を持ったボランティア養成を促進し、多様なニーズに対応した支援に努めます。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の総合的な推進体制

1 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

計画の推進体制にあたっては、障害者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災など広範囲にわたることから、事務局である社会福祉課を中心に進行管理を行うとともに、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な推進体制を確保します。

併せて、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。

2 障害者支援協議会・障害者支援ネットワーク連絡会議

障害者団体や各種関係機関の代表者等で構成される三次市障害者支援協議会に対し、計画の推進状況等に対する意見を求めるとともに、地域ネットワークの構築、社会資源の開発など地域で支えるシステムづくりに関する協議・検討を行い、効果的な計画の推進に取り組みます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者支援ネットワーク連絡会議を開催し、充実した三次市障害者支援協議会の運営に努めます。

第2節 計画の点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、庁内関係部課で行う事務事業評価を活用し、点検・評価を行います。

必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。

第3節 コンプライアンスの重視

障害福祉サービス事業者や各種関係機関に対し、障害者基本法及び障害福祉関連法律を遵守し、適切な運営に資するよう社会福祉法人や事業所等への行政による指導監督等の強化に努めます。

(資 料 編)

資料 1 用語解説

【あ行】

あいサポーター

障害のある方が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践する意欲のある方で、あいサポーター研修を修了した方、又はテキスト「障害を知り、共に生きる」を読まれた方（特別な技術の習得は不要）。

あいサポート企業・団体

社員等を対象として、テキスト「障害を知り、共に生きる」を読むことを推奨することやあいサポーター研修などに取り組む企業・団体を広島県が「あいサポート企業・団体」として認定。

あいサポート運動

皆さんに、「障害の内容・特性」「障害のある方が困っていること」「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などを知っていただき、実践していただく運動。

あいサポートバッジ

あいサポーターであることを示すバッジ。あいサポーター養成研修を受講すると貰える。

意思疎通支援

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いたが、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられる。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようにしている。

音声コード（SPコード）

印刷物上の切手大の二次元コードで、デジタル化された文字情報がコード内に含まれているため、コードを元に音声を出力することが出来ます。活字文書読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力する。

音声コードは作成ソフトをパソコンにインストールすることで簡単に作成することができる。

活字文書読み上げ装置は、視覚障害者向けの「日常生活用具給付事業」の対象機器。

【か行】

ガイドヘルパー

障害をもつ人が外出する際に必要となる、歩行や車いすの介助などを行う人のことで、市役所などの公的機関に行くような場合だけでなく、映画鑑賞や買

い物、旅行など社会活動を行う場合もサービスを提供し、障害をもつ人の自立と積極的な社会参加を促す。

かけはし

一人でものごとを決めることが不安な人に対し、契約を結ぶことにより、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業。

学校支援員

三次市内小中学校の教育活動をより充実するため、校長が必要とする教育補助活動を行い、児童生徒を支援することを目的として、三次市教育委員会が派遣する三次市臨時的任用職員。学校支援員は、校長の指導のもと担当教員と協力し、通常の学級に在籍し、学習障害（LD）、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助や、いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援、放課後や長期休業中の学習支援等を職務として行う。教員免許状有資格者。

基幹センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。（出展：WAM NET）

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人に気づき適切にかかわること。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。厚生労働省の発表によると、2013（平成25）年のわが国の健康寿命は、男性が71.19歳、女性が74.21歳。

高次脳機能障害

交通事故や転倒などにより脳の一部が損傷を受けることで記憶・意思・感情など高度な脳の機能に障害が表れることです。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

高齢者見守り隊

日常生活において見守りが必要な高齢者等の居宅を高齢者等見守り隊が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮していくことができるよう支援することを目的とした事業。

民生員、協力員などが市からの委託により、見守り隊として活動している。

こども応援センター

学校教育や青少年指導上の諸問題に関する相談指導業務を行う教育委員会に設置されたセンターで、教育相談員による就学や不登校等に関する相談・指導業務などを行う。

こども発達支援センター

心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設

【さ行】

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。(出展：WAM NET)

災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした法律。

サポートファイル

障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられること願って作成された、健康や育ち、暮らし、特性等を記録するファイルで、これを提示することにより適切なサービス提供や支援に役立てることができる。

サポートファイルでできること

1. 障害のある人の成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての本人に関する情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わる。
2. 保護者が病院、学校、福祉施設などで同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながる。
3. 保護者の監護能力が低下し、または死亡したときなどに、支援者に対し必要な情報提供ができる。
4. このようなことから、障害のある人の理解の促進につながり、本人の生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられるようになる。

視覚障害者向け防災情報メールシステム

視覚障害者および高齢者といった目の不自由な方を主たる利用者と想定し、読み上げソフトによる音声情報化を前提とした広島県のシステムで、メール配

信だけでなく、ホームページを使った情報提供も行う。メールに記載されたリンクからホームページにアクセスして頂くことで、より詳しい情報を得ることができる。

さらに、外出先の防災情報が入手できるよう、現在地（県内）の防災情報提供機能を設けている。本機能は、ホームページ上の「現在地情報の表示」ボタンを押すだけで、携帯電話の位置情報を取得し、現在地周辺で発表されている防災情報や観測情報を知ることができる。

指定相談支援事業所（者）

市の指定に基づき、障害者総合支援法で定められた次の相談支援事業を実施している事業所（者）

計画相談支援

サービス等利用計画を作成し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う。

地域移行支援

施設入所または入院している障害者が、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

地域定着支援

単身等で生活する障害者が、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な場合、訪問や相談などの必要な支援を行い、障害者の地域生活の継続をめざす。

市内指定相談支援事業所ネットワーク連絡会

三次市内の指定相談支援事業所（者）のネットワークで、月1回定例会を開催し、連携と情報共有に努めるとともに、支援困難ケースの検討などを行っている。

社会福祉士

1987（昭和62）年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」によって創設された福祉専門職。専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行う。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害者支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされている。（出展：WAM NET）

障害児介助指導員

三次市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、学校における安心で安全な教育活動を支援することを目的として、三次市教育委員会が派遣する三次市臨時的任用職員。障害児介助指導員は、校長の指導のもと担当教員と協力し、移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺

自立のための介助や、学習指導に伴う介助、安全確保に関する介助等を職務として行う。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。（出展：WAM NET）

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。（出展：WAM NET）

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」という。（出展：WAM NET）

障害者差別解消法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。

（出展：WAM NET）

障害者支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。（出展：WAM NET）

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する

助言などを行う施設。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。（出展：WAM NET）

障害の社会モデル

社会モデルとは障害者が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方で、障害の負担を個人が負うべきではないとする考え方。

これとは逆に、障害者が味わう社会的不利はそのひと個人の問題だとする考え方を、医学モデルという。

植物工場

障害者雇用へ結びつけることを目的に、三次市環境クリーンセンターの排熱を利用したハウスでの野菜栽培を行う事業。現在調査研究中である。

ジョブコーチ

障害者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

心理士

心理業務に従事する者を指す。心理職とも呼ぶ。また、臨床心理士を始めとした「心理士」の名称がつく資格の有資格者を指す呼称としても用いられることがある。

スーパーバイズ

現任教育・研修を行う際の熟練した指導者で、福祉施設や機関等において支援困難ケースを持っている援助者に対してケースの援助のあり方等をより具体的に指導していくことをいう。

スクリーニング

ふるいわけ。適格審査。特に健康な人も含めた集団から、目的とする疾患に関する発症者や発症が予測される人を選別する医学的手法をいう。

スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックスとは、知的障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。スペシャルオリンピックスは非営利活動で、運営はボランティアと善意の寄付によっておこなわれている。

精神保健福祉士

「精神保健福祉士法」に基づき、1997（平成9）年に誕生した国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を法的に保護し、支援するため、2000（平成12）年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

（出展：WAM NET）

【た行】

地域生活支援拠点

国は障害児・者の地域生活推進のための多機能拠点構想として、地域生活支援の拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進しており、第4期障害福祉計画期間中の平成29年度までに、各自治体又は圏域内で、少なくとも1箇所の整備が求められている。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは公正・中立な立場から高齢者がいつまでもいきいきと住み慣れた地域で生活できるよう支援するために（1）総合相談支援、（2）虐待の早期発見、防止などの権利擁護、（3）介護予防ケアマネジメント、（4）包括的、継続的ケアマネジメント支援という4つの機能を担う地域包括ケア体制の中核機関です。

三次市では、平成25年10月から「一般社団法人地域包括支援センターみよし」に委託し、地域包括支援センターの機能強化を図っています。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。（出展：WAM NET）

特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。（出展：WAM NET）

【な行】

ノーマライゼーション

一般的には障害者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が、地域の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

バリアフリー新法

高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校・病院・劇場・ホテル・老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口・廊下・階段・エレベーター・トイレ・敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。（出展：WAM NET）

ピアカウンセラー

同じ経験をもつ人同士が「仲間」（ピア）として、単に話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、それぞれがよりよく生きる力をもっており、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリングで、相談に応じる障害者を、ピアカウンセラーと呼んでいる。

広島県福祉のまちづくり条例

広島県では、真に豊かな福祉社会の実現を目指し、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなで作るための条例。

この条例では、不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとしている。

福祉総合相談支援センター

障害者，高齢者，生活困窮など福祉関連の相談のワンストップサービスを目的に，平成27年4月1日から三次市福祉保健センターに設置。

センター内には三次市福祉保健部社会福祉課福祉総合相談係，地域包括支援センター，障害者支援センター，生活サポートセンター，三次市社会福祉協議会などがあり，各種相談に対応する。

フライングディスク競技

障害者フライングディスク競技として，次の2種類の競技を行っている。

・アキュラシー競技

一定の距離に置いた輪に向けてディスクを連続して10投し，輪を通過した枚数を競う。

・ディスタンス競技

ディスクを連続して3投し，最も遠くへ飛んだディスクの距離を競う。

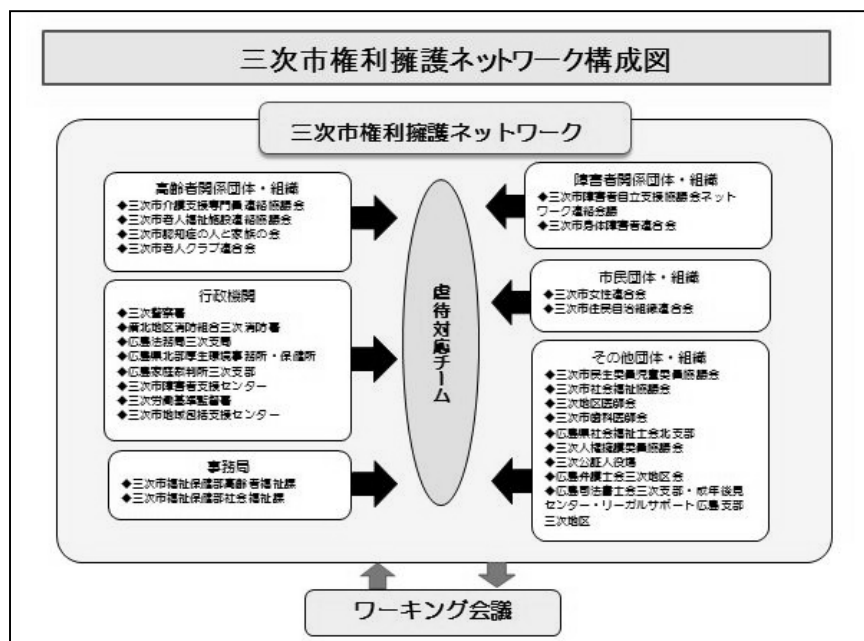
法定雇用率（障害者雇用率）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて，事業主に義務づけられている，全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。2013（平成25）年4月4日からは，民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には，毎年度，未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ，達成している事業主に対しては，障害者雇用調整金や報奨金が支給される。（出展：WAM NET）

【ま行】

三次市権利擁護ネットワーク

高齢者虐待の防止，早期発見，早期対応，成年後見制度の利用促進を図るなど権利擁護を推進する体制を整備することにより，高齢者や障害者等が住みなれた地域で安心して生活できることを目的に設立。



三次市健康増進計画（健康三次 21）

病気の発症予防や重症化を予防するとともに、たとえ病気や障害があっても希望と生きがいをもって、共に支え合いながら、幸せに暮らせる状態を健康ととらえ、人と人とのつながりの中でより充実した健康づくりを推進するため策定。市民、地域、職場、関係する団体、行政などが一体となって、協働による健康づくりを推進して、元気あふれる「いきいき健康日本一のまち」をめざしている。

三次市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画

高齢者の健康づくり、いきがづくりなど様々な保健福祉に関する施策の実施や利用者の立場で介護サービスなど介護保険制度の円滑な実施を図るための基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的にまとめた計画で、計画期間は3年間。

三次市障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口。

三次市障害者支援センター

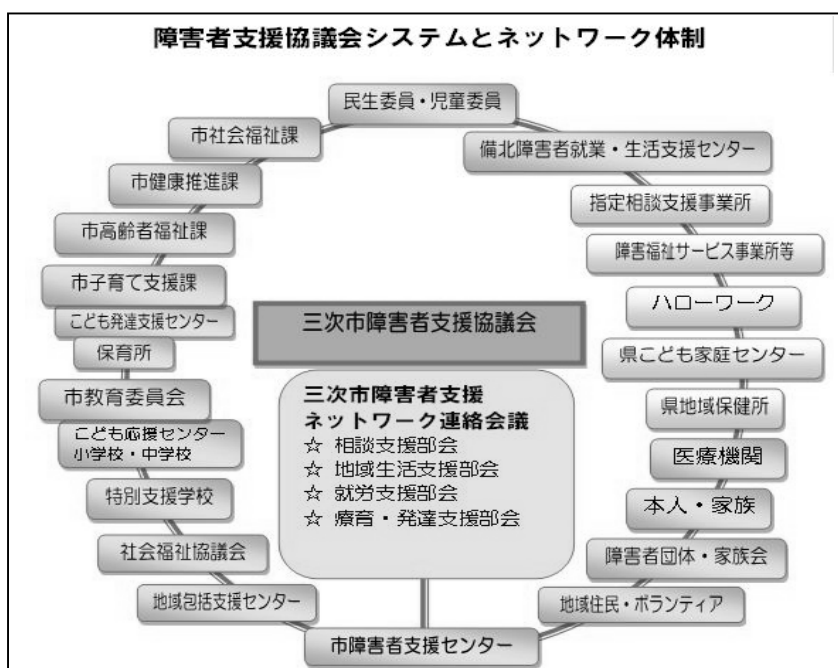
三次市から委託を受けて、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者を配置し、障害者の一般相談業務やサロン事業など各種支援事業を行うとともに、指定相談支援事業所として、計画相談業務を行っている。

三次市障害者支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施を図り、相談支援事業など地域の障害者支援体制づくりの中核的な役割を果たす協議の場とすることを目的とし設置。

三次市障害者支援ネットワーク連絡会議

三次市障害者支援協議会の下部組織として次の4つの専門部会で構成され、相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、療育・発達支援部会で活動している。



三次市障害者優先調達方針

2013（平成 25）年 4 月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、地方公共団体は物品等の調達にあたって優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品の調達方針を作成することとなっており、この法律に基づく、三次市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針。

三次市総合計画

2006（平成 18）年に「三次市総合計画—みよし百年物語—」を策定し、まちづくりの基本理念に「市民のしあわせ」を掲げ、こども、健康・福祉、文化・学習、産業・経済、環境、都市の 6 項目を柱としてまちづくりに取り組み、市民との協働のまちづくりを推進してきましたが、様々な取り組みと努力の中でも、人口減少・少子高齢化は進行しており、こうした状況に真正面から向き合い、三次市の持つ無限の可能性と市民一人ひとりの力を信じ、知恵を出し合い、力を合わせて、新たな取り組みに挑戦していくため、まちづくりの総合指針として策定した計画。

三次市地域防災計画

災害対策基本法に基づいて、風水害や地震などの災害から、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を保護するために、本市の地域に係る防災に関し、市、指定行政機関や公共機関などの防災関係機関が処理すべき事務や業務を定めている。

さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策および災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図ることを目的として、三次市防災会議において策定している。

みよし障害者福祉サービスガイドブック

障害福祉サービスの利用申請から利用までの流れや、相談申請窓口、市内障害者福祉関連事業所や施設などを紹介したガイドブックで、毎年、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議が発行しており、希望者に無料配布している。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

資料 2

○三次市障害者計画策定委員会設置要綱

平成26年 7 月 4 日 告示第130号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 3 項に規定する市町村障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「障害者計画」という。）の策定に当たり、障害者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、三次市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、障害者計画の策定に関し、必要な提言を行う。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害支援区分認定審査会の代表者
- (3) 保健福祉の関係者
- (4) 就労対策の関係者
- (5) 障害者及びその家族の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者

2 委員の任期は、当該障害者計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席をさせ、意見又は説明を述べさせることが

できる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月4日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料3

三次市障害者計画策定委員会 委員名簿

役職名	所属機関	名前
保健福祉関係者	三次市民生委員児童委員協議会 会長	榎田 正治
医療関係者	三次病院 院長	佐々木 康吏
地域ケアに関する有識者	社会福祉法人ともえ会 重度心身障害児施設子鹿学園 療育支援課長	武村 精一
保健福祉関係者	社会福祉法人 三次市社会福祉協議会 地域福祉課長	中野 和彦
	社会福祉法人 あらくさ 理事長	寺田 朱美
	障害程度区分認定審査会委員	青木 伸子
就労対策関係者	三次公共職業安定所 所長	中原 滋樹
	社会福祉法人 備北福祉会 就労継続支援B型君田作業所 所長	梶原 勇人
	広島県立庄原特別支援学校 校長	東内 桂子
障害者及びその家族代表	三次市身体障害者連合会 会長	添田 龍彦
	ままっ子クラブ代表	新元 史子
ボランティア代表	三次市ボランティアグループみよし代表	麓 知子

会長 榎田 正治

副会長 佐々木 康吏

(順不同、敬称略)

資料 4

○三次市障害者計画策定連絡会議設置要綱

平成26年 7 月 4 日告示第131号

三次市障害者計画策定連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「障害者計画」という。）の策定に当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市障害者計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、障害者計画について検討を行う。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、委員長及び委員で組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第 4 条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に議題に関係する職員等を出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

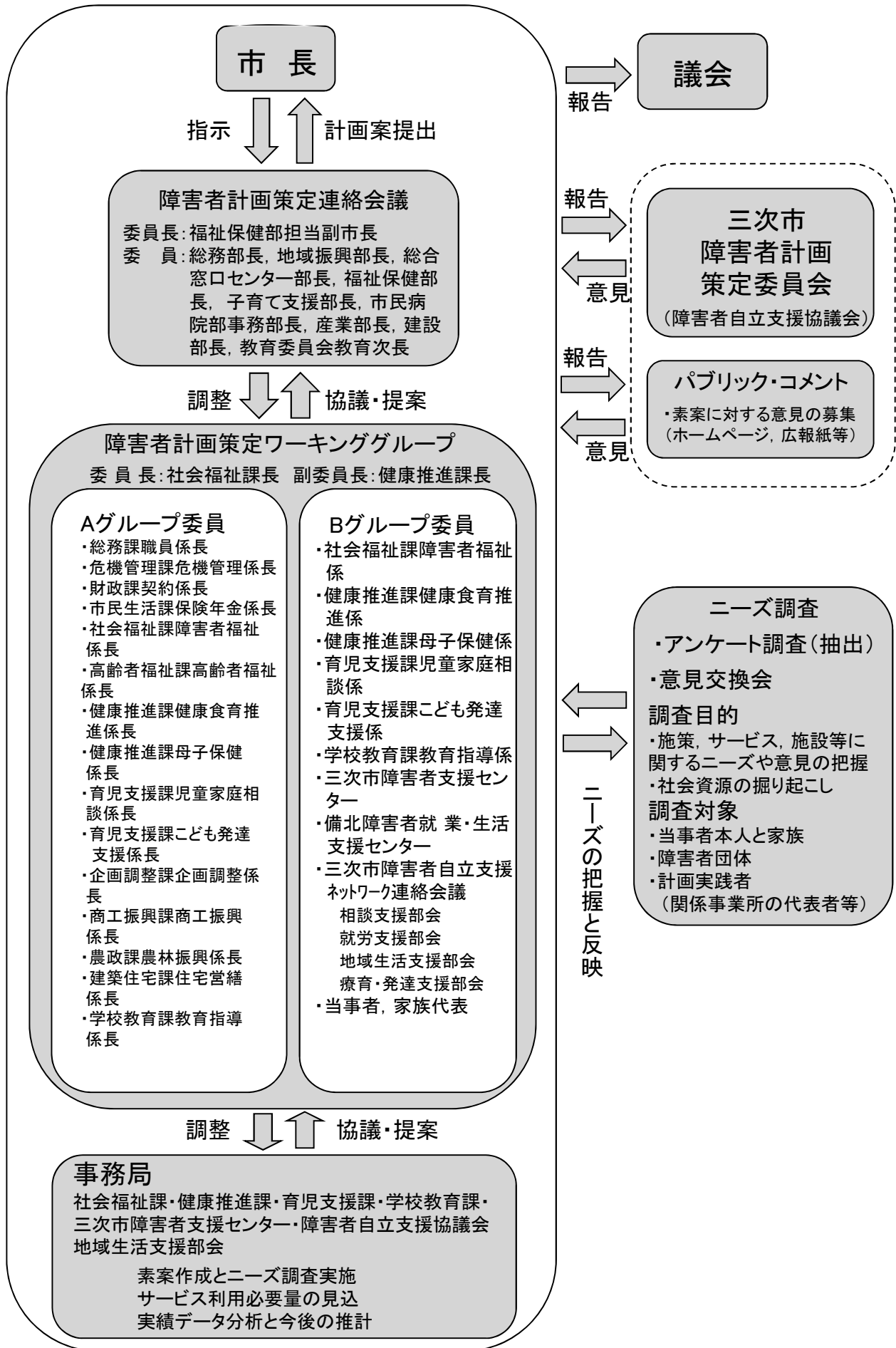
附 則

この告示は、平成26年 7 月 4 日から施行する。

別表（第3条関係）

三次市障害者計画策定連絡会議委員

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	地域振興部長
	総合窓口センター部長
	福祉保健部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業部長
	建設部長
	教育委員会教育次長



資料 6

三次市障害者計画の策定経過

(1) 計画策定事務局会議等開催状況

期 日	協 議 内 容
平成 26 年 5 月 26 日	第 1 回計画策定事務局会議（策定方法・スケジュール等）
平成 26 年 6 月 10 日 ～平成 26 年 7 月 15 日	アンケート調査実施（対象：障害種別ごとの無作為抽出による 500 人）
平成 26 年 6 月 10 日 ～平成 26 年 7 月 16 日	市内 8 会場にて障害者団体等との意見交換会開催
平成 26 年 8 月 4 日 ～平成 26 年 11 月 21 日	第 2～4 回計画策定事務局会（現状と課題分析、計画の骨子）
平成 26 年 12 月 11 日	市議会教育民生常任委員会へ中間報告（計画の骨子について）
平成 26 年 12 月 16 日 ～平成 27 年 1 月 13 日	第 5～7 回計画策定事務局会議（素案協議）
平成 27 年 1 月 16 日	第 8 回計画策定事務局会議（素案全体調整）
平成 27 年 1 月 28 日	市議会教育民生常任委員会へ報告（計画素案）
平成 27 年 2 月 17 日 ～平成 27 年 2 月 24 日	第 9～10 回計画策定事務局会議（パブリックコメント）

(2) 計画策定ワーキング会議開催状況

期 日	協 議 内 容
平成 26 年 8 月 12 日 ～平成 26 年 12 月 18 日	計画策定ワーキング A グループ会議（素案に関する意見交換、資料提供）
平成 26 年 10 月 29 日 ～平成 26 年 12 月 17 日	計画策定ワーキング B グループ会議（素案に関する意見交換）

(3) 計画策定連絡会議開催状況

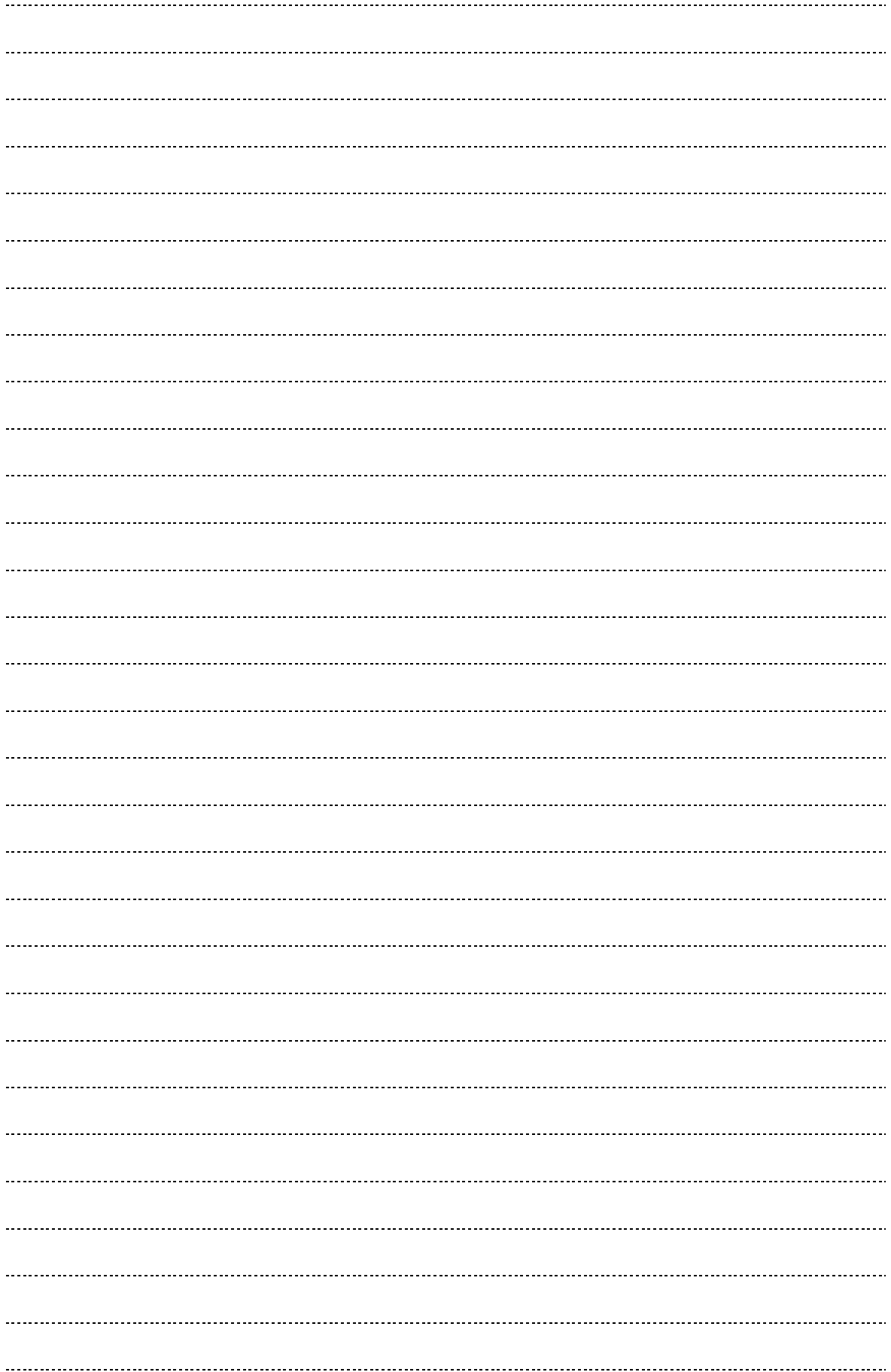
期 日	協 議 内 容
平成 26 年 8 月 27 日	第 1 回計画策定連絡会議（現状の評価と課題分析、計画の骨子ほか）
平成 27 年 1 月 14 日	第 2 回計画策定連絡会議（計画の素案について）

(4) 計画策定委員会開催状況

期 日	協 議 内 容
平成 26 年 9 月 26 日	第 1 回計画策定委員会（現状の評価と課題分析、計画の骨子について）
平成 27 年 1 月 15 日	第 2 回計画策定委員会（計画素案について）
平成 27 年 2 月 26 日	第 3 回計画策定委員会（パブリックコメントへの対応及び計画案について）

(5) パブリックコメントの実施

期 日	対 象 案 件 名
平成 27 年 1 月 29 日 ～平成 27 年 2 月 17 日	三次市障害者計画（素案） 20 日間



三次市障害者計画

第2期障害者福祉計画（平成27年度～平成32年度）

第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

発行 三次市福祉保健部 社会福祉課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話 0824-65-2051

FAX 0824-62-6285

E-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

